

平成19年度

業務実績報告書

日本司法支援センター

目 次

I	はじめに	- 1 -
II	日本司法支援センターの概要	- 2 -
1	業務の内容	- 2 -
(1)	本来業務（総合法律支援法第30条第1項）	- 2 -
ア	情報提供業務（第1号）	- 2 -
イ	民事法律扶助業務（第2号）	- 2 -
ウ	国選弁護等関連業務（第3号）	- 2 -
エ	司法過疎対策業務（第4号）	- 2 -
オ	犯罪被害者支援業務（第5号）	- 2 -
(2)	受託業務（総合法律支援法第30条第2項）	- 2 -
2	法人の組織	- 3 -
	【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧	
3	法人の沿革	- 4 -
	【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成20年3月31日）	
4	根拠法	- 4 -
5	主務大臣	- 4 -
6	資本金	- 4 -
7	役員の状況	- 4 -
8	職員の状況	- 4 -
III	中期目標・中期計画・年度計画	- 5 -
1	日本司法支援センターの中期目標・中期計画	- 5 -
(1)	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	- 5 -
(2)	業務運営の効率化に関する事項	- 5 -
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	- 5 -
2	平成19年度日本司法支援センター年度計画	- 6 -
(1)	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	- 6 -
(2)	業務運営の効率化に関する事項	- 7 -
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	- 7 -
(4)	委託援助業務	- 8 -

IV 平成19年度の事業概要	- 9 -
1 総括	- 9 -
(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	- 9 -
(2) 地方協議会の開催	- 9 -
(3) 常勤弁護士の確保	- 9 -
【資料3】常勤弁護士配置先一覧（平成20年3月31日現在）	
【資料4】常勤弁護士就職説明会等実施状況	
(4) コンプライアンス体制の整備状況	- 10 -
ア 監事定期監査	- 10 -
イ 内部監査	- 10 -
(5) 自己収入（寄附金等）の受入状況	- 10 -
2 各業務	- 11 -
(1) 情報提供業務	- 11 -
ア 業務の概要	- 11 -
イ 電話による情報提供	- 11 -
【資料5】平成19年度受電件数の推移	
【資料6】平成19年度受電内容の推移	
【資料7】平成19年度における相談分野の概要	
【資料8】平成19年度における関係機関紹介状況	
ウ 面談による情報提供	- 12 -
エ メール、ホームページ等による情報提供	- 13 -
オ 関係機関との連携・協力関係強化	- 13 -
(2) 民事法律扶助業務	- 14 -
ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況	- 14 -
【資料9-1・2】平成19年度援助申込・援助決定件数等状況	
【資料10】最近5年間の援助決定件数の推移	
イ 契約弁護士・司法書士数	- 14 -
【資料11-1・2】契約弁護士数、契約司法書士数	
ウ 援助を受けた人の特徴	- 14 -
【資料12-1~4】援助を受けた人の年齢、性別、職業、収入（月額）、公的給付	
エ 代理援助事件・書類作成援助事件の状況	- 15 -
【資料13】代理援助事件の事件別内訳	
【資料14】書類作成援助事件の事件別内訳	
【資料15】支払保証立担保実績	
【資料16】代理援助事件の結果別内訳	
オ 不服申立てと再審査	- 15 -
【資料17】不服申立てと再審査（結果別内訳）	

カ	立替金等の状況	- 15 -
	【資料18】立替金等残高表	
	【資料19】法律相談費	
	【資料20】代理援助立替金実績	
	【資料21】書類作成援助立替金実績	
キ	業務方法書の改正	- 16 -
(3)	国選弁護等関連業務	- 16 -
ア	国選弁護関連業務	- 16 -
	【資料22】国選弁護人契約弁護士数の推移（含む常勤弁護士）	
	【資料23】国選弁護事件受理件数（被疑者・被告人別）	
	【資料24】国選弁護報酬基準の概要	
	【資料25】国選弁護報酬・費用算定件数（地方事務所別）	
	【資料26】国選弁護報酬・費用算定件数（審級別）	
	【資料27】国選弁護報酬等に対する不服申立件数	
イ	国選付添関連業務	- 20 -
	【資料28】国選付添事件受理件数	
	【資料29】国選付添報酬基準の概要	
	【資料30】国選付添報酬・費用算定件数	
(4)	司法過疎対策	- 21 -
	【資料31】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況	
(5)	犯罪被害者支援業務	- 21 -
	【資料32】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移	
	【資料33】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容	
	【資料34】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事 手続等」に関する問い合わせに係る紹介先	
(6)	受託業務	- 22 -
ア	概要	- 22 -
イ	中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務	- 22 -
ウ	日本弁護士連合会委託援助業務	- 23 -
	【資料35】日弁連委託援助業務の対象者及び援助内容一覧	
V	平成19年度における業務実績	- 25 -
1	総合法律支援の充実	- 25 -
(1)	総括	- 25 -
ア	業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	- 25 -
	【資料36】認知度調査結果概要	
イ	地方協議会の開催	- 26 -
	【資料37】平成19年度地方協議会開催一覧	

ウ	常勤弁護士の確保	- 27 -
(2)	情報提供・関係機関連携強化	- 29 -
ア	相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築	- 29 -
	【資料38】各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数等	
イ	連携指数の上昇	- 30 -
(3)	民事法律扶助	- 31 -
ア	民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保	- 31 -
イ	民事法律扶助のニーズ調査の企画	- 32 -
(4)	国選弁護人確保	- 32 -
ア	弁護士に対する説明会の実施	- 32 -
イ	常勤弁護士の採用・常駐	- 33 -
(5)	司法過疎対策	- 33 -
ア	地域事務所の設置等	- 33 -
イ	常勤弁護士の巡回	- 34 -
(6)	犯罪被害者支援	- 35 -
2	業務運営の効率化	- 36 -
(1)	情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	- 36 -
ア	コールセンターにおける効率的な情報提供	- 36 -
イ	関係機関・団体データベースの活用等	- 36 -
(2)	民事法律扶助・国選弁護人確保	- 37 -
ア	常勤弁護士採用のための基盤整備	- 37 -
イ	常勤弁護士確保に向けた説明会の実施	- 37 -
ウ	常勤弁護士の活動のための環境整備	- 38 -
エ	常勤弁護士に対する実務研修の実施	- 39 -
	【資料39】常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況	
オ	国選弁護人契約における一括契約に関する取組	- 39 -
(3)	司法過疎対策	- 40 -
3	提供するサービスその他の業務の質の向上	- 41 -
(1)	情報提供	- 41 -
ア	F A Qの充実等	- 41 -
イ	即日中の情報提供	- 42 -
	【資料40】地方事務所の窓口対応専門職員	
(2)	民事法律扶助	- 43 -
ア	援助審査の合理化	- 43 -
イ	犯罪被害者に対する充実した援助の提供	- 43 -
ウ	契約弁護士・司法書士に対する研修の実施	- 44 -
(3)	国選弁護人確保	- 44 -
ア	関係機関との定期的な協議	- 44 -

イ	指名通知に関する目標時間の設定等	- 45 -
ウ	国選弁護士契約弁護士に対する研修の実施	- 45 -
エ	不祥事案の再発防止	- 46 -
(4)	犯罪被害者支援	- 46 -
ア	地方事務所の職員の配置	- 46 -
イ	窓口対応専門職員等に対する研修の実施	- 47 -
ウ	犯罪被害者支援に携わる者等からの意見聴取	- 48 -
エ	犯罪被害者支援精通弁護士の確保等	- 49 -
オ	民事法律扶助制度利用の助言の徹底	- 50 -
(5)	司法過疎対策	- 50 -
(6)	関係機関連携強化	- 51 -
4	委託援助業務	- 51 -
(1)	日本弁護士連合会委託援助業務	- 52 -
(2)	中国残留孤児援護基金委託援助業務	- 52 -
5	予算、収支計画及び資金計画	- 53 -
6	短期借入金の限度額	- 53 -
7	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	- 53 -
8	剰余金の使途	- 53 -
9	その他法務省令で定める業務運営に関する事項	- 54 -
(1)	施設・設備に関する計画	- 54 -
(2)	人事に関する計画	- 54 -
ア	常勤弁護士の確保状況等	- 54 -
イ	職員の確保状況等	- 55 -

以上

I はじめに

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、綜合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づいて平成18年4月に設立され、同年10月から業務を開始した。

業務開始に当たっては、財団法人法律扶助協会から引き継いだ民事法律扶助業務や国からの委託に基づく国選弁護関連業務のほか、情報提供業務、犯罪被害者支援業務、そして司法過疎対策などの新規業務を並行して立ち上げることとなり、さらに、平成19年度には、日本弁護士連合会から委託を受けた法律援助に関する業務や国からの委託に基づく国選付添人の選任等に関する業務を開始するに至ったが、現在、各業務とも概ね軌道に乗り、安定してサービス提供を行う態勢が整ったところである。

他方、平成20年2月に、支援センターにおいて初めて全国を対象にした認知度調査を実施したが、調査対象者のおよそ8割が支援センターを全く知らないという状況が明らかとなった。今後いかにして、潜在的ニーズを掘り起こし、より多くの国民に良質なサービスを提供していくかということが、支援センターが直面する大きな課題の一つであると言える。また、平成20年度には被害者国選弁護制度が、同21年度には裁判員制度が開始されるとともに、被疑者国選弁護制度の対象事件が大幅に拡大されるなど、支援センターを取り巻く制度環境も新たな展開を見せることとなり、支援センターはこれまでに積み重ねた実績・経験を最大限に生かしつつ、業務の更なる充実を図っていく必要がある。

本報告書は、以上のような状況を踏まえ、支援センターの平成19年度における業務実績とその成果を報告するものである。

II 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

ア 情報提供業務（第1号）

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（第2号）

経済的に困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判手続等に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護等関連業務（第3号）

国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払いなどを行う業務。

エ 司法過疎対策業務（第4号）

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（第5号）

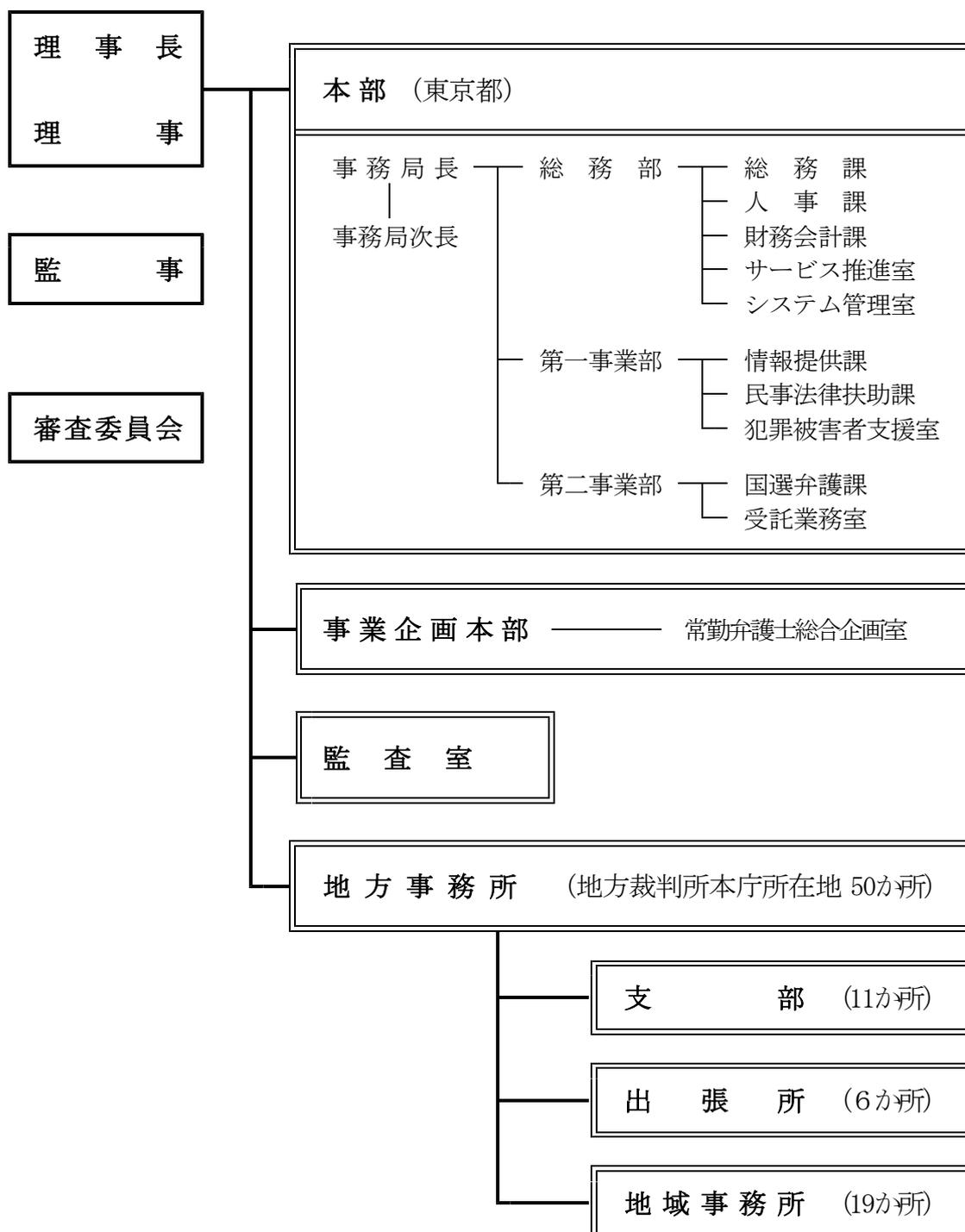
犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介する業務。

(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成20年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、【資料1】のとおりである。

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

3 法人の沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

同年10月2日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成20年3月31日までの沿革については、【資料2】のとおりである。

【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成20年3月31日）

4 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3億5,100万円（政府全額出資）

7 役員の状況

理事長	金平輝子	（平成18年4月10日就任）
理事（常勤）	寺井一弘	（ 〃 ）
同（非常勤）	軍司育雄	（ 〃 ）
同（ 〃 ）	岩瀬徹	（ 〃 ）
同（ 〃 ）	西川元啓	（ 〃 ）
監事（非常勤）	馬場義宣	（ 〃 ）
同（ 〃 ）	羽田悦朗	（ 〃 ）

（注）平成20年4月10日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	寺井一弘	（平成20年4月10日就任）
理事（常勤）	岩瀬徹	（ 〃 再任）
同（ 〃 ）	篠塚英子	（ 〃 就任）
同（非常勤）	加毛修	（ 〃 就任）
同（ 〃 ）	西川元啓	（ 〃 再任）
監事（非常勤）	馬場義宣	（ 〃 再任）
同（ 〃 ）	羽田悦朗	（ 〃 再任）

8 職員の状況

平成20年3月31日現在、常勤職員数は526名（常勤弁護士を含む。）である。

Ⅲ 中期目標・中期計画・年度計画

1 日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成18年4月、法務大臣から指示された平成22年3月31日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を受け、中期計画を作成し、認可された。

中期計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 全国の地方事務所単位で各事業年度に1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取すること。
- 支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努めること。
- 地方事務所単位で、平均68機関以上の機関・団体と連携・協力関係を構築した上、連携の度合い（連携指数）を上昇させること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行うこと。
- 民事法律扶助のニーズを把握するための、利用者等に対するアンケート調査を実施すること。
- 国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐又は巡回させること。
- 日本弁護士連合会等とも連携協力しながら、実質的な「弁護士ゼロワン地域」において司法過疎対策を図ること。
- 地方事務所単位で、平均12機関以上の犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築した上、連携の度合い（連携指数）を上昇させること。

(2) 業務運営の効率化に関する事項

- 総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、効率的かつ円滑に業務を遂行すること。
- 情報提供業務を一元的に行うコールセンターを設置すること。
- 民事法律扶助・国選弁護の事件処理に対応する所要の常勤弁護士を確保すること。
- 司法過疎対策につき、支援センターの補完性と業務の効率性の観点をも踏まえること。

(3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 情報データベース及びFAQ（Frequently Asked Question（よくある

質問と答)) データベースの情報量を平成18年度から同21年度までの間に20%以上増大すること。

- 情報提供業務に関し、利用者のアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得ること。
- 民事法律扶助において、援助審査の方法を合理化することなどにより援助申込みから代理人選任までの期間を短縮すること。また、各事業年度に1回以上、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施すること。
- 国選弁護人確保について、各地方事務所単位で、関係機関との間で、各事業年度に1回以上の定期的な協議の場を設定すること。また、各事業年度に1回以上、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を実施すること。
- 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置すること。また、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
- 犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設けること。
- 地方事務所単位で、連携関係にあるすべての関係機関と平成19年度以降各事業年度に1回以上(裁判所・検察庁・弁護士会との間では2回以上)、協議を行うこと。

2 平成19年度日本司法支援センター年度計画

支援センターは、中期計画に基づき、平成19年度の業務運営に関する計画(以下「年度計画」という。)を定め、平成19年3月30日、法務大臣に届け出た。その後、日本弁護士連合会及び財団法人中国残留孤児援護基金との委託契約の締結並びに平成19年度補正予算の成立に伴い、同計画を変更し、平成20年3月28日にその旨届け出た。

年度計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 地方事務所単位で、1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取すること。
- 支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努めること。常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年以内とするなどして、司法修習修了直後の者等から、常勤弁護士を採用する方式を検討すること。
- 地方事務所単位で、平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築し、連携指数の上昇に努めること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、

常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行うこと。

- 民事法律扶助のニーズを把握するための、利用者等に対するアンケート等の調査を企画立案すること。
- 契約弁護士獲得のため、弁護士に対する説明会を実施し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐させること。
- 実質的な「弁護士ゼロワン地域」に、人口・事件数等を考慮し、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させること。
- 地方事務所において、犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築すること。

(2) 業務運営の効率化に関する事項

- 東京都に設置したコールセンターにおいて、業務量に応じた要員を配置するなどして電話による情報提供を集中的・効率的に行うこと。
- 常勤弁護士確保のために、司法修習生、法科大学院生、弁護士に対する説明会を実施し、常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を1回以上実施すること。
- 国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、一括契約に基づく事件処理の実務運用について、関係機関との間で協議を行うこと。

(3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- コールセンターに寄せられる問い合わせを日々分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答（FAQ）を作成すること。
- コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るように努めること。
- 民事法律扶助の援助審査の方法を合理化することなどにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成18年度と比較して短縮すること。
- 各地方事務所単位で、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施すること。
- 国選弁護人確保について、地方事務所単位で、関係機関との定期的な協議の場を1回以上設定すること。
- 地方事務所単位で、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を1回以上実施すること。
- 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置し、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
- 犯罪被害者等の意見を聴取する機会を地方事務所単位で1回以上設けること。

(4) 委託援助業務

- 日本弁護士連合会からの委託を受け、民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない方を対象に、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行うこと。
- 財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供すること。

IV 平成19年度の事業概要

1 総括

(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

設立2年目である平成19年度は、前年度に引き続き、業務内容等に関する国民の認知度を高めるために様々な広報活動を実施した。

さらに、支援センターでは、利用者の立場に立った業務を遂行するため、「苦情等取扱規程」に基づき、サービス推進室において、利用者から寄せられた様々なご意見・ご要望等を集約して業務改善推進ワーキンググループに報告するなどし、同ワーキンググループにおいて組織横断的に業務改善に向けた検討を行うなどした。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、地方協議会を開催した。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第30条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士である（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）第1条）。

日本弁護士連合会の協力を得て、平成19年度から、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用した上、集合研修、OJT研修による実務指導を実施するなど、比較的短期間に即戦力となるよう養成する新制度を導入したこともあり、平成19年度に合計72名の常勤弁護士を採用した。

平成20年3月31日現在で、常勤弁護士は合計96名となり、【資料3】のとおり、合計56か所の事務所（全国37か所の地方事務所・支部、19か所の地域事務所）に配置した。

【資料3】常勤弁護士配置先一覧（平成20年3月31日現在）

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手であり、有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報等に関する積極的な広報・説明が必要であることから、【資料4】のとおり、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、平成19年度に、合計35回余りにわたり、のべ4,300名以上の司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として説明会を実施した。

特に、上記のような司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採

用する新制度を導入したことから、支援センターの常勤弁護士に強い関心を持つ司法修習生に常勤弁護士の業務の実態を実感できる機会を提供すべく、支援センターの各地の地方事務所において、常勤弁護士も講師として参加する形で、【資料4】番号28から35のとおり、合計8回にわたり、司法修習生を対象とした就職説明会を実施した。

【資料4】常勤弁護士就職説明会等実施状況

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の協力を得て、法曹経験が概ね10年以下であり、60歳未満の既登録弁護士約1万4,000名に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類を送付し、応募を促す取組みを行った。

(4) コンプライアンス体制の整備状況

支援センターは、これまでに監事監査規程（平成18年規程第11号）、内部監査規程（平成18年規程第12号）、役職員倫理規程（平成18年規程第23号）等を策定するとともに、毎年度、本部、地方事務所及び支部に対する監事監査規程に基づく監事定期監査及び内部監査規程に基づく内部監査を実施するなどし、コンプライアンス体制の整備に努めている。

これに基づいて、平成19年度においては、以下の各事務所に対する監査を実施した。

ア 監事定期監査

本部、大阪地方事務所、千葉地方事務所

イ 内部監査

本部、東京地方事務所及び多摩支部、神奈川地方事務所及び川崎支部、兵庫地方事務所及び阪神支部、広島地方事務所、長崎地方事務所、函館地方事務所

(5) 自己収入（寄附金等）の受入状況

平成19年度における寄附金収入は、約1億3,000万円で、そのほとんどは刑事被疑者・被告人からの「しよく罪寄附」であった。

支援センターは、所得税法、法人税法及び租税特別措置法上の「特定公益増進法人」として寄附者が税制上の優遇措置を受けられることになっており、経済団体や篤志家等からの「一般寄附」を確保すべく、ポスターを作成したり、広報物に寄附金募集の案内を掲載するなどしたほか、支援センター本部内に検討チームを設けて具体的施策の検討に着手した。

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア 業務の概要

情報提供業務は、①裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの（法制度情報）及び、②弁護士、司法書士等隣接法律専門職者等の業務等に関するもの（関係機関・団体情報）を内容とする情報を提供するものであり、電話、面談に加え、メールやホームページなどの方法によっている。

イ 電話による情報提供

法的トラブルを抱えてお困りの方の利便性や、今日における携帯電話の普及状況等を踏まえ、東京都内にコールセンターを設置し、電話による情報提供を集中的・効率的に行っている。

コールセンターには、全国統一で覚えやすい電話番号「0570-078374（おなやみなし）」を設け、全国からの問い合わせに対応している。問い合わせに対応するオペレーターは、FAQ（Frequently Asked Question（よくある質問と答））と関係機関・団体データベースにより、法的トラブル解決に役立つ法制度や最適な相談窓口情報を提供する。支援センターのコールセンターは、法的トラブルに関する多様な問い合わせを受けとめ、かつ紛争解決に資する適切な相談窓口等を紹介するものであり、その性質上、それらに対応するオペレーターには、高い業務スキルが求められる。そこで、専門オペレーターとして、主に消費生活相談資格者（地方公共団体の消費生活センター等で働くための消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー・コンサルタントといった資格を持った者）等の法的知識や相談経験を有する者を配置している。

情報提供サービス料は無料である。電話代は、利用者の負担となるが、家庭等の固定電話からであれば、全国どこからでも、市内電話料金程度（3分間8.5円（税別））の通話料で利用することができる。

また、仕事等を持った市民も利用しやすいように、平日は9時から21時まで、土曜日も9時から17時まで受け付けている。

さらに、平成19年7月からは、複雑困難な法律問題にも対応することができるように、日本弁護士連合会の協力により、コールセンター内に常駐している弁護士による情報提供（TA制度）も行っている。これは、法律相談として実施するものではなく、オペレーターでは対応が困難なケースにつき、弁護士が電話で情報提供をするものである。また、平成19年10月からは、法制度紹介の一環として、実施が近づいてきた裁判員制度に関する問い合わせ対応を、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会の全面的な協力のもとに実施している。

平成19年度のコールセンターにおける情報提供の件数は、電話とメールを併せて、合計22万727件であり、月平均1万8,000件程度で推移した。質の高い情報提供を実施するために、オペレーターに対する研修を精力的に実施してきた結果、苦情については、平成19年4月には0.55%あったものが同20年3月には0.24%になるなど確実に減少している。

問い合わせ内容は、金銭の借り入れ（23.3%）が最も多く、次いで男女・夫婦（13.0%）、相続・遺言（6.9%）、民事法律扶助（5.8%）、金銭の貸し付け（3.0%）、借地・借家（3.0%）の順となっている。問い合わせの多くが経済的、社会的に弱い立場にある人からのものであり、紛争の具体的な解決を要することが多いため、紹介先としては、地方事務所の民事法律扶助部門（30.3%）が最も多くなっている。この民事法律扶助をサービスメニューに持つことが支援センターの最大の武器である。民事法律扶助に該当しない場合は、適切な関係機関を紹介することになる。

主な紹介先としては、地方事務所のほか、弁護士会（23.1%）、司法書士会（11.9%）が多く、これに次いで市役所（6.8%）、都道府県（3.9%）、区役所（2.5%）、消費生活センター（1.5%）、女性センター等（1.2%）、家庭裁判所（1.2%）となっている。

【資料5】平成19年度受電件数の推移

【資料6】平成19年度受電内容の推移

【資料7】平成19年度における相談分野の概要

【資料8】平成19年度における関係機関紹介状況

ウ 面談による情報提供

情報提供は、広報等によりできる限りコールセンターに誘導することとしているが、各地方の関係機関・団体の相談窓口の実情等を考慮しなければ案内できないような問い合わせ、電話では伝えたい点を把握しがたい問い合わせ、契約書等を見なければ回答できないような複雑な問い合わせ等については、コールセンターにおいて利用者の近くの地方事務所等を紹介し、面談による情報提供に誘導している。また、地域の関係者等からの紹介により、身近な地方事務所等に直接来訪したり、電話をかけてくる場合も相当数あることから、窓口で対応する職員にも、コールセンターのオペレーターと同様の業務スキルが求められ、主に消費生活相談資格者等を窓口対応専門職員として当てている。

この場合において、質の高い情報提供を実施するためには、コールセンターのオペレーター同様、これらの窓口対応専門職員の業務スキルの向上が不可欠である。そこで、弁護士会・司法書士会などの全面的な協力を得て、平成20年2月に法制度等に関する研修用DVD10種類を本部で作成し、地方事務所における研修教材とした。地方事務所では、このDVDの活用

のほかにも、地方の実情に応じ、様々な研修を実施している。

エ メール、ホームページ等による情報提供

近年のインターネット及びこれを利用したメールの普及にかんがみ、メールによる情報提供も行っている。また、ホームページには、ジャンル別相談事例、コールセンター等で使用しているFAQの内、紹介の多い上位約700問及び関係機関・団体窓口情報等を公開しており、利用者や関係機関の相談窓口担当者が自ら紛争解決に役立つ情報をいつでも入手できるようにしている。その他、コールセンターが業務を行っていない時間帯には、その時間に相談等の対応を行っている関係機関・団体の相談窓口を紹介する音声・ファックス応答サービスも行っている。

さらに、支援センターに多くの問い合わせが寄せられている「多重債務」「離婚」「相続」「建物賃貸借」「労働」「民事全般」の6つの分野の法的トラブルについては、FAQをもとにQ&A集を作成し、関係機関を通じて市民に配布するなど、支援センターからの情報提供も積極的に行っている。なお、このQ&A集は利用者に変な好評であったことから、増刷して追加配布を行った。

オ 関係機関との連携・協力関係強化

上記のとおり、情報提供業務の内容は、様々な法的トラブルを解決するための法制度と相談窓口を設置している機関・団体の情報の提供である。したがって、利用者は、民事法律扶助の要件に該当する者を除いて、支援センターの紹介した関係機関・団体の相談窓口において法律相談等を受け、トラブルの解消を目指すこととなるのであり、支援センターにおいては、より多くの相談窓口設置機関・団体と緊密な連携を図り、協力関係を構築していく必要がある。

そこで、中央レベル、地方レベルの双方において、会議、協議会を開催するなどして、相談窓口設置機関・団体の理解を求め、より緊密な連携・協力関係を構築した。すなわち、中央レベルにおいては、法務省と連携し、内閣官房司法制度改革推進室が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議の開催を要望するなどし、地方レベルにおいては、総合法律支援法第32条第4項に規定する（地方）協議会を開催し、各地における相談窓口設置機関・団体を招へいし、その場において、連携・協力関係構築に関する理解を求めるとした。

また、関係機関・団体においては、同所を訪れた専門分野外の利用者に対して支援センターを紹介しても、支援センターは主に関係機関・団体の紹介を行うことから、利用者は更に他の機関・団体に行かなければならず、たらい回し感を与えかねないので、上記のとおり支援センターのホームページ上で公開している関係機関・団体データベースを利用し、直接、最適

な相談機関を紹介することができるようにしている。今後も、関係機関・団体に対する周知を図るとともに、連携・協力関係をより一層徹底していくこととする。

さらに、支援センターから相談機関を紹介する場合にも利用者の負担軽減を考え、電話の転送や予約の代行まで行うことを心掛けている。

(2) 民事法律扶助業務

民事法律扶助業務は、資力に乏しい方を対象として、無料法律相談を実施する法律相談援助、民事裁判等手続の準備及び追行のための費用等を立替払い等する代理援助及び民事裁判等手続に必要な書類の作成のための費用等を立替払い等する書類作成援助の3つの業務を主な柱としている。

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成19年度の法律相談援助実施件数は14万7,430件(前年度比37.2%増)、代理援助開始決定件数は6万8,910件(同12.6%増)、書類作成援助開始決定件数は4,197件(同8.3%増)であり、いずれも前年度(ただし、上半期は財団法人法律扶助協会による実施)の実績と比べて増加した。また、同協会の実績を含む最近5年間の状況をみても、援助開始決定件数は一貫して増加傾向にあり、特に支援センターが事業を開始した平成18年10月以降は、大都市圏にない地方事務所において増加の程度がより大きい傾向が見られる。

【資料9-1・2】平成19年度援助申込・援助決定件数等状況

【資料10】最近5年間の援助決定件数の推移

イ 契約弁護士・司法書士数

支援センターでは、上記の常勤弁護士の確保と併せて、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めた結果、本年度末時点における契約弁護士数(受任予定者契約)は1万318名(前年度比21.1%増)、契約司法書士数(受託予定者契約)は4,174名(前年度比20.5%増)となり、いずれも前年度より増加した。

【資料11-1・2】契約弁護士数、契約司法書士数

ウ 援助を受けた人の特徴

代理援助・書類作成援助を受けた人は、女性が57%、男性が43%と、女性の比率が高く、この割合は前年度と全く同様であった。年代別に見ると、男性は30歳代以上の各年齢区分にほぼ均一に分布しているのに対し、女性は30歳代が最も比率が高く、次いで40歳代が多い点も、前年度と同様である。

収入については、無収入の人が21.3%(前年度比1.8ポイント減)で、月額10万円以下の収入の人と合わせると35.9%(前年度比2.3ポイント減)

を占める。また、生活保護受給者の割合は10.2%（前年度比1.8ポイント減）であった。いずれも前年より割合が低下し、やや収入の多い層の割合が増えたが、依然として対象者層の中でも低所得者の利用が多くなっている。その理由は、援助を受けた人の職業別割合では、無職の人が4割弱となっていることとも整合的である。

【資料12-1～4】援助を受けた人の年齢、性別、職業、収入（月額）、公的給付

エ 代理援助事件・書類作成援助事件の状況

事件別に見ると、代理援助では、自己破産事件が最も多く、全体の52.3%と過半数を占めるが、前年度比では若干減少している（前年度比5.9ポイント減）。次いで離婚事件が12.0%（前年度比0.7ポイント増）となっており、自己破産事件が減少し、その他の事件が増加し始めた傾向が伺える。なお、書類作成援助では93.4%（前年度比0.7ポイント減）が自己破産事件となっている。また、保全事件の担保提供は原則として支払保証の方法によっているが、平成19年度に新規に実施したものが354件であった。

事件の結果は、勝訴・和解成立等により成功裡に終了したものが81.5%と多く、敗訴は0.7%、調停不成立は1.3%であり、その状況は前年度とほとんど変わらない。

【資料13】代理援助事件の事件別内訳

【資料14】書類作成援助事件の事件別内訳

【資料15】支払保証立担保実績

【資料16】代理援助事件の結果別内訳

オ 不服申立てと再審査

援助事件（代理援助事件又は書類作成援助事件）に関して地方事務所長がした決定に対し不服のある申込者、被援助者及び受任者等は、地方事務所長に対し不服申立てをすることができる。さらに、上記不服申立てに対する決定に不服がある不服申立人は、理事長に対し再審査の申立てをすることができる。

平成19年度の不服申立件数は239件（前年度比0.4%増）、再審査申立件数は112件（前年度比69.7%増）であった（いずれも前年度は6か月間の件数であるため、その倍数と本年度の件数を比較した。）。不服申立件数は横ばいであったが、再審査申立てを行う案件が急増している。

【資料17】不服申立と再審査（結果別内訳）

カ 立替金等の状況

平成19年度の代理援助に係る立替金合計（常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。）は106億7,998万9,355円、書類作成援助に係る立替金合計（前同）は3億9,829万3,600円、法律相談援

助に係る法律相談費合計は8億769万3,550円であった。また、償還金は75億7,969万2,388円であり、償還免除額は3億9,328万9,630円であった。

償還金収入の確保のためには、初期滞納者に対する督促が有効であることから、従前から、自動払込手続による支払につき①初回の滞納者及び②3か月連続の滞納者に対して、コンビニエンスストアでの支払が可能な葉書を送付して督促を行っていたところであるが、平成19年度はこれに加え、滞納月数が1～2か月である被援助者に対する督促を11月から12月にかけて全国一斉に実施した。また、①きめ細かな督促を可能にするためのコンピュータシステム改善、②都市銀行での自動払込手続の導入、③電話による督促、④支払督促など法的手続につき、その効果とコストなどの検討を行った。

なお、償還免除については、地方事務所長が理事長の承認を得て決定することとされているが、免除要件に該当するものの、免除申請がなされない等の理由で立替金債権として残存している場合があり、このような立替金債権の管理コストを考慮すると、適切に免除処理を行うことによって債権管理コストを縮減し、業務の効率化を図ることができるので、免除承認申請のための要領を策定したほか、地方事務所職員に対する研修も実施した。

【資料18】立替金等残高表

【資料19】法律相談費

【資料20】代理援助立替金実績

【資料21】書類作成援助立替金実績

キ 業務方法書の改正

業務開始後1年が経過し、より適正かつ円滑な業務運営を確保する観点から、主として実務に近接した手続に関する規定につき、業務方法書の改正を行ったほか、立替基準についても相応の修正を行った。

(3) 国選弁護等関連業務

ア 国選弁護関連業務

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求又は裁判所若しくは裁判官の職権により裁判所が弁護人を選任する制度である。従来は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月から、一定の重い刑罰が定められている事件、すなわち死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件について、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があったと

きは、被疑者のため弁護人を付さなければならないこととなった。

支援センターは、国選弁護関連業務として、国選弁護人になろうとする弁護士との契約の締結、個別の事件における国選弁護人候補者の指名及び裁判所への通知、国選弁護人に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

(7) 弁護士との国選弁護人契約の締結

① 契約の種類

平成18年10月以降、裁判所は、支援センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、支援センターに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

② 契約の方式

支援センターは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。以下「国選弁護人契約約款」という。）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名・通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

③ 契約締結の手続

弁護士が支援センターとの間で一般国選弁護人契約を締結するには、弁護士が支援センターに対し直接契約を申し込む方法と、弁護士会が申込書を取りまとめて支援センターに提出する方法の2種類がある。前者については、支援センターとの間で一般国選弁護人契約を締結しようとする弁護士は、その所属する弁護士会の所在地にある支援センターの地方事務所に対し、申込書及び添付書類を提出して、契約

の申込みをする。後者については、支援センターの地方事務所は、その所在地にある弁護士会からの取りまとめの申出があるときは、弁護士会に所属弁護士の申込書の取りまとめを依頼し、弁護士会から申込書をまとめて受領する方法により申込みを受け付ける。この場合、地方事務所は、申込書の取りまとめを行う弁護士会から、あらかじめ、国選弁護人として推薦する弁護士についてのみ申込書の取りまとめを行う旨の通知を受けているときは、弁護士会による取りまとめを経ずにされた所属弁護士からの申込みについて、弁護士会が申込書の取りまとめを行っている旨を告げたいうで申込書を受領し、申込者との契約締結について弁護士会に意見を求めて申込みの諾否を判断する取扱いをする。そして、支援センターは、申込みを受け付けたときは、速やかに諾否を決定して申込者に通知する。

国選弁護人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成18年10月2日時点で8,427名であったが、その後は各弁護士会の協力を得ながら毎月増加し、平成20年3月31日時点で1万3,427名となり、これは全国の弁護士数の約54%に相当する。

【資料22】国選弁護人契約弁護士数の推移（含む常勤弁護士）

(イ) 国選弁護人候補の指名・通知

支援センターの地方事務所は、指名・通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所から国選弁護人の候補者の指名・通知要請を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の候補者を指名し、裁判所に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名・通知を行うために用いる名簿の整備である。支援センターは、すべての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

支援センターの地方事務所は、個別の事件において裁判所から国選弁護人候補者の指名・通知要請を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所に通知する。このうち、一般国選弁護人契約弁護士について指名・通知業務を行う場合は、指名・通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた指定の手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認したうで、国選弁護人候補者として指名し、裁判所に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成19年4月から同20年3月までの裁判所からの指名・通知要請の合計件数は7万8,080件（うち被疑者国選弁護は6,775件、被告人国選弁護

は7万1,305件)であった。1か月当たりの平均件数は6,507件(うち被疑者国選弁護は565件、被告人国選弁護は5,942件)であり、前年度(ただし平成18年10月から同19年3月までの6か月間)における1か月当たりの平均件数6,868件に比べて若干減少した。

なお、平成19年4月から同20年3月までの間に一括国選弁護人契約に基づき国選弁護人の指名・通知がなされた事件の件数は合計531件(対象となった事件の実件数)であり、前年度の合計104件に比べて大幅に増加した。

【資料23】国選弁護事件受理件数(被疑者・被告人別)

(ウ) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

① 概要

国選弁護人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定していたが、平成18年10月の支援センターの業務開始に伴い、支援センターが報酬・費用の金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」(以下「報酬基準」という。)に基づき算定される。報酬基準は、弁護人の労力を反映させた客観的基準、手続の類型に応じた基準設定、費用の明確化の3点を軸に策定されており、具体的な算定の指標としては、客観的な指標が用いられている。

まず、被疑者国選弁護については、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標とした上で、接見の回数が基準回数を超えた場合、遠距離の移動を要した場合、身柄釈放や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。次に、被告人国選弁護については、公判における活動が弁護活動の中心であることから、弁護人の労力を反映させた客観的基準として公判期日を指標とし、手続の類型に応じた基準設定を、刑の軽重(事件の重大性)、手続が整理手続に付されたか否か(事案の困難性)の2つの要素に基づいて即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件(裁判員裁判対象事件)の5つの類型に区分し、各類型ごとに更に整理手続の有無による区分をしている。そして、無罪や縮小認定、示談成立等の成果があったとき、遠距離の移動を要したとき、重大案件や特別案件に当たるときは、一定の加算がされる。費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当・宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

報酬基準を含む国選弁護人契約約款は、その作成及び変更にあたって法務大臣の認可を受けなければならないところ、平成19年4月1日

(同年3月19日認可)、同年11月1日(同年10月30日認可)の2度にわたり変更されており、変更後の約款が施行されている。

【資料24】国選弁護報酬基準の概要

② 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、支援センターの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。支援センターの地方事務所は、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。通知を受けた弁護士は、7日以内に、支援センターに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた支援センターの地方事務所は、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

平成19年4月から平成20年3月までの報酬及び費用の算定件数は被疑者国選弁護が6,704件、被告人国選弁護が7万179件であった。被告人国選弁護について審級別に見ると、第一審は即決事件が4,596件、簡易裁判所事件が9,075件、家庭裁判所事件が225件、地方裁判所事件が4万8,849件であり、控訴事件が5,733件、上告事件が1,698件となっている。

報酬及び費用の算定に対する平成19年4月から同20年3月までの不服申立件数は、合計549件であり、1か月当たり45.7件であって、前年度における1か月当たり平均件数22.6件に比べて増加した。

【資料25】国選弁護報酬・費用算定件数(地方事務所別)

【資料26】国選弁護報酬・費用算定件数(審級別)

【資料27】国選弁護報酬等に対する不服申立件数

イ 国選付添関連業務

支援センターは、平成19年11月から、改正少年法の施行に伴い、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。国選付添人の選任の対象となる事件類型は、一定の重大事件、すなわち故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、その他の死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件である。裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならず、これらの罪についての少年事件又はこれらの罪についての触法少年の事件

であって、観護措置として少年が少年鑑別所に送致されており、少年に弁護士である付添人がない場合は、裁判所の裁量で国選付添人を付することができることとされている（少年法第22条の3第1項・第2項）。

支援センターは、国選付添関連業務の開始に当たり、業務方法書及び法律事務取扱規程を一部改正するとともに、国選付添人の事務に関する契約約款を新規策定した（いずれも平成19年10月30日認可・施行）。

平成19年11月から同20年3月までの国選付添人の受理件数は合計210件であり、算定件数は合計147件である。

【資料28】国選付添事件受理件数

【資料29】国選付添報酬基準の概要

【資料30】国選付添報酬・費用算定件数

(4) 司法過疎対策

平成19年度には、新たに9か所に司法過疎対策として設置する地域事務所（以下「司法過疎地域事務所」という。）を置き、10名の常勤弁護士を赴任させた。司法過疎地域事務所の設置状況については、【資料3】の番号42から56のとおりである。

また、【資料31】のとおり、平成18年度に旭川地方事務所と岐阜地方事務所に配置した常勤弁護士について、それぞれ、各事務所の近接地域で、かつ、司法過疎地域である旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部、岐阜地方裁判所御嵩支部管内を常勤弁護士が巡回し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等を取り扱った（御嵩支部管内への巡回については、平成19年6月に可児地域事務所が設置された時点で終了した。）。

【資料31】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況

(5) 犯罪被害者支援業務

支援センターが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、次の業務を行うものである。

- ① 刑事手続の仕組みや、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- ② 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次等）
- ③ 犯罪被害者支援に精通している弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介

コールセンターには、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の知識・経験を持った担当者が、お電話をくださった方に二次被害を与えることがな

いよう、心情に配慮しながら情報提供を行っている。

平成19年度の犯罪被害者支援ダイヤルへの問い合わせ件数は、合計6,296件（業務開始以降9,975件）であり、月平均の件数も徐々に増加している。

問い合わせ内容は、生命・身体犯による被害、性被害、DV被害、いじめ、セクハラ等の被害者相談や被害者支援の制度、刑事手続の仕組み、犯罪の成否について（以下「犯罪被害・刑事手続等」という。）が約半数（50.7%）、その他は、振り込め詐欺や不当請求などの消費者被害に関するものなどである。

犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせに対する主な紹介先としては、地方事務所のほか、弁護士会（34.9%）が最も多く、これに次いで警察、地方公共団体、民間支援団体、検察庁、配偶者暴力相談支援センター等となっている。

【資料32】 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移

【資料33】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容

【資料34】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせに係る紹介先

また、支援センターでは、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者と直接面談しての情報提供、また、精通弁護士の選定・紹介業務を行った。「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせは、全国で8,301件、精通弁護士の紹介は590件であった。

(6) 受託業務

ア 概要

平成19年3月19日付けで業務方法書「第3章 支援法第30条第2項の業務の方法」の変更について法務大臣の認可を受け、平成19年4月1日から、財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始した。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

イ 中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務

(ア) 業務内容

本邦に永住帰国した中国残留邦人等は、本邦における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とする。具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立等を行うことになる。従前財団法人中国残留孤児援護基金では日本財団の補助金を得て、それらの手続を円滑に行うために弁護士による法的援助を実施してきたが、このうちの身元判明者に対する援助について支援センターが受託することと

なった。

(イ) 援助要件等

①利用希望者が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」第2条の中国残留邦人のうち、身元が判明している者で、②弁護士による援助の必要性・相当性があり、③援助内容が弁護士による戸籍訂正の申請（戸籍法第113条）その他戸籍に関する手続の代理等であることの3要件を満たした申込があると、以後の手続は支援センター本部受託業務室が援助開始決定から終結決定、弁護士への報酬の支払等のすべてを行う。支援センターが支払った弁護士報酬等について、利用者には負担を求めない。

ウ 日本弁護士連合会委託援助業務

(ア) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレスに対する法律援助の9つにわたるが、いずれも活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

各援助業務の対象者と援助内容は、【資料35】のとおりである。

【資料35】日弁連委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

(イ) 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、(i)対象者に該当すること、(ii)一定の資力要件（資力に乏しいこと）を満たすこと、(iii)弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を満たさなければならない。

弁護士が同援助制度を利用した案件を取り扱うためには、支援センターとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第30条第2項1号、第29条第8項）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むに当たり援助希望者から事情聴取を行い、上記(i)から(iii)の要件該当性を判断する。申込の受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する支援センター地方事務所本所のみが行う（申込書の提出や各種決定書の通知にFAXを多用し、業務を本所に集約することで、事務の簡素化を図った。）。

開始、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を業務毎の活動内容に応じて支払う。被援助者の生活状況、事件の終結による金員その他の財産的利益の取得状況から、被援助者が弁護士報酬、費用相当分を支払えないとはいえない状態になり、かつ、被援

助者に負担させることが不相当でない場合、弁護士報酬等は申込者の負担となる。負担の有無は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金の回収は日本弁護士連合会が行うこととなっている。

V 平成19年度における業務実績

1 総合法律支援の充実

(1) 総括

ア 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

年度計画内容

支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務内容について国民への周知徹底を図る。また、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心掛ける。

平成19年度においては、支援センターが地域に根ざし、身近で頼りにされる存在となることを目指して、「地域密着型の広報活動」、「顔の見える広報活動」を展開した。

全国の各地方事務所においては、地元マスコミ（新聞、ラジオ等）や交通広告等を利用したマスメディア広報のほか、4月10日の設立記念日（「法テラスの日」）におけるイベントの実施、街頭における広報物配布など、各地域の実情に即し、工夫を凝らした広報活動を実施した。また、地方公共団体等の関係機関に対し、広報誌を配布するなどして支援センターの業務への理解の促進を図るとともに、リーフレット等の備え置きを依頼するなどして、関係機関との連携強化に努めた。

本部においては、地方事務所における広報活動支援として、ポスター、リーフレット、広報誌、各種パンフレット等の広報物を作成して提供するとともに、各地方事務所において実施した広報活動に関する情報やノウハウを集約して全国の地方事務所で共有できるような措置を講ずるなどし、地方事務所における広報活動との連携を図った。

さらに、近年インターネットのホームページが広報手段として大きな役割を占めていることにかんがみ、平成20年1月に支援センターのホームページを全面的にリニューアルした。問合せの多い法的トラブル事例について、解決に役立つ具体的な法制度情報や対応方法を紹介するコーナーをトップページに置いてアクセスしやすくしたほか、法律相談の予約待ち状況をホームページ上で確認できるよう、試行的に一部の地方事務所の予約状況を掲載するなどの改善を行った。また、各地方事務所のページを創設してそれぞれの地域に特化した情報発信も行えるようにするとともに、検索

サイトに「法律相談 無料」等の関連キーワードを入力すると支援センターホームページが検索結果の上位に表示されるような改善も行うなどし、支援センターホームページへのアクセス件数及び支援センターコールセンターの受電件数の増加を図った。

なお、国民への支援センターの周知の実情について把握・分析するため、平成20年2月下旬に、電話調査の手法による認知度調査を実施した。その結果、支援センターを「確かに知っている」と答えた方が11.4%、「名前だけは聞いたことがあるような気がする」という方を含めても22.6%という結果であり、いまだ国民に十分周知されているとはいえない状況であることが明らかとなった。

【資料36】認知度調査結果概要

また、支援センターでは、利用者の立場に立った業務を遂行するため、「苦情取扱規程」に基づき、サービス推進室において、利用者から寄せられた様々なご意見・ご要望等を集約して業務改善推進ワーキンググループに報告するなどし、同ワーキンググループにおいて組織横断的に業務改善に向けた検討を行うなどしたほか、利用者に対する接遇マナーの向上を図るため、職員向けに接遇のポイントを解説するなどした「サービス推進室ニュース」を発行するなどした。

さらに、支援センターホームページに文字の拡大や読み上げ等の機能を備えるとともに、拡大文字のパンフレットを作成するなど、高齢者・障害者に配慮した業務運営を行った。

イ 地方協議会の開催

年度計画内容

- ・ 支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、業務運営上参考となる事項を取りまとめた上、これを参考に当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で平成19年度内に1回以上、地方協議会を開催する。
- ・ 本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会、運営諮問委員会等を設ける場合には、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選について特段の配慮をする。

支援センターの各業務に関する具体的情報を周知するとともに、関係機関・団体等とのより一層の連携強化を図ったほか、多数の関係機関・団体及び利用者から様々な意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営に

生かすため、全国の地方事務所等において、平成19年度内に少なくとも1回以上、合計74回（平成18年度：56回）の地方協議会を開催した。

平成19年度は、支援センターの各業務の説明はもとより、多重債務問題、消費者被害、労働関係等のテーマ別による議論や、犯罪被害者団体等利用者側の出席を求めるなどして、いずれの地方協議会においても活発な意見交換が行われた。支援センターの業務等に対する理解・協力が一層深まるとともに、関係機関・団体等との連携についても、前年度以上に確保・強化が図られた。

地方協議会の開催日時、主な議題等は、【資料37】のとおりである。

【資料37】平成19年度地方協議会開催一覧

なお、支援センター本部においては、今後もより一層利用者本位の姿勢で業務運営を行うため、法律家以外の各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に生かすことを目的として、顧問会議を設置することを検討した（平成20年4月10日付け組織運営規程の改正により設置）。

ウ 常勤弁護士の確保

(ア) 常勤弁護士の業務内容等に関する司法修習生等に対する説明

年度計画内容

常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関の協力を得て、常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、弁護士等に対する説明を行う。

【資料4】記載のとおり、平成19年4月1日から同20年3月末までの間に、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、合計35回余りにわたり、司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施した。

また、支援センターの各地の地方事務所において、常勤弁護士も講師として参加させる形で、合計8回にわたり、司法修習生を対象とした就職説明会を実施した。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の協力を得て、法曹経験が概ね10年以下であり、60歳未満の既登録弁護士約1万4,000名に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類を送付し、応募を促す取組みを行った。

支援センターのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採

用情報等を掲載し、同ホームページにアクセスした常勤弁護士志望者からの問い合わせに対し、個別の説明も行っている。

常勤弁護士就職説明会等において説明している常勤弁護士の業務内容、採用情報等についての概要は以下のとおり。

－常勤弁護士の業務内容－

常勤弁護士は、日本全国に展開する支援センターの地方事務所、支部又は地域事務所に勤務し、利用者である国民に対し、民事法律扶助、国選弁護・付添、司法過疎地域における有償による法律サービス提供等を行います。

－常勤弁護士の意義－

今、時代は、司法制度改革の真っ只中にあります。

平成18年10月、支援センターの業務開始と同時に、被疑者国選弁護制度（法定合議事件等）、即決裁判制度が始まり、平成21年度には、被疑者国選弁護制度が拡充され（必要的弁護事件）、さらには、裁判員制度が始まります。

民事法律扶助の担い手について、従来より、地域による格差が指摘されてきました。

弁護士が都市部に集中し、法的トラブルに巻き込まれても近くに弁護士がいないか十分でないために、弁護士に依頼することができない地域が存在する、いわゆる司法過疎の問題もなかなか解消されません。

支援センターは、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現」を目指しています（総合法律支援法第2条）。その重要な担い手となるのが常勤弁護士なのです。

－常勤弁護士の魅力－

- 裁判員制度を始め、司法制度改革の最先端を担うことが期待されています！
- 地域に密着しながら市民の身近なところで法律サービスを提供できます！
- 充実した研修、バックアップ体制があなたをサポートします！
- 全国に赴任する常勤弁護士同士のネットワークができます！
- 全国各地の法曹と触れ合うことができ、幅広い経験ができます！
- 法律事務所の経営を気にすることなく、仕事に打ち込むことができます！

－地位・身分・給与・保険－

雇用類似の契約関係に立ち、支援センターから給与（同期の裁判官・検察官と同等）が支給されます。厚生年金、健康保険、雇用保険、

労災保険あり。

－職務の独立性の確保－

常勤弁護士は、法律事務の取扱いにおいて、支援センターから独立して職務を行い、事件処理について指揮命令を受けません。

－住居－

2LDK又は3LDKの宿舎を支援センターが借り上げ（敷金・礼金は支援センター負担）、入居する常勤弁護士は一定の使用料を負担します。常勤弁護士自身が賃借した住居に一定の住居手当が支給される方法もあります。

－事務処理上の経費－

事務所賃料、事務職員の給与、書籍、備品費、交通費など、事務処理上の経費を支援センターが負担します。

(1) 司法修習直後の者からの常勤弁護士の採用

年度計画内容

常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年以内とするなどして、司法修習修了直後の者等から常勤弁護士を採用する方式を検討する。

日本弁護士連合会の協力を得て、平成19年9月から、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する新制度を導入し、合計39名の常勤弁護士を確保した。

上記新制度により採用する常勤弁護士については、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その任期を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、当該任期中に、集合研修、OJT研修による実務指導などを実施し、比較的短期間に即戦力となるよう養成することとした。

(2) 情報提供・関係機関連携強化

ア 相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築

年度計画内容

平均68以上の相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築

各地方事務所において、平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築し、関係機関・団体数にして全国合計7,576（前年度比5.8

%増)、各地方事務所平均151.5（前年度比5.7%増）、窓口数にして全国合計24,599（前年度比2.1%増）、各地方事務所平均492.0件（前年度比2.1%増）のデータを関係機関データベースに登載した。

各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数、窓口数については【資料38】のとおりである。

【資料38】各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数等

イ 連携指数の上昇

年度計画内容

- ・ 内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催するなどして、中央レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。
- ・ 各地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。
- ・ 相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係につき、「転送」「予約」を増加させることにより、連携指数（注）の上昇に努める。

（注） 連携指数については、以下の計算式により算出することとする。

（「紹介」窓口数×1＋「取次」窓口数×3＋「転送」窓口数×5＋
「予約」窓口数×8）÷窓口総数

（ア） 中央レベルでの連携・協力関係の構築

平成19年7月6日、内閣官房司法制度改革推進室において総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催した。同会議において、出席した16の関係省庁等に対し、法務省と連携し、連携・協力関係構築に関する理解を求めた。

（イ） 地方協議会の開催

上記 **V 1** (1)イ記載のとおり、全国の地方事務所、支部において、平成19年度中に少なくとも1回以上、合計74回の地方協議会を開催し、関係機関・団体等との連携の確保・強化を図った。

（ウ） 連携指数

各地方事務所における関係機関の相談窓口数は、上記 **V 1** (2)ア記載のとおりであり、支援センターとの連携方法には以下の段階がある。

① 紹介

相互に窓口を紹介するだけの関係。紹介先への連絡等は利用者が自ら行う。

② 取次

利用者からの電話をいったん切り、内容をレポートにまとめ、その

レポートをFAX等により関係機関・団体へ送信して取次を行い、関係機関・団体から利用者に連絡を取る。

③ 転送

利用者からの電話を保留にし、その場で関係機関・団体に電話をかけ、案件の引継ぎを行った上、利用者の電話を転送する。

④ 予約代行

②又は③の連携を前提に、関係機関・団体の相談窓口が予約制の場合には、その予約まで取る。

これらの連携方法は、①から④になるにつれ、利用者の負担が減り（利用者は同じことを何度も言わなくて済み、あるいは、自ら予約を取る必要もない。）、緊密な連携方法と言えるため、連携指数の算出に当たっては、この点を重視している。

上記計算式に基づき算出した、関係機関・窓口における、平成19年3月31日現在の連携指数は全地方事務所合計1.8、平成20年3月31日現在では2.0を示している。

(3) 民事法律扶助

ア 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保

年度計画内容

受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。

平成19年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、【資料3】記載のとおり合計56か所であり、そのうち、平成19年度に常勤弁護士を新たに配置又は増員した地方事務所及び支部は37か所、地域事務所は9か所である。各地の支援センター法律事務所には、それぞれ1ないし3名の常勤弁護士を常駐させている。

なお、旭川地方事務所に配置した常勤弁護士においては、後記V1(5)イ記載のとおり、民事法律扶助の担い手となる弁護士が特に少ない地域である旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部を巡回し、主として民事法律扶助事件を取り扱った。

また、本年度末における契約弁護士・司法書士数は【資料11】のとおりであり、弁護士、司法書士ともに契約数は前年度末より増加している。ただし、受任・受託件数の少ない契約弁護士・司法書士も少なくなく、今後は、1名当たりの受任・受託件数の増加が課題である。

イ 民事法律扶助のニーズ調査の企画

年度計画内容

民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、利用者に対するアンケート等の調査を企画立案する。

近年の民事法律扶助業務は、多重債務問題の拡大にともなってその業務量が拡大してきた側面が強いが、資力に乏しい方の法的ニーズは多重債務問題に留まるわけではない。認知症の高齢者が詐欺被害に遭う例や、障害者の福祉給付を第三者が横領する例など、本人が自分で支援を求めることさえ困難なケースも多数存在していると思われる。また、外国人や子どもなど、現状の制度では支援センターに対するアクセスに事実上の障害があるグループも存在する。

支援センターでは、平成21年度までに民事法律扶助に対するニーズ調査を実施し、未だ顕在化していない法的ニーズを把握するとともに、これを支援センターの利用へとつなげるための方策についても検討し、業務方法の改善などを図っていく予定である。

そのため、平成19年度においては、学識経験者の協力を得ながら、ニーズ調査の方法や対象について検討を重ねた。そして、平成20年度は、①一般市民、②法律扶助利用者、③アンケート調査では把握しにくい特定階層（高齢者・障害者、ホームレスの方など）のそれぞれを対象として、法的ニーズを調査することを計画している。

(4) 国選弁護士確保

ア 弁護士に対する説明会の実施

年度計画内容

契約弁護士獲得のために、各地において、弁護士会の協力を得て、弁護士に対する説明会を実施する。

(ア) 国選弁護士関連業務関係

支援センターは、各地方事務所において、弁護士会主催の説明会、研修会等に参加したり、支援センター主催の説明会を実施したり、独自の広報用資料を作成して配布するなどして、国選弁護士関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を行った。

また、平成19年11月の国選弁護人の事務に関する契約約款の改正に伴い、支援センター本部において、国選弁護士に関する諸規程の仕組み、契

約締結の方法、国選弁護人の指名・通知の方法、報酬基準の考え方及びその具体的内容、報酬及び費用の算定及び支払の方法等について記載した解説書である「国選弁護関連業務の解説」の改訂版を作成し、各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に対して同解説書を配布し、国選弁護関連業務に対する理解を得るために活用した。

(4) 国選付添関連業務関係

平成19年11月の国選付添関連業務の開始に先立ち、各地方事務所において、弁護士会主催の説明会、研修会等に参加するなどして、制度の施行及び国選付添関連業務について説明を行い、当面の事件処理に必要な契約弁護士の確保に努めた。

また、支援センター本部において、業務の内容や報酬の算定方法等について記載した解説書である「国選付添関連業務の解説」を新たに作成し、各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士等に対して同解説書を配布した。

イ 常勤弁護士の採用・常駐

年度計画内容

常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐させる。

平成19年度の常勤弁護士の配置については、上記Ⅴ 1 (3) ア「民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保」記載のとおりである。

また、岐阜地方事務所に配置した常勤弁護士においては、後記Ⅴ 1 (5) イ「常勤弁護士の巡回」記載のとおり、平成19年6月に可児地域事務所を開設するまでの間、国選弁護の担い手となる弁護士が特に少ない地域である岐阜地方裁判所御嵩支部を巡回し、主として国選弁護事件を取り扱った。

(5) 司法過疎対策

ア 地域事務所の設置等

年度計画内容

地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいなかったり1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させる。

司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかいない地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、(i)地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、(ii)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、(iii)当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置することとした。

平成19年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、【資料3】記載のとおり、合計56か所であり、そのうち司法過疎地域事務所は15か所である。司法過疎地域事務所のうち、平成19年度に新設されたのは、(ア)埼玉県の秩父地域事務所、(イ)静岡県の下田地域事務所、(ウ)奈良県の南和地域事務所、(エ)岐阜県の可児地域事務所、(オ)富山県の魚津地域事務所、(カ)島根県の浜田地域事務所、(キ)鹿児島県の奄美地域事務所、(ク)鹿児島県の指宿地域事務所、(ケ)高知県の安芸地域事務所の9か所である(【資料3】番号42、43、45～47、49、52、53、56)。

いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士1ないし2名が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般(総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件。以下「4号有償事件」という。)を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

イ 常勤弁護士の巡回

年度計画内容

上記アの地域に近接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させることにより、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部は、上記アの(i)及び(ii)の基準に適合する司法過疎地域であることから、常勤弁護士が巡回して民事法律扶助事件を中心とする法律サービスを提供することとし、上記4支部に近接する旭川地方事務所(【資料3】番号32)に配置した常勤弁護士が巡回することにより、民事法律扶助事件、4号有償事件等を取り扱っている。

旭川地方事務所に配置した常勤弁護士の稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部に対する平成19年度の巡回状況は、【資料31】記載のとおりである。

また、岐阜地方裁判所御嵩支部も、上記アの(i)及び(ii)の基準に適合

する司法過疎地域であり、また、国選弁護事件数等に比してその受け手となる弁護士が特に少ない地域であることから、平成19年6月に可児地域事務所を開設するまでの間、常勤弁護士が御嵩支部を巡回して国選弁護事件を中心とした法律事務を取扱うこととし、御嵩支部に近接する岐阜地方事務所（【資料3】番号18）に配置した常勤弁護士が、御嵩支部を巡回することにより、国選弁護事件に関する法律サービス提供を行った。

岐阜地方事務所に配置した常勤弁護士の御嵩支部に対する平成19年度の巡回状況は、【資料31】記載のとおりである。

(6) 犯罪被害者支援

年度計画内容

地方事務所において、犯罪被害者支援を行う機関・団体の連絡協議会に参加するなどして、連携・協力関係を構築する。

犯罪被害者支援に関する情報の提供や、犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介などの業務を円滑に行うためには、各地において犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携・協力関係を構築することが必要であることから、各地方事務所において、各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会」（注）に加盟し（現在、同協議会が設置されていない1県を除く49地方事務所加盟済み）、同構成員である機関・団体等を中心に犯罪被害者支援業務のリーフレットを配付するほか、実務担当者間で連携方法等に関する協議の場を設けるなど、連携強化の取組を行った。

（注） 各都道府県警察等が事務局となり、弁護士会、地方検察庁、民間犯罪被害者支援団体、医師会、臨床心理士会、県や市の相談機関等を構成メンバーとして設置されている。

2 業務運営の効率化

年度計画内容

総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑に業務を遂行する。

支援センターは、平成18年10月の業務開始時から、効率的かつ円滑な業務運営を行うため、業務内容に応じて様々な雇用形態を導入しているほか、常勤職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定するなどして、適正な人事配置及び人件費管理に努めている。また、事業の拡大に伴う物品等の調達については、その必要性、内容及び数量等を十分に精査するとともに、契約手続についても、競争性を高めるため、一般競争による手続を経たり、随意契約による場合も企画競争や複数の業者から見積書を徴するなどして、より安価な金額で契約することを心掛けている。

さらに、平成21年度における裁判員制度の開始や被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に対応するため、所要の常勤弁護士を確保する必要があるところ、その確保業務を集中的・効率的に行うため、事業企画本部に常勤弁護士総合企画室を設置するなど、適時適切な業務運営体制の見直しを図っている。

(1) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化

ア コールセンターにおける効率的な情報提供

年度計画内容

東京都に設置したコールセンターにおいて、業務量に応じた要員を配置するなどして電話による情報提供を集中的・効率的に行う。

支援センターは、東京都内に設置したコールセンターにおいて、電話による情報提供を集中的に行っている。また、運営は民間業者に委託しており、平成19年度の契約内容は、国民における支援センターの認知度と業務に対する理解が依然不足していることから、コールセンターにおける年間受電件数を平成18年度の実績から30万件と推定してその件数に応じた要員を配置するなど、必要な業務量に応じたものに見直している。

イ 関係機関・団体データベースの活用等

年度計画内容

・ 内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等

連絡会議を開催するなどして、中央レベルで、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求める。

- ・ 地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルで、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求める。

平成19年7月6日、内閣官房司法制度改革推進室において総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催した。同会議において、出席した16の関係省庁等に対し、法務省と連携し、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求めた。

上記Ⅴ1(2)イ(イ)記載のとおり、全地方事務所等において地方協議会を開催し、同協議会で、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求めるよう努めた。

(2) 民事法律扶助・国選弁護士確保

ア 常勤弁護士採用のための基盤整備

年度計画内容

常勤弁護士採用のための基盤を整備するため、司法研修所等の関係機関に対し、支援センターの業務内容や常勤弁護士の意義などに関する説明を行う。

常勤弁護士を安定的に採用するためには、司法研修所教官等法曹養成指導者の理解・協力を得ることが重要であることから、司法研修所の協力を得て、司法研修所教官等に対し、支援センターの業務内容を掲載したリーフレット、常勤弁護士採用案内のパンフレット等を配布するとともに、口頭での説明を実施し、常勤弁護士募集・採用に関する協力を依頼した（【資料4】番号14、15、17参照）。

また、常勤弁護士の意義、業務内容、実像等に対する理解を広め、常勤弁護士採用のための基盤整備に資するため、日本弁護士連合会、単位弁護士会等の関係機関に対し、平成18年度に採用した常勤弁護士が支援センターの常勤弁護士を志望した理由等を執筆した文集を2,000部以上配布した。

イ 常勤弁護士確保に向けた説明会の実施

年度計画内容

常勤弁護士確保のために、弁護士会等の関係機関の協力を得て、司法修習生、法科大学院生、弁護士に対する説明会を実施する。

常勤弁護士確保に向けて、平成19年度に司法修習生、法科大学院生、弁護士、司法試験合格者を対象として行った説明会の実施状況については、上記Ⅴ 1 (1)ウ「常勤弁護士の確保」に記載のとおりである（【資料4】参照）。

ウ 常勤弁護士の活動のための環境整備

年度計画内容

常勤弁護士が配置された地方事務所において、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備するための配慮措置に関する具体的な方策を検討・立案し、実施する。

常勤弁護士の業務は、取り扱う事件の範囲等が一般弁護士とは異なっていることから、その事件受任の範囲が厳格に過ぎると、利用者をたらい回しにせざるを得ないなど、総合法律支援構想に反する状況が生じるばかりでなく、常勤弁護士が他の受入先を探して奔走しなければならなくなるなど、本来の業務以外の活動を強いられる結果にもなりかねない。

そこで、司法過疎地域事務所において、当該地域の管内に住所若しくは居所を有している者が依頼若しくは相談する事件、及び当該地域を管轄する地裁支部が事物管轄を有する事件ばかりでなく、新たに、当該地域事務所に来所した者が依頼又は相談する事件についても、業務の補完性に配慮すれば、取り扱うことができるものとしたほか、これまで4号有償事件を受任することができなかつた地方事務所、支部、扶助・国選対応地域事務所においても、常勤弁護士が受任した扶助・国選事件の関連事件であって一括して解決することが必要かつ相当である場合、又は必要性及び緊急性が認められる場合には、4号有償事件を受任することができることとし、柔軟かつ合理的な取扱いを実現した。

また、常勤弁護士の業務手順を解説したマニュアルを改訂し、常勤弁護士からの事件処理状況の報告書面等の統合、簡素化を行ったものを各常勤弁護士に配布するとともに、支援センター本部常勤弁護士総合企画室において、常勤弁護士からの業務に関する問い合わせを受け付けている。

さらに、常勤弁護士が事件処理等を行うに当たり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し、適時適切なアドバイスを行っている。

エ 常勤弁護士に対する実務研修の実施

年度計画内容

常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を平成19年度に1回以上実施する。

平成19年度に常勤弁護士又は内定者(法曹経験者) に対して実施した支援センター本部主催の実務研修は、【資料39】 のとおりである。

各支援センター法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、赴任後おおよそ1年を目安として、常勤弁護士から提出される事例を基にした事例研究を内容とし、法曹三者の視点を取り入れた研修を実施することとした。

また、裁判員裁判の実施が迫っているところ、裁判員裁判においては、これまでの刑事弁護とは異なる技術が必要とされる部分があることにかんがみ、裁判員裁判への対応に主眼を置いた研修を導入した。

司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、特に、支援センター本部における集合研修については、平成19年9月又は同20年1月から1年間の任期に合わせ、任期終了時には常勤弁護士としての基本的な素養を獲得できるよう、継続的な内容とした通年の研修スケジュールにより研修を実施することとした。

【資料39】 常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況

オ 国選弁護人契約における一括契約に関する取組

年度計画内容

- ・ 国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、弁護士に対する説明の際などに活用する。
- ・ 一括契約に基づく事件処理の実務運用について、裁判所、検察庁、弁護士会等関係機関との間で協議を行う。

支援センター本部において、一括契約(複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任するもの(上記IV 2(3)ア(7)参照))についても説明した解説書である「国選弁護関連業務の解説」の改訂版(同解説書には、一括契約は一括処理による効率化の見地から設けられた契約類型である旨が記載されている。)を作成し、地方事務所を通じて、全国の一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布した。

各地方事務所においては、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括国選弁護人契約に関する事件の配点方法について確認した。

なお、平成19年4月から同20年3月までの間に、一括国選弁護士契約に基づき国選弁護人の指名・通知がなされた事件の件数は合計531件（対象となった事件の実件数）であり、前年度（ただし平成18年10月から同19年3月までの5か月間）の合計104件に比べて大幅に増加した（なお、即決事件の算定件数は、平成18年度は1,612件、同19年度は4,596件である（【資料26】参照））。

(3) 司法過疎対策

年度計画内容

上記Ⅴ1(5)の地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。

平成19年度の司法過疎地域事務所の設置状況については、上記Ⅴ1(5)ア「地域事務所の設置等」に記載のとおりである（【資料3】番号42～56参照）。

3 提供するサービスその他の業務の質の向上

(1) 情報提供

ア FAQの充実等

年度計画内容

- ・ コールセンターに寄せられる問い合わせを日々分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答を作成する。
- ・ コールセンターにおいて稼働する者にアンケートをするなどして、質問頻度は低いが作成すべき質問についての答を作成する。
- ・ FAQ、関係機関・団体情報の増大によって検索の速度が落ちることのないよう、日常的に、検索のスピードのテストを実施する。
- ・ 期間を設定し、コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るように努めるとともに、その結果を企画・構成面に反映させる。

業務開始以降コールセンターに寄せられた問い合わせを分析するとともに、オペレーターに対するアンケート調査の結果等を踏まえFAQを随時更新・増加しており、平成19年度においては、このうち約700問をホームページで公開した。

FAQ、関係機関・団体情報をデータベースに追加投入した際には、検索スピードが落ちていないかを支援センター職員がモデルケースに基づき実際に検索するテストを実施するとともに、オペレーターに対して実際の問い合わせ対応において情報の検索に時間がかかっているかについてアンケート調査を実施するなどして、検索スピードを維持した。また、裁判員制度などの特定分野のFAQ情報が増加した場合には、FAQ分類を細分化して容易に検索できるようにするなど、使い勝手の良さを維持した。

利用者の満足度をより客観的・効果的に調査するため、平成19年7月からウェブによる利用者アンケート調査を行っている。これは、平成18年度に行った調査が、サービス提供者（コールセンターのオペレーターや地方事務所の窓口対応専門職員等）が情報提供直後にその場で満足度を聞く方式だったので得点が高めに出やすく、データの客観性としてはやや劣るので、より正確な評価を得る方式に変更したものである。

コールセンターにおいては、平成19年7月11日から同20年3月31日までの間（総件数15万8,085件中225件回答。有効回答率0.1パーセント）、地方事務所においては、平成19年12月3日から同20年3月31日までの間（総件数5万2,824件中174件回答。有効回答率0.3パーセント）、利用者に対して上記アンケート調査を行い、その結果、5段階評価で3.6の満足度の

評価を得た（なお、コールセンターにおけるメール対応（総受電件数22万727件中5,842件）に対する評価を除くと、3.9の評価となる。）。数字としては、平成18年度（10段階評価で9.2）に比し下がっているが、調査方式が異なるため単純な比較には意味がなく、むしろ、平成19年度の調査方式の方が、より客観的な利用者の満足度を示しているともいえる。コールセンターが提供するサービスについては、【資料6】のとおり、平成19年4月には全体の0.55%あった苦情が、平成20年3月には0.24%に減少しているなど、現状の質が必ずしも低いとは考えていないが、FAQやオペレーターへの研修をさらに充実する、関係機関とより緊密な連携を図る、情報提供のサービス内容が周知されるような広報を徹底することなどにより、この方式でも4以上の満足度を獲得できるよう、今後ともサービス向上に力を入れていくこととする。また、オペレーター等のサービス提供者には法的トラブルを抱えた利用者アンケート調査を依頼することに対する心理的な抵抗感があること、支援センターの利用者にはインターネットの利用が困難な者が一定数いることなどにより、回答数が少なくなっているが、情報提供に対するニーズを把握することがサービスの向上につながることをオペレーター等に周知する、地方事務所で面談による情報提供を行った場合にはその直後にアンケート用紙に記入してもらうなどウェブ以外の調査方法を検討することなどにより、回答率の低さを解消する予定である。

イ 即日中の情報提供

年度計画内容

- ・ 多様な法的トラブル、新たな法律の制定等に適切に対応することができるよう、地方事務所の情報提供窓口には、相談窓口等で稼働したことのある経験者を配置する。
- ・ 地方事務所の情報提供窓口に来訪する利用者に対し、即日中に情報提供を行う。

地方事務所で情報提供を行う窓口対応専門職員として、消費生活相談資格者、裁判所・法務局OB等を主に採用し、全地方事務所に相談窓口等で稼働したことのある経験者を配置した。また、多くの地方事務所においては、司法書士の協力も得ている。

各地方事務所における採用状況は、【資料40】のとおりである。

【資料40】地方事務所の窓口対応専門職員

地方事務所の情報提供窓口は予約優先制であるが、来訪した利用者に対しては、即日中に情報提供を行い、支援センターで対応できない場合は他の関係機関を紹介するなどサービスの迅速に努めている。

(2) 民事法律扶助

ア 援助審査の合理化

年度計画内容

迅速な援助を提供するという観点から、援助審査の方法を合理化することなどにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成18年度と比較して短縮する。

援助審査の合理化の具体的方法としては、①これまでの多人数の審査委員による合議制審査を改め、少人数の審査委員による審査（原則2名の審査委員による審査、簡易な案件は単独審査）とすること、②審査の開催頻度を増加すること、③書面審査を活用することがある。

平成19年度においては、50地方事務所中18地方事務所でこれらの方法による援助審査の方法の合理化を行った。平成18年度において既に何らかの方策を講じ、これを維持している地方事務所と合わせると、ほとんどの地方事務所が合理化を行っているといえる。

ただ、平成19年度の援助件数は、同18年度と比較すると11.2%増加していることから、これらの合理化を行っても、援助申込みから審査実施までの期間は、短縮した地域もあれば逆に増加した地域もあり、全体として期間の短縮には至っていない。

援助審査は、援助支出を適切に行って、不適切な援助開始決定や支出を防止し、また、民事法律扶助を利用できる方ができなくなることを避けるなど、民事法律扶助業務において重要な役割を担っている。さらに、報酬金額に関する審理・判断を通じて、受任者の事件処理活動を事後的に検証し、その質を担保したり、審査の際に申込者や被援助者の意見を聴取することを通じて利用者の希望を業務運営に取り込んだりする事実上の機能をも果たしている。これらの重要な機能を果たしつつ、代理人選任までの期間を短縮するためには、援助件数増も踏まえた審査の合理化、効率化の在り方とともに、他の方策（法律相談援助の申込みからその実施までの日数の短縮化など）も検討する必要があると思われ、平成20年度以降、これに取り組んでいく予定である。

イ 犯罪被害者に対する充実した援助の提供

年度計画内容

犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、被害者支援に精通した弁護士を始めとした専門的知見を有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助を提供する。

犯罪被害者からの援助申込みへの対応については、平成18年度、約半数の事務所が改善に努めたが、同19年度においても、50地方事務所中20地方事務所ですらなる改善について配慮を行った。

なお、犯罪被害者からの援助申込み実績のない地方事務所が平成18年度は半数近くに及んだが、同19年度においては5地方事務所にとどまったことに現れているように、犯罪被害者に対する援助制度が徐々に普及の度合いを深めていると言えるものの、更に十分な普及を図るため、引き続き制度の周知に努力していく必要がある。また、犯罪被害者のニーズは、その受けた被害の種類等により多様であるため、これに即した専門的知見を有する弁護士を選任できるよう、弁護士会などとの連携も深めていく。

ウ 契約弁護士・司法書士に対する研修の実施

年度計画内容

民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、各地方事務所単位で、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施する。

各地方事務所においては、契約弁護士・司法書士向けのマニュアルとして本部が作成した「民事法律扶助業務の解説」を配布したり、扶助制度全般や資力基準に関する説明会を開催するなどして、契約弁護士・司法書士に対する研修を実施した。また、一部の地方事務所では弁護士会等の説明会に担当者が出席し、説明を行うなどした。

なお、本部においては、各種規定等の改正を踏まえ、平成20年3月に「民事法律扶助業務の解説」の改訂版を作成し、各地方事務所に配布した。

－実施状況－

- ① 解説書を契約弁護士・司法書士に配布した。 … 36地方事務所
- ② 支援センター主催の説明会を行った。 … 18地方事務所
- ③ 弁護士会等主催の説明会に参加した。 … 15地方事務所

※ ①、②、③のそれぞれを実施した地方事務所もある。

(3) 国選弁護人確保

ア 関係機関との定期的な協議

年度計画内容

地方事務所ごとに、国選弁護人の選任態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成19年度に1回以上設ける。

支部を含むすべての地方事務所において関係機関との協議が行われたほ

か、国選付添人の選任態勢についても、すべての地方事務所において関係機関との協議が行われており、協議を行っていない地方事務所はない。

イ 指名通知に関する目標時間の設定等

年度計画内容

地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。

(ア) 目標時間の設定

支部を含むほとんどの地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名・通知の目標時間については、休日を含め、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内とし、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内とする目標時間を定めており、目標時間を定めていない地方事務所・支部はなかった。なお、国選付添人の指名・通知についても、多くの地方事務所において、原則として数時間以内、遅くとも48時間以内とする目標時間を定めている。

(イ) 目標の達成度合い

被疑者国選弁護、被告人国選弁護とも、支部を含むすべての地方事務所において、おおむね所定の目標時間内に国選弁護人候補の指名・通知が行われており、達成度が半数程度又は達成できていない地方事務所はなかった。

被疑者国選弁護における休日の指名・通知業務についても、ほとんどの事件において当日中に指名・通知に至っており、業務時間外に指名・通知要請がされたなどの事情から当日中に指名・通知に至らないものについても、翌日には指名・通知が行われており、指名・通知要請を受けてから24時間以内に指名・通知を行うという処理時間の目安に沿った運用がなされている。

なお、国選付添についても、指名・通知業務を行った地方事務所においては、おおむね所定の目標時間内に国選付添人候補の指名・通知が行われている。

ウ 国選弁護人契約弁護士に対する研修の実施

年度計画内容

地方事務所ごとに、平成19年度に1回以上、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を実施する。

支部を含むすべての地方事務所で年度計画に基づく研修を実施した。研修の内容としては、解説書を配布したものが55か所、センター主催の説明会を実施したものが11か所、弁護士会主催の説明会に参加する方法で実施したものが28か所であった。支援センター主催の説明会としては、事前に契約弁護士に解説書を配布した上で、本所管内、各支部管内の契約弁護士に対して、本所と支部のそれぞれで説明会を行ったなどの例がある。

裁判員裁判の施行及び被疑者国選の対象事件の拡大といった国選弁護制度の大きな変化を控え、事件数に対応しうる契約弁護士の確保が当面の最も重要な課題であることから、各地方事務所において、国選弁護を担う弁護士の確保に努めた。その結果、国選弁護人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成18年10月2日時点で8,427名であったが、同19年4月1日時点で1万773名、同20年4月1日時点で1万3,427名となり、増加傾向にある。裁判員裁判の実施に向けて、各地において、模擬裁判をはじめとする様々な取組が行われているが、支援センターは、各地方事務所において、連日的開廷及び集中的訴訟準備に対応しうる国選弁護人の確保に向けて、弁護士会との間で協議を行った。

なお、国選付添人契約弁護士を対象とする研修についても、各地方事務所において解説書を配布するほか、上記の説明会等の機会を利用するなどの方法で研修を実施した。

エ 不祥事案の再発防止

支援センターは、平成19年7月、契約弁護士1名に対し、国選弁護人に選任された複数の被告事件における公判期日への不出頭等を理由に、3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除の措置をとり、日本弁護士連合会及び所属弁護士会に対して、同措置事案を通知した。併せて、日本弁護士連合会との協議の場において、同措置事例を紹介して注意喚起を図るとともに、支援センターの国選弁護業務に対する理解と協力を求めた。

(4) 犯罪被害者支援

ア 地方事務所の職員の配置

年度計画内容

地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。

全国12か所の地方事務所（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、京都、兵庫、愛知、広島、福岡、札幌、香川）には、民間犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者や、警察出身者などを犯罪被害者支援担当の窓口対応専門

職員として配置し、犯罪被害者等からの来所及び電話による問い合わせに対し、二次被害を与えないよう十分配慮して対応した。

また、上記以外の地方事務所及び上記地方事務所で犯罪被害者支援担当が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の窓口対応専門職員が犯罪被害者等からの問い合わせに対応している。これらの職員についても、犯罪被害者への二次被害を防止するため、犯罪被害者等の心情や各地方事務所における対応事例を踏まえた対応の留意点など、犯罪被害者支援に関する研修を行った。

なお、平成19年度から、DV、児童・高齢者・障害者への虐待、セクシャル・ハラスメント、学校や職場におけるいじめ、嫌がらせ等についても、犯罪被害者支援対応案件として実績管理を行うようにしたことにより、平成18年度と比べ、問い合わせ件数実績が大幅に増加したことから、犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員の配置のあり方については、同年度以降の実績及び対応状況等の検証を踏まえ、拡充の必要性及び規模を検討することとした。

イ 窓口対応専門職員等に対する研修の実施

年度計画内容

窓口対応専門職員及び一般職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。

犯罪被害者支援業務においては、各地方事務所の担当職員を「業務の要」と位置づけ、当該職員に対する研修及び実務上の課題等に係る意見交換会を実施することにより、スキルアップに努めた。

平成19年度における犯罪被害者支援業務研修の内容は、下記のとおりである。

(ア) 担当職員研修

実施時期・場所：平成19年7月12日～13日（東京）

内容：○ 犯罪被害者による講演

○ 犯罪被害者支援の現状と課題（犯罪被害者支援に関する法制度等）

○ 犯罪被害者の現状と支援（民間被害者支援団体における支援）

○ DV被害者の求める支援

○ 犯罪被害を受けた人への初期対応とセルフケア

○ 意見交換

(イ) 担当職員意見交換会

実施時期・場所：平成20年2～3月（札幌、宮城、東京、愛知、大阪、岡山、福岡）※各回13時～17時

内容：犯罪被害者支援業務の実施状況と課題に関する意見交換

(ウ) 地方事務所窓口対応専門職員研修

地方事務所ごとに、上記(ア)の講義内容を収めたビデオや業務マニュアル、当該事務所における対応事例等を用いて研修を実施した。

(エ) コールセンターオペレーター全員を対象とした研修

① 支援センターの犯罪被害者支援業務について（業務内容及び対応上の留意点等）

実施時期：平成19年6月21日

② 刑事手続について

実施時期：平成19年12月4日

(オ) 犯罪被害者支援ダイヤル担当オペレーターを対象とした研修

① 犯罪被害者支援ダイヤルの課題について

実施時期：平成19年7月26日

② 精通弁護士紹介の取次について

実施時期：平成19年12月10日

③ 意見交換会

実施時期：平成19年12月17日

内容：問い合わせ対応における課題について

ウ 犯罪被害者支援に携わる者等からの意見聴取

年度計画内容

犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で平成19年度に1回以上設ける。

犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等から意見・要望を聴取し、今後の業務のあり方等の参考にするため、下記要領でアンケート調査を実施した。

実施時期：平成20年2月～3月

回答機関・団体数：1,376（弁護士会、地方検察庁、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等）

実施方法：各地方事務所でアンケートを郵送

聴取項目

- 支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることの周知状況
- 支援センターの犯罪被害者支援業務の内容に関する周知状況

- 支援センターからの紹介による利用者の有無
- 利用者への支援センターの紹介状況
- 支援センターに関する課題
- 支援センターに期待する事項
- 支援センターに対する被害者の意見
- 支援センターのリーフレット活用等の可否
- 支援センターのURLをHPのリンク先に加えることの可否
- その他意見・要望

調査の結果、支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることについて、91.4%の関係機関・団体が認知していた（前年度は90.1%）。被害者支援連絡協議会等における業務説明をはじめ、実務担当者間の情報交換・協議の場の設定など、日頃の連携向上の取組により、回答機関・団体のすべてが認知しているという地域が約半数に達した。

業務内容についても、犯罪被害者支援ダイヤルの設置を知っていたものが76.9%（同69.7%）、犯罪被害者支援に関する制度や支援窓口の紹介を行っていることについて知っていたものが81.2%（同80.3%）、精通弁護士の紹介を行っていることについての認知は72.2%（同68.0%）であり、いずれも着実に認知が高まっている。しかし、犯罪被害者支援ダイヤルは、専門オペレーターが案内をしていることや、平日夜間及び土曜日も実施していること、電子メールによる問い合わせを受け付けていること、また、精通弁護士の費用は有料だが、犯罪被害者の経済状況等に応じて、援助制度を利用いただけることなど、具体的な業務内容の認知度は、未だ十分とは言えない状況であり、今後、支援センターの犯罪被害者支援業務の特長として、更なる周知に努めていく必要がある。

「支援センターからの紹介」により、関係機関・団体を利用した犯罪被害者等があったという回答は15.2%（同13.0%）、利用者に対して支援センターを紹介したことがあるとの回答は29.7%（同23.4%）であった。

エ 犯罪被害者支援精通弁護士の確保等

年度計画内容

地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者に対し適切に紹介を行う。

地方事務所長は、弁護士会会長からの推薦を受け、精通弁護士名簿を作成している。同名簿登載者は、以下の①又は②に該当する弁護士であり、平成20年3月1日現在、全国で1,261名（平成19年3月31日時点では1,185名）である。

- ① 下記の犯罪被害者等支援に関連する業務のいずれかを経験したことのある弁護士
 - ・犯罪被害者等の依頼により行う法律事務
 - ・弁護士会又は犯罪被害者支援団体により行われる犯罪被害者等支援活動
- ② 日弁連、弁護士会又は全国被害者支援ネットワーク加盟の犯罪被害者支援団体の実施する犯罪被害者支援に関する研修を複数受講した弁護士

犯罪被害者やご家族からのお問い合わせに応じ、全国の地方事務所で、合計590件の紹介を行った。

オ 民事法律扶助制度利用の助言の徹底

年度計画内容

損害賠償による被害回復を求める犯罪被害者に対しては、資力に乏しい場合の民事法律扶助制度の利用に関する適切かつ積極的な助言を徹底する。

支援センターにお問い合わせいただいた犯罪被害者等が、損害賠償による被害回復を求める際には、資力に乏しい場合の民事法律扶助制度の利用について案内するよう取り組んでいる。その上で、犯罪被害者等が同制度の利用を希望する場合には、地方事務所の民事法律扶助担当窓口の紹介又は転送を行っている。

また、精通弁護士の紹介に関し、コールセンターから地方事務所へ取り次ぎを行う際にも、犯罪被害者等が同制度の利用を希望する場合には、その旨取次依頼書に記載し、制度利用も含めて行っている。

平成19年10月に改訂した業務マニュアルにおいて、「精通弁護士へ案件を取り次ぐ際には、『当該被害者は、民事法律扶助（又は犯罪被害者法律扶助）を利用希望』等と記載し、経済的支援制度の利用についても併せて引き継ぎをすること」と明記し、資力に乏しい被害者が適切に法的支援を受けることができるよう徹底を図った。

(5) 司法過疎対策

年度計画内容

常勤弁護士が配置された上記V 1 (5)の地域事務所において、利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を行うための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに即してバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて、事件を受任することとしている。

平成19年度までに司法過疎対策として設置した15か所の地域事務所における受任事件数の内訳は、平均すれば、受任事件全体の6.5割程度が4号有償事件、2割程度が民事法律扶助事件、1.5割程度が国選弁護・付添事件であるが、各々を見れば、設置された地域の需要に応じ、その内訳は様々である。

(6) 関係機関連携強化

年度計画内容

地方事務所単位で、連携関係にある関係機関と、連携の現状と強化の方策等に関する協議を行うよう努める。

上記Ⅴ1(1)イ記載のとおり、全地方事務所等において、平成19年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催し、情報提供業務等、支援センターの業務における個別事例の解決方法を説明することで、関係機関に支援センターとの連携の現状に具体的なイメージを持ってもらうとともに、支援センターに多く寄せられる多重債務問題、家事問題、消費者問題等について、分野別に連携の構築や強化の方策等について意見交換を行ったことにより、支援センターの業務等に対する理解・協力が一層深まり、コールセンターの認知媒体における関係機関の占める割合が、平成19年3月の28.9%から、同20年3月の39.1%に増加するなど、関係機関との連携が強化された。

4 委託援助業務

年度計画内容

日本弁護士連合会及び財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行い、環境を整える。

日本弁護士連合会委託援助業務については、日本弁護士連合会において弁護士用手引を作成し、配付するとともに、各地の弁護士会で研修を実施し、平成20年3月31日までに5,785人の弁護士及び106の弁護士法人との間で基本契約を締結した。また、従来、財団法人法律扶助協会が支部の自主事業として行っていた外国人、子ども、精神障害者等及び高齢者等に対する法律援助についても、

全国一律にサービスを提供したことにより、これまで実績のなかった都道府県においても援助が行われた。

中国残留孤児援護基金委託援助業務については、各種パンフレット等に掲載するなどして広報を行うとともに、身元未判明者あるいはその依頼を受けた弁護士からの問い合わせの際に制度の案内を行った。

(1) 日本弁護士連合会委託援助業務

年度計画内容

日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う。

平成19年10月1日以降の半年間の申込総件数は7,173件であった。

財団法人法律扶助協会が自主事業として行っていた、刑事被疑者弁護援助、少年保護事件付添援助、難民認定法律援助及び犯罪被害者法律援助について平年化して平成18年度実績と比較した場合、支援センター受託後の実績は大きく伸びている。特に難民認定法律援助は4倍、犯罪被害者法律援助は2倍の利用があったことになり、支援センターが業務を行うことにより広く全国に同一のサービスを提供するという受託の目的は一定の成果を上げた。

(2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務

年度計画内容

財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。

平成19年度は実施予定件数を10件として委託を受けたが、1件の申込もなかった。

5 予算、収支計画及び資金計画

別紙1から3のとおりである。

なお、随意契約に関する情報の公表項目については、別紙4のとおりである。

6 短期借入金の限度額

年度計画内容

短期借入金の限度額は、33億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

該当なし。

7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

年度計画内容

重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。

該当なし。

8 剰余金の使途

年度計画内容

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、新制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実等に充てる。

該当なし。

9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

年度計画内容

平成21年度における被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を視野に入れつつ、支援センター本部、地方事務所その他の事務所の施設・設備を整備する。

支援センター本部、地方事務所、支部、出張所及び地域事務所の所在地は、【資料1】のとおりである。

平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を視野に入れ、それに対応できる事務所の施設・設備を整備した。

(2) 人事に関する計画

年度計画内容

民事法律扶助事件及び国選弁護人確保業務対象事件の各増加に加えて、平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大を視野に入れ、これに的確に対応するため、組織的、効率的な業務体制の確立に必要な常勤弁護士につき所要数の確保を図る。

併せて、支援センター本部、地方事務所及びその下部組織について、計画的に人的体制を整備する。

ア 常勤弁護士の確保状況等

民事法律扶助業務、国選弁護関連業務、司法過疎対策業務を遂行していく上で、常勤弁護士の確保は重要な課題である。

平成18年度に採用した常勤弁護士は24名にとどまっていたが、支援センターでは、日本弁護士連合会の協力を得て、平成19年度から、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用した上、集合研修、OJT研修による実務指導を実施するなど、比較的短期間に即戦力となるよう養成する新制度を導入し、上記新制度による常勤弁護士を含む多数の常勤弁護士を確保するため、司法修習生、弁護士、法科大学院生等に対し、常勤弁護士採用情報等の説明・広報を積極的に実施したこと等により、新たに72名の常勤弁護士を確保し、合計96名の常勤弁護士を全国に配置した。

今後も引き続き、上記V1(1)ウ「常勤弁護士の確保」において述べたような活動を積極的に行い、常勤弁護士を全国各地に順次配置していくこ

とが可能となるよう、必要な常勤弁護士の確保に努めていく。

イ 職員の確保状況等

平成18年4月10日の設立以降、同年10月2日の業務開始に向けて順次職員の採用を行い、設立当初に予定していた人的体制により業務開始を迎えた。その後も、司法過疎地域における地域事務所開設その他の業務拡大に伴い、計画的に職員の採用を行って、人的体制の整備を図ったほか、組織としてより質の高い法的サービスを提供すべく、管理監督者研修や各種業務研修を実施して、人材の育成に努めた。

職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定し、業務開始当初から、適正な人件費管理に努めている。また、独立行政法人通則法第63条（総合法律支援法第48条において準用）において「その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない」と規定されていること及び行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に沿って、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた人事評価システムを策定し、平成18年12月、その評価結果を昇給及び勤勉手当（賞与）に反映させる仕組みを導入した。

平成19年度においては、同人事評価システムに基づく人事評価を行い、その結果を平成19年6月及び12月支給の勤勉手当（賞与）に反映させるとともに、同20年1月の定期昇給にも反映させた。

以上

別紙 1 - 1

平成19事業年度 決算報告書

○全体

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	0	612	612	(注1)
運営費交付金	10,213	10,213	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	9,054	8,033	△ 1,021	(注2)
補助金等収入	515	132	△ 383	(注3)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	8,214	7,875	△ 339	(注4)
事業外収入	39	114	75	
計	28,036	26,979	△ 1,057	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,337	4,520	△ 1,817	
うち人件費	4,536	2,863	△ 1,673	(注5)
物件費	1,801	1,657	△ 144	
事業経費	12,645	12,863	218	
うち民事法律扶助事業経費	11,997	11,746	△ 251	
その他事業経費	648	1,117	469	
受託経費	8,412	7,496	△ 916	(注2)
うち国選弁護士確保事業経費	6,168	5,958	△ 210	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,244	1,538	△ 706	
うち人件費	1,767	1,156	△ 611	
物件費	477	382	△ 95	
受託経費	642	537	△ 105	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	579	469	△ 110	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	63	68	5	
うち人件費	37	37	0	
物件費	26	31	5	
計	28,036	25,416	△ 2,620	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分261百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注4)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注5)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注6)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 1 - 2

平成19事業年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	0	612	612	(注1)
運営費交付金	10,213	10,213	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	642	537	△ 105	
補助金等収入	515	132	△ 383	(注2)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	8,214	7,875	△ 339	(注3)
事業外収入	39	114	75	
計	19,624	19,483	△ 141	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,337	4,520	△ 1,817	
うち人件費	4,536	2,863	△ 1,673	(注4)
物件費	1,801	1,657	△ 144	
事業経費	12,645	12,863	218	
うち民事法律扶助事業経費	11,997	11,746	△ 251	
その他事業経費	648	1,117	469	
受託経費	642	537	△ 105	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	579	469	△ 110	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	63	68	5	
うち人件費	37	37	0	
物件費	26	31	5	
計	19,624	17,920	△ 1,704	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分261百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注3)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注5)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 1 - 3

平成19事業年度 決算報告書

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
受託収入	8,412	7,496	△ 916	(注1)
計	8,412	7,496	△ 916	
支 出				
受託経費	8,412	7,496	△ 916	(注1)
うち国選弁護士確保事業経費	6,168	5,958	△ 210	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,244	1,538	△ 706	
うち人件費	1,767	1,156	△ 611	
物件費	477	382	△ 95	
計	8,412	7,496	△ 916	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 2 - 1

平成19事業年度 収支計画

○全体

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	28,036	25,416	△ 2,620	
経常費用	28,036	25,416	△ 2,620	
事業経費	12,645	12,863	218	
うち民事法律扶助事業経費	11,997	11,746	△ 251	
その他事業経費	648	1,117	469	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,337	4,520	△ 1,817	
うち人件費	4,536	2,863	△ 1,673	(注1)
物件費	1,801	1,657	△ 144	
受託経費	8,412	7,496	△ 916	(注2)
うち国選弁護士確保事業経費	6,168	5,958	△ 210	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,244	1,538	△ 706	
うち人件費	1,767	1,156	△ 611	
物件費	477	382	△ 95	
受託経費	642	537	△ 105	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	579	469	△ 110	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	63	68	5	
うち人件費	37	37	0	
物件費	26	31	5	
減価償却費	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
臨時損失	—	—	—	
収益の部	28,036	26,979	△ 1,057	
前年度繰越金	0	612	612	(注3)
運営費交付金	10,213	10,213	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	9,054	8,033	△ 1,021	(注2)
補助金等収入	515	132	△ 383	(注4)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	8,214	7,875	△ 339	(注5)
事業外収入	39	114	75	
純利益	0	1,563	1,563	(注6)
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	1,563	1,563	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注2)

受託収入及び受託経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分261百万円及び政府出資金351百万円である。

(注4)

補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注5)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注6)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、資本金(351百万円)を含んでいる。また、(注7)記載の事情により、損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注7)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 2 - 2

平成19事業年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	19,624	17,920	△ 1,704	
経常費用	19,624	17,920	△ 1,704	
事業経費	12,645	12,863	218	
うち民事法律扶助事業経費	11,997	11,746	△ 251	
その他事業経費	648	1,117	469	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,337	4,520	△ 1,817	
うち人件費	4,536	2,863	△ 1,673	(注1)
物件費	1,801	1,657	△ 144	
受託経費	642	537	△ 105	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	579	469	△ 110	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	63	68	5	
うち人件費	37	37	0	
物件費	26	31	5	
収益の部	19,624	19,483	△ 141	
前年度繰越金	0	612	612	(注2)
運営費交付金	10,213	10,213	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	642	537	△ 105	
補助金等収入	515	132	△ 383	(注3)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	8,214	7,875	△ 339	(注4)
事業外収入	39	114	75	
純利益	0	1,563	1,563	(注5)
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	1,563	1,563	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注2)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分261百万円及び政府出資金351百万円である。

(注3)

補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注4)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注5)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、資本金(351百万円)を含んでいる。また、(注6)記載の事情により、損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注6)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 2 - 3

平成19事業年度 収支計画

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	8,412	7,496	△ 916	
受託経費	8,412	7,496	△ 916	(注1)
うち国選弁護士確保事業経費	6,168	5,958	△ 210	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,244	1,538	△ 706	
うち人件費	1,767	1,156	△ 611	
物件費	477	382	△ 95	
収益の部	8,412	7,496	△ 916	
受託収入	8,412	7,496	△ 916	(注1)
純利益	0	0	0	
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 3 - 1

平成19事業年度 資金計画

○全体

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	28,036	25,416	△ 2,620	
経常費用	28,036	25,416	△ 2,620	
業務活動による支出	28,036	25,416	△ 2,620	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	28,036	26,979	△ 1,057	
前年度繰越金	0	612	612	(注2)
業務活動による収入	28,036	26,367	△ 1,669	
運営費交付金による収入	10,213	10,213	0	
受託収入	8,412	8,033	△ 379	(注1)
その他の収入	9,410	8,121	△ 1,289	(注3)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
政府出資金による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護人確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分261百万円及び政府出資金351百万円である。

(注3)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 3 - 2

平成19事業年度 資金計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	19,624	17,920	△ 1,704	
経常費用	19,624	17,920	△ 1,704	
業務活動による支出	19,624	17,920	△ 1,704	
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	19,624	19,483	△ 141	
前年度繰越金	0	612	612	(注1)
業務活動による収入	19,624	18,871	△ 753	
運営費交付金による収入	10,213	10,213	0	
その他の収入	9,410	8,658	△ 752	(注2)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
政府出資金による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分261百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 3 - 3

平成19事業年度 資金計画

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	8,412	7,496	△ 916	
経常費用	8,412	7,496	△ 916	
業務活動による支出	8,412	7,496	△ 916	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	8,412	7,496	△ 916	
業務活動による収入	8,412	7,496	△ 916	
受託収入	8,412	7,496	△ 916	(注1)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 4

平成19年度随意契約一覧表

件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	随意契約理由	相手方住所氏名	備考
埼玉地方事務所・事務所賃貸借契約	H19.4.1	23,509,716	随意	会計規程第17条第1号	さいたま市浦和高砂3-17-15 さいたま商工会議所	
群馬地方事務所・事務所賃貸借契約	H19.4.1	9,898,656	随意	会計規程第17条第1号	群馬県前橋市千代田町2-5-1 財団法人前橋勤労者総合福祉振興協会	
山口地方事務所・事務所賃貸借契約	H19.4.1	3,780,000	随意	会計規程第17条第1号	山口市朝田1980-7 山口県国民健康保険団体連合会	
熊本地方事務所・事務所賃貸借契約	H19.4.1	2,646,572	随意	会計規程第17条第1号	熊本市	
愛媛地方事務所・事務所賃貸借契約	H19.4.1	8,628,000	随意	会計規程第17条第1号	愛媛県八幡浜市産業通3-3 株式会社大任建設	
判例検索ソフト年間賃貸借契約	H19.4.1	5,821,200	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
社会保険関係規程作成等に関する委託契約	H19.4.1	2,640,120	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿7-2-6 社会保険労務士法人関東社会保険労務事務所	
情報処理システム等セキュリティ管理に係るコンサルティング業務委任契約	H19.4.1	6,300,000	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
平成19年度コールセンター構築・運営等業務委託契約一式	H19.4.2	632,400,000	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区赤坂1-11-44 アクセンチュア株式会社	
平成19年度システム決算対応及び財務会計システム研修支援業務委託	H19.4.2	7,701,225	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
函館地方事務所江差地域事務所借上宿舍賃貸借契約	H19.4.2	1,608,000	随意	会計規程第17条第1号	北海道檜山郡江差町宇新地町33 有限会社共和商事	
茨城地方事務所下妻地域事務所事務所賃貸借契約	H19.5.1	3,088,817	随意	会計規程第17条第1号	茨城県下妻市宗道2028 常総ひかり農業協同組合	
消費税確定申告書作成等業務委託	H19.5.1	2,173,500	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区六本木1-6-1 KPMG税理士法人	
退職給付債務計算業務委託及び退職給付会計ソフトの購入	H19.5.14	2,100,000	随意	会計規程第17条第2号	長野県須坂市仁礼町峰の原3153-244 株式会社エムティック	
岐阜地方事務所可児地域事務所事務所賃貸借契約	H19.5.30	8,467,897	随意	会計規程第17条第1号	愛知県日進市梅森台5-207 株式会社社中三洋堂	
平成19年度情報提供等システム改修請負契約	H19.6.1	143,646,048	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
広報素材作成業務委託	H19.7.20	6,720,000	随意	会計規程第17条第1号 (企画競争)	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2 あかつき印刷株式会社	
パソコン増設に伴う設置作業費	H19.8.1	1,134,000	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区芝浦1-2-1 富士通エフ・アイ・ピー株式会社	
指宿地域事務所・事務所賃貸借契約	H19.8.2	2,600,000	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
千葉地方事務所・事務所賃貸借契約	H19.8.6	53,856,000	随意	会計規程第17条第1号	千葉市中央区中央4-5-1 有限会社廣瀬ビル	
東京地方事務所借上宿舍(パークサイド石神井6-303)賃貸借契約	H19.8.27	1,448,400	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
東京地方事務所借上宿舍(パークサイド石神井6-602)賃貸借契約	H19.8.27	1,462,800	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
東京地方事務所借上宿舍(パークサイド石神井6-701)賃貸借契約	H19.8.27	1,424,400	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
東京地方事務所借上宿舍(パークサイド石神井6-1003)賃貸借契約	H19.8.27	1,474,800	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
大阪地方事務所借上宿舍(シテイコート下新庄9-201)賃貸借契約	H19.8.27	1,221,600	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
パソコン増設に伴う設置作業費	H19.8.30	1,318,800	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区芝浦1-2-1 富士通エフ・アイ・ピー株式会社	
島根地方事務所浜田地域事務所・事務所賃貸借契約	H19.9.1	3,645,000	随意	会計規程第17条第1号	島根県浜田市浅井町1580 龍河商事株式会社	

件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	随意契約理由	相手方住所氏名	備考
情報提供等システム業務端末58式のリース契約	H19.9.6	18,082,260	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区浜松町2-4-1 センチュリー・リーシング・システム株式会社	
情報提供等システム業務端末47拠点展開作業	H19.9.6	9,082,500	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区芝浦1-2-1 富士通エフ・アイ・ピー株式会社	
徳島地方事務所借上宿舎	H19.9.7	1,683,000	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
埼玉地方事務所秩父地域事務所・事務所賃貸借契約	H19.9.10	4,965,400	随意	会計規程第17条第1号	東京都豊島区東池袋1-45-11メゾン金子602 株式会社三東興業	
長崎地方事務所借上宿舎	H19.9.10	3,065,250	随意	会計規程第17条第1号	長崎市大黒町9-22 有限会社大久保ビル	
鹿児島地方事務所奄美地域事務所・事務所賃貸借契約	H19.9.12	5,618,900	随意	会計規程第17条第1号	鹿児島県奄美市名瀬小浜町4-28A Sビル3F 有限会社ザイケイロード	
高知地方事務所借上宿舎	H19.9.12	2,134,750	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
IP電話機(80式)購入契約	H19.9.13	3,053,400	随意	会計規程第17条第1号	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通ビジネスシステム	
IP電話機(80式)設置工事契約	H19.9.13	3,074,400	随意	会計規程第17条第1号	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通ビジネスシステム	
埼玉地方事務所川越支部借上宿舎	H19.9.13	1,321,440	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
鳥取地方事務所借上宿舎	H19.9.13	2,789,650	随意	会計規程第17条第1号	鳥取市富安1-166 有限会社アルファ	
福島地方事務所借上宿舎	H19.9.14	1,854,250	随意	会計規程第17条第1号	福島県郡山市虎丸町15-4 有限会社郡中ビルディング	
静岡地方事務所借上宿舎	H19.9.14	3,225,750	随意	会計規程第17条第1号	静岡市葵区宮前町107 有限会社やまね	
判例検索ソフト賃貸借契約	H19.9.18	1,852,200	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
秋田地方事務所借上宿舎	H19.9.19	1,881,300	随意	会計規程第17条第1号	秋田市外旭川字三千刈122-3 有限会社ティアール商事	
静岡地方事務所下田地域事務所・事務所賃貸借契約	H19.9.20	6,997,500	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
岐阜地方事務所可児地域事務所借上宿舎	H19.9.20	2,027,400	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
静岡地方事務所沼津支部借上宿舎	H19.9.21	2,232,000	随意	会計規程第17条第1号	静岡県沼津市岡宮1334-7 株式会社スルガリース	
愛媛地方事務所借上宿舎	H19.9.21	1,163,400	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
常勤弁護士用図書1,044冊購入契約	H19.9.21	4,155,381	随意	会計規程第17条第3号	東京都新宿区愛住町19-16 株式会社三省堂書店	
高知地方事務所安芸地域事務所借上宿舎	H19.9.23	1,560,000	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
静岡地方事務所下田地域事務所借上宿舎	H19.9.25	2,804,650	随意	会計規程第17条第1号	東京都目黒区東山2-10-8 滝野川自動車株式会社	
京都地方事務所借上宿舎	H19.9.25	3,460,000	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
会計監査人との監査契約	H19.9.26	31,500,000	随意	会計規程第17条第1号	東京都千代田区内幸町2-2-2 あずさ監査法人	
鹿児島地方事務所奄美地域事務所借上宿舎	H19.9.26	2,865,300	随意	会計規程第17条第1号	鹿児島県奄美市名瀬塩浜町11-1 株式会社ホンダ奄美	
山口地方事務所借上宿舎	H19.9.28	2,833,500	随意	会計規程第17条第1号	山口市駅通り2-1-19 有限会社藤井半四郎商店	
平成19年度システム運用支援及びアプリケーション保守業務委託	H19.10.1	47,250,000	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	

件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	随意契約理由	相手方住所氏名	備考
平成19年度情報提供等システム改修(改正少年法一時対応)請負契約	H19.10.1	11,675,580	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
事務所改修工事	H19.10.3	2,730,000	随意	会計規程第17条第1号	静岡県下田市1-2-1 有限会社下田不動産取引	
奈良地方事務所南和地域事務所・事務所賃貸借契約	H19.10.11	1,792,500	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
高知地方事務所安芸地域事務所・事務所賃貸借契約	H19.10.5	4,360,000	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
岡山地方事務所借上宿舎	H19.10.31	1,414,100	随意	会計規程第17条第1号	岡山市南中央町9-5 有限会社 ユーエイシー	
長野地方事務所借上宿舎	H19.10.19	2,139,600	随意	会計規程第17条第1号	長野市平林2-9-28 有限会社玉木商事	
平成19年度情報提供等システム改修(人給システム対応)請負契約	H19.11.1	1,064,448	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
和歌山地方事務所借上宿舎	H19.11.8	3,282,900	随意	会計規程第17条第1号	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田287 8 株式会社紀南スポーツジャージ	
香川地方事務所借上宿舎	H19.11.27	3,762,360	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
佐賀地方事務所借上宿舎	H19.11.19	2,448,150	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
コールセンターシステムの全国導入及び運用業務委託契約	H19.12.1	42,224,700	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区赤坂1-11-44 アクセンチュア株式会社	
コールセンターシステムの全国導入に伴う法テラスネットワークの設定変更作業契約	H19.12.3	1,403,430	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
東京地方事務所借上宿舎	H19.12.13	1,750,800	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
埼玉地方事務所借上宿舎	H19.12.18	1,276,800	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
茨城地方事務所借上宿舎	H19.12.10	1,251,750	随意	会計規程第17条第1号	日立市幸町1-7-15 立花建設株式会社	
群馬地方事務所借上宿舎	H19.12.11	3,486,000	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
静岡地方事務所借上宿舎	H19.12.19	3,249,750	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
大阪地方事務所借上宿舎	H19.12.6	1,122,720	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
京都地方事務所借上宿舎	H19.12.18	2,597,250	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
愛媛地方事務所借上宿舎	H19.12.17	1,255,650	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
愛知地方事務所三河支部借上宿舎	H19.12.20	2,454,100	随意	会計規程第17条第1号	愛知県岡崎市明大寺町出口38 長坂管理有限会社	
三重地方事務所借上宿舎	H19.12.17	3,215,150	随意	会計規程第17条第1号	三重県津市丸之内養正町15-5 有限会社シャトーカワイ	
高知地方事務所借上宿舎	H19.12.5	2,175,800	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
業務用端末5式のリース契約	H20.1.15	1,623,480	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区浜松町2-4-1 センチュリー・リーシング・システム株式会社	
東京地方事務所借上宿舎	H20.1.28	1,783,200	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
東京地方事務所多摩支部借上宿舎	H20.1.23	1,478,760	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
静岡地方事務所浜松支部借上宿舎	H20.1.11	2,705,423	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区南青山7-2-1 アーセナルアセット特定目的会社	
函館地方事務所借上宿舎	H20.1.25	1,837,035	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	

件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	随意契約理由	相手方住所氏名	備考
釧路地方事務所借上宿舎	H20.1.28	2,605,000	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
平成20年「法テラスの日」広報業務委託契約一式	H20.2.26	52,500,000	随意	会計規程第17条第1号(企画競争)	東京都港区東新橋1-8-1 株式会社電通	
東京地方事務所借上宿舎	H20.2.22	1,558,800	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
福井地方事務所借上宿舎	H20.2.15	2,245,700	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
業務用端末8式のリース契約	H20.3.13	2,534,460	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区浜松町2-4-1 センチュリー・リーシング・システム株式会社	
判例検索ソフト年間賃貸借契約	H20.3.28	14,074,200	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
民事法律扶助業務補助人材派遣契約	H20.3.28	4,217,062	随意	会計規程第17条第2号、第5号	東京都千代田区大手町1-9-5 株式会社日経スタッフ	

○会計規程

第17条 次の各号に掲げる契約を締結する場合には、随意契約によるものとする。

- 一 契約の性質又は目的が競争に適しないとき
- 二 緊急の必要により競争入札によることができないとき
- 三 競争入札によることが不利と認められるとき
- 四 契約の予定価格が少額であるとき
- 五 その他業務運営上特に必要があるとき

○契約事務取扱細則

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの

【資料1】 日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

平成20年3月31日現在

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
本部	102-0073	東京都千代田区九段北4-2-6 市ヶ谷ビル6F	0503383-5333	03-3222-1091
中野坂上分室	164-8721	東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	同上	03-5358-1057
東京地方事務所	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1~3F	0503383-5300	03-3359-3652
霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330	03-3502-6856
多摩支部	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4・6F	0503383-5310	042-645-7135
新宿出張所	160-0021	新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク新宿歌舞伎町庁舎5F	0503381-2312	03-3207-3917
上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル6F	0503383-5320	03-3835-2369
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321	03-3590-3334
渋谷出張所	150-0002	渋谷区渋谷3-10-13 渋谷Rサンケイビル8F	0503381-2285	03-3409-4048
多摩支部立川出張所	190-0012	立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル11F	0503383-5327	042-527-3051
神奈川県事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360	045-662-9356
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 川崎イーストワンビル10F	0503383-5366	044-246-0406
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370	0465-24-7402
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375	048-838-7230
川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377	049-242-5321
熊谷地域事務所	360-0041	熊谷市宮町1-41 宮町ビル 埼玉弁護士会熊谷支部会館2F	0503383-5380	048-522-8260
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023	0494-25-1962
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0503383-5381	043-225-9206
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388	047-366-6575
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390	029-231-1731
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393	0296-44-8461
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395	028-622-0987
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399	027-232-9727
静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・11F	0503383-5400	054-251-3677
沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0503383-5405	055-931-0320
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410	053-451-1722
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024	0558-27-1167
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411	055-232-7540
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415	026-226-7675
松本地域事務所	390-8620	長野県松本市丸の内3-7 松本市役所東庁舎4F	0503383-5417	0263-36-3351
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420	025-225-6171
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田支所2F	0503383-5422	0259-52-2675
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425	06-6367-1156
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 住友生命堺東ビル6F	0503383-5430	072-232-8547
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433	075-231-4355
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440	078-362-2698
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5444	06-6411-2010
姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業棟第2ビル	0503383-5447	079-284-2308
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450	0742-24-3213
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025	0747-52-9179
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454	077-521-9122
和歌山地方事務所	640-8152	和歌山市十番丁15 市川ビル2F	0503383-5457	073-425-9201

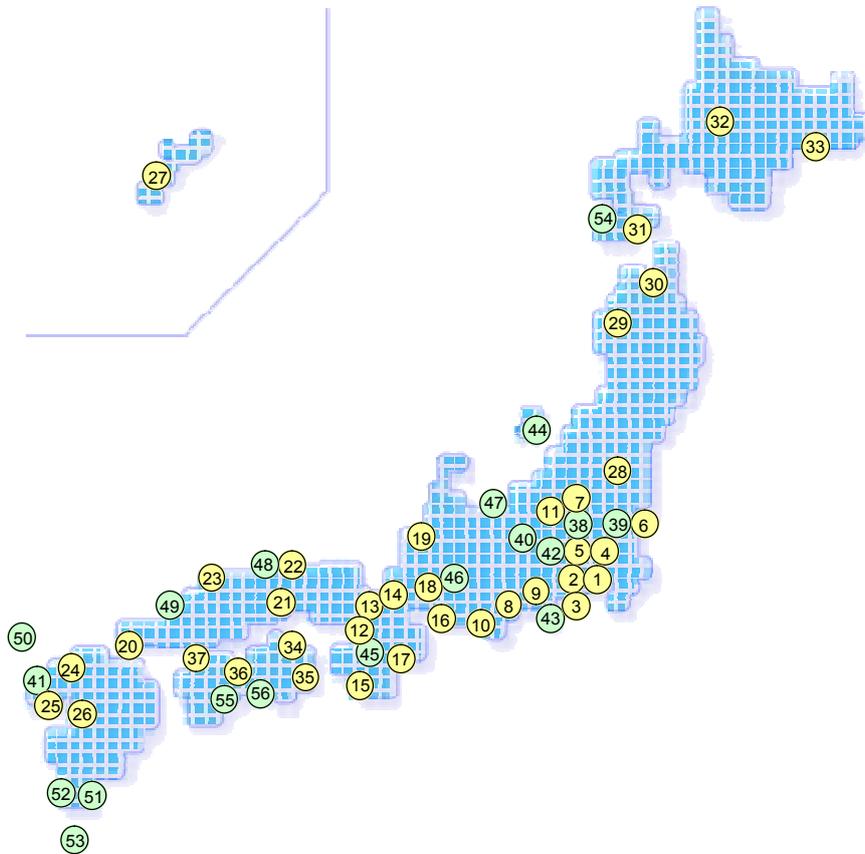
事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460	052-241-1065
三河支部	444-8601	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F	0503383-5465	0564-22-5308
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470	059-222-5096
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471	058-262-0902
可児地域事務所	509-0214	可児市広見1-34-1 三洋堂可児ビル1F	0503383-0005	0574-61-2940
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475	0776-22-0354
石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町1-8	0503383-5477	076-263-7065
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480	076-493-9450
魚津地域事務所	937-0046	魚津市上村木1-20-30 魚津商工会議所第二会館1F	0503383-0030	0765-22-2594
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1・6F	0503383-5485	082-224-0023
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490	083-932-8141
岡山地方事務所	700-0817	岡山市弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491	086-234-8413
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495	0857-20-2298
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ピエビル202号室	0503383-5497	0858-26-6019
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500	0852-23-7802
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026	0855-22-1560
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501	092-722-3501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506	093-511-1571
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510	0952-28-7202
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515	095-824-6688
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402	0503383-5516	0956-25-5340
壱岐地域事務所	811-5135	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517	0920-47-3585
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0503383-5520	097-532-6673
熊本地方事務所	860-0806	熊本市花畑町7-10 熊本市産業文化会館5F	0503383-5522	096-352-6350
鹿児島地方事務所	892-0827	鹿児島市中町11-11 MY鹿児島第2ビル5F	0503383-5525	099-223-6146
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	0503383-0028	0997-53-5076
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027	0993-24-2657
鹿屋地域事務所	893-0011	鹿屋市打馬1-13-4	0503383-5527	0994-44-6922
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530	0985-27-2876
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533	098-855-3220
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町2-10-17 仙台一番町ビル1F	0503383-5535	022-263-4558
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540	024-535-2939
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544	023-633-0180
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546	019-652-5516
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都銀行本店別館6F	0503383-5550	018-825-1211
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552	017-773-5021
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555	011-219-3818
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560	0138-26-3520
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563	0139-52-5039
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F	0503383-5566	0166-25-2066
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567	0154-42-0168
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570	087-851-3023
徳島地方事務所	770-0855	徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館4F	0503383-5575	088-655-2777
高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577	088-873-3023
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579	0889-42-2001
安芸地域事務所	784-0004	安芸市本町3-11-22 2F	0503383-0029	0887-34-8532
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580	089-932-0213

【資料2】

日本司法支援センターのあゆみ（～平成20年3月31日）

平成11年7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年6月	総合法律支援法公布
11月 ～ 12月	全国50か所に日本司法支援センター地方準備会発足
平成17年9月	法務大臣、理事長となるべき者として金平輝子を指名 日本司法支援センターロゴ・愛称「法テラス」発表
平成18年 4月10日	日本司法支援センター設立（本部東京） 金平輝子理事長就任 理事長、役員・地方事務所長等を任命
4月28日	法務大臣、中期計画を認可
5月25日	法務大臣、業務方法書・法律事務取扱規程・国選弁護人の事務に関する 契約約款を認可
5月31日	第1回全国地方事務所長会議を開催
10月2日	業務開始
12月14日	4月10日を「法テラスの日」とすることを決定
平成19年 3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務について、日本弁護士 連合会、（財）中国残留孤児援護基金との契約締結
10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可

【資料3】 常勤弁護士配置先一覧（平成20年3月31日現在）



地方事務所(32か所)・支部(5か所)			
1	東京地方事務所	21	岡山地方事務所
2	東京地方事務所 多摩支部	22	鳥取地方事務所
3	神奈川県地方事務所	23	島根地方事務所
4	埼玉地方事務所	24	佐賀地方事務所
5	埼玉地方事務所 川越支部	25	長崎地方事務所
6	茨城地方事務所	26	熊本地方事務所
7	群馬地方事務所	27	沖縄地方事務所
8	静岡地方事務所	28	福島地方事務所
9	静岡地方事務所 沼津支部	29	秋田地方事務所
10	静岡地方事務所 浜松支部	30	青森地方事務所
11	長野地方事務所	31	函館地方事務所
12	大阪地方事務所	32	旭川地方事務所
13	京都地方事務所	33	釧路地方事務所
14	滋賀地方事務所	34	香川地方事務所
15	和歌山地方事務所	35	徳島地方事務所
16	愛知地方事務所 三河支部	36	高知地方事務所
17	三重地方事務所	37	愛媛地方事務所
18	岐阜地方事務所		
19	福井地方事務所		
20	山口地方事務所		

地域事務所(19か所)	
38	熊谷地域事務所
39	下妻地域事務所
40	松本地域事務所
41	佐世保地域事務所
42	秩父地域事務所
43	下田地域事務所
44	佐渡地域事務所
45	南和地域事務所
46	可児地域事務所
47	魚津地域事務所
48	倉吉地域事務所
49	浜田地域事務所
50	壱岐地域事務所
51	鹿屋地域事務所
52	指宿地域事務所
53	奄美地域事務所
54	江差地域事務所
55	須崎地域事務所
56	安芸地域事務所

【資料4】

常勤弁護士就職説明会等実施状況

日本弁護士連合会、単位弁護士会における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
1	平成19年5月	東京都	司法修習生・弁護士	61人
2	7月	大阪府	司法修習生	90人
3	8月	大阪府	司法修習生	95人
4	9月	東京都	司法修習生	166人
5	9月	東京都	司法修習生	550人
6	9月	東京都	司法修習生	
7	10月	東京都	司法修習生・弁護士	224人
8	10月	東京都	司法修習生	460人
9	11月	東京都	司法修習生	32人
10	12月	大阪府	司法修習生	300人
11	12月	大阪府	司法修習生	150人
12	平成20年3月	宮城県	司法修習生	48人
司法研修所における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
13	平成19年5月	埼玉県	司法修習生	70人
14	6月	埼玉県	司法研修所長等	2人
15	9月	埼玉県	司法研修所長等	3人
16	9月	埼玉県	司法修習生	1,000人
17	11月	埼玉県	司法研修所教官	20人
法科大学院における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
18	平成19年6月	東京都	法科大学院生	100人
19	6月	東京都	法科大学院生	50人
20	7月	東京都	法科大学院生	74人
21	平成20年3月	東京都	法科大学院生	60人
大手司法試験予備校における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
22	平成19年9月	東京都	司法試験合格者	170人
23	9月	東京都	司法試験合格者	148人
24	11月	東京都	司法試験合格者	89人
25	11月	大阪府	司法試験合格者	34人
26	11月	東京都	司法試験合格者	80人
27	11月	東京都	司法試験合格者	70人
日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
28	平成19年6月	東京都	司法修習生	4人
29	6月	東京都	司法修習生	7人
30	6月	埼玉県	司法修習生	10人
31	10月	東京都	司法修習生	52人
32	11月	大阪府	司法修習生	64人
33	12月	福岡県	司法修習生	8人
34	12月	東京都	司法修習生	11人
35	平成20年1月	青森県	司法修習生	6人

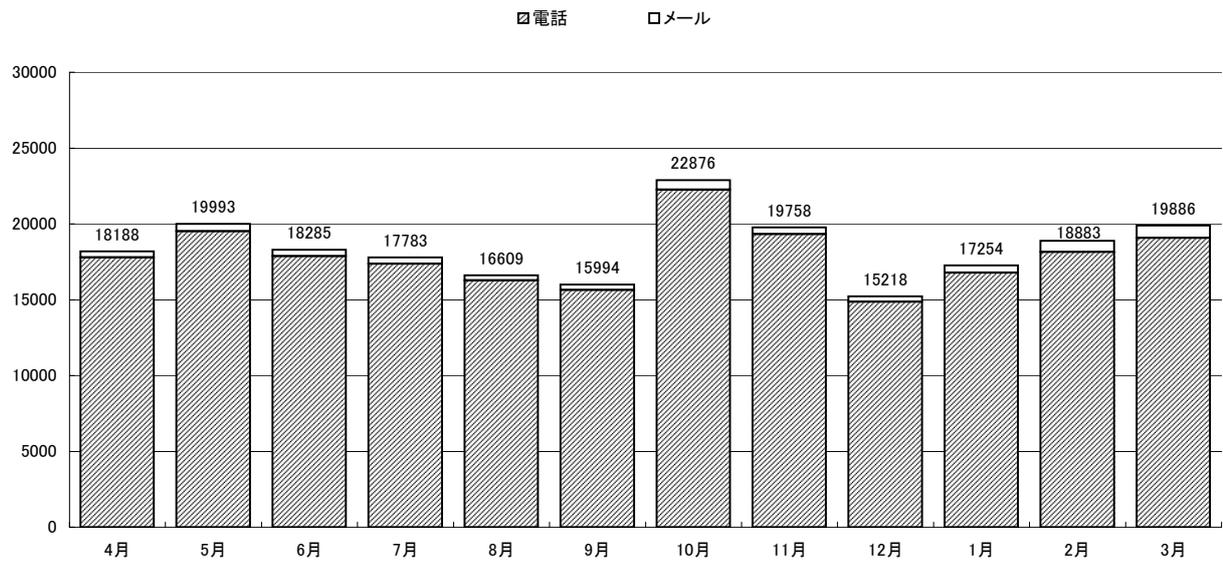
※ 日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会は、ほかに、常勤弁護士が配置されている各日本司法支援センター法律事務所等でも随時実施している。

※ 参加者数については、配付資料部数としているものもあるので、実際の参加者数と相違する場合もある。

【資料5】

平成19年度受電件数の推移

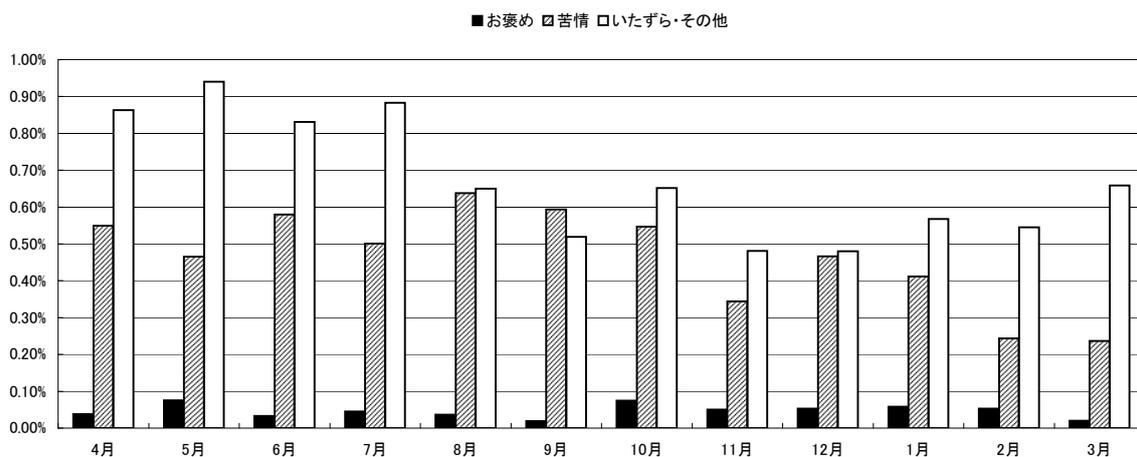
	平成19年									平成20年			累計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
電話	17789	19506	17877	17359	16276	15649	22260	19323	14854	16775	18137	19080	214885
メール	399	487	408	424	333	345	616	435	364	479	746	806	5842
合計	18188	19993	18285	17783	16609	15994	22876	19758	15218	17254	18883	19886	220727



【資料6】

平成19年度受電内容の推移

	平成19年									平成20年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談	98.55%	98.52%	98.56%	98.56%	98.68%	98.87%	98.73%	99.12%	99.00%	98.96%	99.16%	99.08%
お褒め	0.04%	0.08%	0.03%	0.04%	0.04%	0.02%	0.07%	0.05%	0.05%	0.06%	0.05%	0.02%
苦情	0.55%	0.47%	0.58%	0.50%	0.64%	0.59%	0.55%	0.34%	0.47%	0.41%	0.24%	0.24%
いたずら・その他	0.86%	0.94%	0.83%	0.88%	0.65%	0.52%	0.65%	0.48%	0.48%	0.57%	0.55%	0.66%



【資料 7】

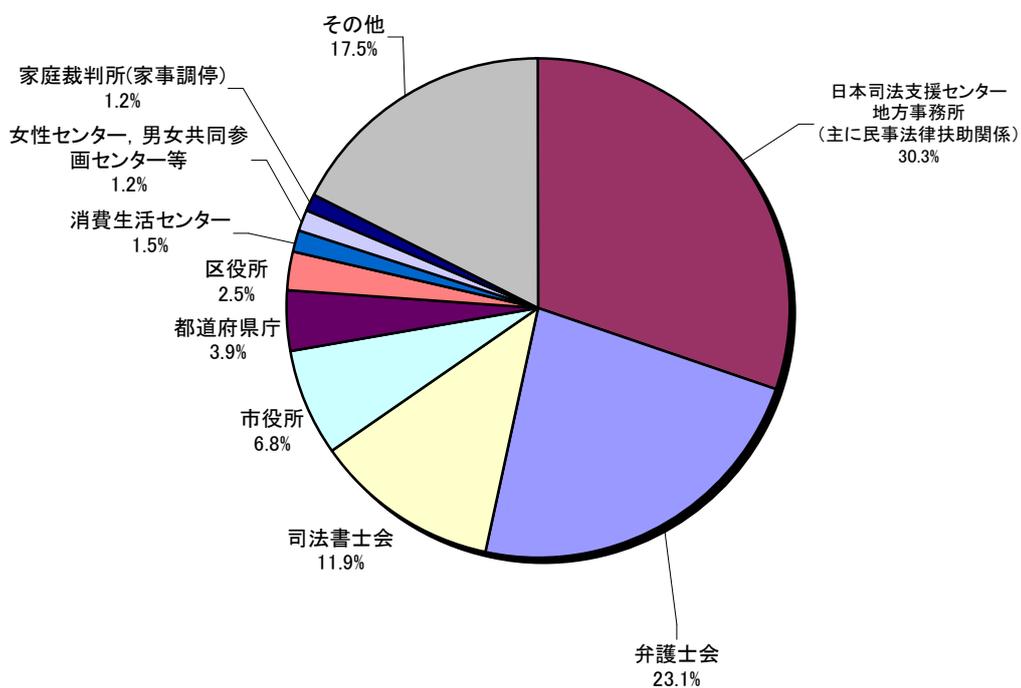
平成19年度における相談分野の概要

相談分野	件数			割合 合計
	合計	男性	女性	
				金銭の借り入れ
男女・夫婦	28,804	8,316	20,488	13.0%
相続・遺言	15,141	5,248	9,893	6.9%
民事法律扶助	12,767	5,815	6,952	5.8%
金銭の貸し付け	6,692	3,286	3,406	3.0%
借地・借家	6,606	3,076	3,530	3.0%
各種裁判手続	5,940	3,097	2,843	2.7%
その他(生活上の取引)	5,372	2,704	2,668	2.4%
犯罪被害者	4,644	2,014	2,630	2.1%
高齢者・障害者	2,957	1,082	1,875	1.3%
情報提供	2,835	1,411	1,424	1.3%
損害賠償	2,471	1,272	1,199	1.1%
賃金・退職金	2,379	1,399	980	1.1%
刑事手続のしくみ	2,374	1,232	1,142	1.1%
子ども	2,246	747	1,499	1.0%
その他の法律事務	1,875	831	1,044	0.8%
定年・退職・解雇	1,811	959	852	0.8%
不動産登記	1,577	653	924	0.7%
その他(犯罪・刑事事件)	1,520	830	690	0.7%
隣地との関係	1,444	696	748	0.7%

【資料 8】

平成19年度における関係機関紹介状況

機関名称	件数
日本司法支援センター地方事務所(主に民事法律扶助関係)	70,150
弁護士会	53,611
司法書士会	27,660
市役所	15,810
都道府県庁	8,942
区役所	5,865
消費生活センター	3,583
女性センター, 男女共同参画センター等	2,854
家庭裁判所(家事調停)	2,706
その他	40,526
合計	231,707



【資料9-1】

平成19年度援助申込状況

地方事務所	法律相談件数	援助開始決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定件数合計	資力超過件数	勝訴見込無	その他
東京	27,277	12,018	440	232	93	115
神奈川	6,830	3,437	30	6	18	6
埼玉	4,784	2,361	9	5	0	4
千葉	3,341	1,536	13	4	4	5
茨城	2,150	1,157	7	5	0	2
栃木	1,435	667	8	5	2	1
群馬	1,182	802	15	10	2	3
静岡	2,814	1,283	5	0	1	4
山梨	1,438	421	2	1	1	0
長野	1,108	633	30	13	11	6
新潟	1,535	1,002	18	14	4	0
大阪	12,627	7,274	12	3	8	1
京都	3,184	2,197	41	14	6	21
兵庫	8,112	3,827	66	3	42	21
奈良	2,040	1,039	4	1	0	3
滋賀	1,072	524	7	4	1	2
和歌山	1,323	885	16	11	2	3
愛知	3,442	2,011	36	7	15	14
三重	1,250	636	29	8	5	16
岐阜	1,809	621	15	3	10	2
福井	666	283	2	1	0	1
石川	1,121	719	10	2	7	1
富山	585	340	32	20	9	3
広島	2,896	1,494	27	17	6	4
山口	1,580	621	3	0	2	1
岡山	1,232	844	12	5	4	3
鳥取	1,122	441	8	6	1	1
島根	994	323	4	1	3	0
福岡	7,420	3,622	12	0	2	10
佐賀	1,129	464	2	1	1	0
長崎	2,594	909	13	6	3	4
大分	2,797	849	23	11	9	3
熊本	1,426	971	3	0	2	1
鹿児島	1,431	740	27	3	14	10
宮崎	1,855	897	3	1	0	2
沖縄	1,026	656	24	2	12	10
宮城	4,051	2,865	17	0	12	5
福島	1,545	727	13	13	0	0
山形	1,550	923	3	2	0	1
岩手	1,549	1,113	29	13	8	8
秋田	2,813	1,028	14	9	5	0
青森	2,255	883	18	1	11	6
札幌	6,821	3,383	23	0	20	3
函館	1,250	654	17	0	8	9
旭川	1,101	619	7	3	2	2
釧路	1,580	716	22	7	10	5
香川	862	279	17	10	5	2
徳島	1,024	592	7	4	0	3
高知	1,114	390	7	6	1	0
愛媛	1,288	431	17	16	1	0
全国合計	147,430	73,107	1,219	509	383	327

【資料9-2】

平成19年度援助決定件数等状況

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	19,383	11,937	12,510	18,810	149	81	91	139
神奈川	3,346	3,304	2,479	4,171	184	133	143	174
埼玉	3,018	2,224	1,850	3,392	101	137	78	160
千葉	793	1,437	979	1,251	37	99	73	63
茨城	788	1,137	766	1,159	9	20	12	17
栃木	286	639	435	490	13	28	27	14
群馬	678	767	532	913	53	35	30	58
静岡	1,903	1,085	789	2,199	338	198	211	325
山梨	278	391	305	364	27	30	24	33
長野	572	564	471	665	66	69	93	42
新潟	651	889	652	888	55	113	104	64
大阪	7,653	6,985	6,759	7,879	245	289	242	292
京都	1,786	2,114	2,053	1,847	78	83	100	61
兵庫	3,600	3,360	3,114	3,846	499	467	394	572
奈良	689	997	917	769	35	42	28	49
滋賀	349	485	370	464	28	39	44	23
和歌山	485	855	483	857	28	30	24	34
愛知	1,434	1,905	1,372	1,967	104	106	124	86
三重	324	545	408	461	64	91	86	69
岐阜	290	606	352	544	23	15	16	22
福井	191	259	228	222	15	24	29	10
石川	513	710	573	650	20	9	13	16
富山	254	273	238	289	64	67	37	94
広島	1,880	1,410	1,175	2,115	118	84	68	134
山口	767	608	403	972	17	13	9	21
岡山	1,070	801	649	1,222	49	43	12	80
鳥取	219	422	256	385	27	19	17	29
島根	255	301	258	298	6	22	20	8
福岡	3,130	3,216	2,448	3,898	213	406	314	305
佐賀	307	443	343	407	8	21	16	13
長崎	562	866	591	837	43	43	55	31
大分	481	825	672	634	12	24	15	21
熊本	599	891	493	997	50	80	53	77
鹿児島	577	651	543	685	88	89	85	92
宮崎	728	834	560	1,002	28	63	37	54
沖縄	473	440	267	646	205	216	170	251
宮城	3,079	2,796	2,266	3,609	39	69	46	62
福島	576	667	564	679	59	60	39	80
山形	913	876	893	896	72	47	56	63
岩手	763	1,070	842	991	34	43	42	35
秋田	791	1,005	787	1,009	51	23	46	28
青森	449	776	503	722	59	107	114	52
札幌	2,055	3,206	3,201	2,060	106	177	195	88
函館	207	636	461	382	15	18	13	20
旭川	370	499	437	432	109	120	104	125
釧路	457	698	612	543	15	18	14	19
香川	165	267	206	226	1	12	5	8
徳島	280	545	389	436	64	47	75	36
高知	182	286	219	249	32	104	63	73
愛媛	227	407	231	403	14	24	18	20
全国合計	70,826	68,910	58,904	80,832	3,769	4,197	3,724	4,242

注) 代理援助の決定状況、前期より継続件数については、過年度修正15件を含む。

【資料10】

最近5年間の援助決定件数の推移

地方 事務所	援助開始決定								援助終結決定							
	15年度	16年度	17年度	18年度			19年度	前年比 (倍)	15年度	16年度	17年度	18年度			19年度	前年比 (倍)
				扶助協会	支援セン ター	合計						扶助協会	支援セン ター	合計		
東京	11,342	13,526	14,668	7,307	6,891	14,198	12,018	0.85	8,695	11,167	12,950	5,701	5,749	11,450	12,601	1.10
神奈川	1,936	2,128	2,480	1,282	1,700	2,982	3,437	1.15	2,037	1,914	2,143	1,218	1,431	2,649	2,622	0.99
埼玉	1,283	1,393	1,805	888	1,150	2,038	2,361	1.16	818	1,044	1,186	531	1,575	2,106	1,928	0.92
千葉	413	551	760	373	545	918	1,536	1.67	312	626	636	353	324	677	1,052	1.55
茨城	370	419	613	375	418	793	1,157	1.46	306	539	512	249	316	565	778	1.38
栃木	232	262	426	175	249	424	667	1.57	207	231	393	190	168	358	462	1.29
群馬	154	361	490	277	386	663	802	1.21	82	231	314	241	226	467	562	1.20
静岡	931	940	905	431	560	991	1,283	1.29	580	588	746	490	432	922	1,000	1.08
山梨	177	214	304	140	194	334	421	1.26	152	138	237	279	117	396	329	0.83
長野	281	461	554	267	310	577	633	1.10	268	344	531	216	270	486	564	1.16
新潟	669	803	741	355	528	883	1,002	1.13	490	659	681	807	352	1,159	756	0.65
大阪	3,431	4,956	6,166	3,062	3,717	6,779	7,274	1.07	2,819	3,648	4,764	2,490	3,486	5,976	7,001	1.17
京都	2,478	2,462	2,286	1,090	1,151	2,241	2,197	0.98	1,866	2,106	3,697	1,225	954	2,179	2,153	0.99
兵庫	3,134	3,224	3,403	1,733	1,896	3,629	3,827	1.05	2,644	3,604	2,919	1,433	1,422	2,855	3,508	1.23
奈良	604	667	863	420	525	945	1,039	1.10	557	595	748	418	445	863	945	1.10
滋賀	271	311	321	238	237	475	524	1.10	285	293	323	209	178	387	414	1.07
和歌山	356	463	495	285	359	644	885	1.37	385	355	523	218	260	478	507	1.06
愛知	1,268	1,443	1,708	746	938	1,684	2,011	1.19	1,240	1,126	1,959	860	766	1,626	1,496	0.92
三重	323	424	489	263	272	535	636	1.19	223	356	504	253	222	475	494	1.04
岐阜	216	276	321	192	170	362	621	1.72	162	228	310	147	156	303	368	1.21
福井	77	114	184	78	118	196	283	1.44	99	57	180	86	87	173	257	1.49
石川	345	422	457	257	293	550	719	1.31	340	372	429	197	226	423	586	1.39
富山	212	248	269	115	166	281	340	1.21	172	177	273	115	105	220	275	1.25
広島	1,101	1,202	1,441	639	735	1,374	1,494	1.09	922	963	1,130	587	672	1,259	1,243	0.99
山口	295	364	376	251	219	470	621	1.32	249	207	197	39	462	501	412	0.82
岡山	600	667	812	392	446	838	844	1.01	375	466	570	515	333	848	661	0.78
鳥取	87	101	122	96	181	277	441	1.59	79	36	159	51	103	154	273	1.77
島根	216	284	303	143	126	269	323	1.20	172	241	263	131	121	252	278	1.10
福岡	1,673	1,772	2,475	1,341	1,504	2,845	3,622	1.27	1,705	1,605	1,891	1,027	1,056	2,083	2,762	1.33
佐賀	166	296	393	163	229	392	464	1.18	131	316	292	220	164	384	359	0.93
長崎	208	334	520	265	330	595	909	1.53	177	255	371	171	260	431	646	1.50
大分	160	253	406	244	360	604	849	1.41	154	177	304	190	221	411	687	1.67
熊本	245	323	440	234	330	564	971	1.72	167	251	318	201	240	441	546	1.24
鹿児島	203	274	365	240	337	577	740	1.28	188	184	217	136	300	436	628	1.44
宮崎	262	285	403	254	440	694	897	1.29	227	260	260	174	232	406	597	1.47
沖縄	280	314	556	249	317	566	656	1.16	231	256	411	197	218	415	437	1.05
宮城	1,461	2,190	2,365	1,280	1,423	2,703	2,865	1.06	1,134	1,431	2,079	1,151	1,008	2,159	2,312	1.07
福島	563	647	612	253	358	611	727	1.19	484	595	585	254	241	495	603	1.22
山形	374	526	655	227	385	612	923	1.51	265	700	418	346	231	577	949	1.64
岩手	361	491	678	355	493	848	1,113	1.31	315	365	581	279	390	669	884	1.32
秋田	556	686	769	369	453	822	1,028	1.25	484	570	670	398	344	742	833	1.12
青森	519	474	546	260	338	598	883	1.48	434	463	577	234	288	522	617	1.18
札幌	1,873	2,281	2,958	1,554	1,480	3,034	3,383	1.12	1,439	2,200	3,064	1,340	1,347	2,687	3,396	1.26
函館	139	212	304	179	221	400	654	1.64	116	182	277	163	166	329	474	1.44
旭川	296	238	286	159	322	481	619	1.29	231	251	279	157	168	325	541	1.66
釧路	117	307	419	238	320	558	716	1.28	113	161	339	165	252	417	626	1.50
香川	123	143	186	102	113	215	279	1.30	136	132	139	95	104	199	211	1.06
徳島	286	346	389	177	241	418	592	1.42	228	318	328	188	191	379	464	1.22
高知	143	212	237	129	160	289	390	1.35	148	179	197	135	89	224	282	1.26
愛媛	187	173	233	139	158	297	431	1.45	152	204	197	89	130	219	249	1.14
全国合計	42,997	51,463	59,957	30,281	34,792	65,073	73,107	1.12	35,195	43,366	53,071	26,559	28,598	55,157	62,628	1.14
15年度比 (倍)		1.20	1.39			1.51	1.70				1.23	1.51		1.57	1.78	

注) 平成15年度～同17年度及び同18年度4月～9月は、財団法人法律扶助協会の実績による。

【資料11-1】

契約弁護士数

地方 事務所	契約弁護士数				(参考) 単位会 会員数	受任 予定者 契約率 (%)	契約弁護士法人数			
	支援セン ター相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者			支援セン ター相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者
東京	2,068	1,635	2,329	2,306	12,128	19.2%	34	34	34	34
神奈川	388	396	479	437	965	49.6%	2	2	2	2
埼玉	194	235	259	259	437	59.3%	7	7	7	7
千葉	78	115	193	193	398	48.5%	2	2	2	2
茨城	100	103	103	101	137	75.2%	0	0	0	0
栃木	76	78	79	79	120	65.8%	1	1	1	1
群馬	106	112	112	112	167	67.1%	1	1	1	1
静岡	201	184	194	182	276	70.3%	0	0	0	0
山梨	63	63	62	61	77	80.5%	0	0	0	0
長野	116	118	116	116	147	78.9%	0	0	0	0
新潟	124	123	124	124	169	73.4%	5	5	5	5
大阪	1,340	1,079	1,702	776	3,253	52.3%	19	19	19	14
京都	313	301	324	313	427	75.9%	4	4	5	5
兵庫	367	370	377	376	554	68.1%	4	4	4	4
奈良	94	94	94	94	116	81.0%	1	1	1	1
滋賀	64	64	64	64	82	78.0%	1	1	1	1
和歌山	62	71	75	75	90	83.3%	0	0	0	0
愛知	365	328	518	0	1,163	44.5%	6	6	9	0
三重	59	61	62	62	96	64.6%	0	0	0	0
岐阜	84	84	84	84	119	70.6%	3	3	3	3
福井	55	55	55	54	66	83.3%	1	1	1	1
石川	94	93	93	94	107	86.9%	1	1	1	1
富山	51	48	50	50	67	74.6%	0	0	0	0
広島	184	204	222	222	346	64.2%	0	0	0	0
山口	80	80	80	80	102	78.4%	2	2	2	2
岡山	167	166	171	168	230	74.3%	1	1	1	1
鳥取	39	39	35	35	46	76.1%	1	1	2	2
島根	37	37	37	37	39	94.9%	3	3	3	3
福岡	437	436	462	447	754	61.3%	2	2	2	2
佐賀	35	51	51	51	60	85.0%	1	2	2	2
長崎	81	82	83	82	98	84.7%	1	1	1	1
大分	74	76	76	76	96	79.2%	7	7	7	7
熊本	119	115	114	112	163	69.9%	2	2	2	2
鹿児島	67	67	67	67	101	66.3%	2	2	2	2
宮崎	64	66	66	67	75	88.0%	4	4	4	4
沖縄	77	79	86	85	198	43.4%	1	1	1	1
宮城	202	210	224	185	284	78.9%	3	3	3	3
福島	89	92	92	92	115	80.0%	2	2	2	2
山形	56	56	54	54	65	83.1%	3	3	3	3
岩手	56	58	59	57	69	85.5%	2	2	2	2
秋田	48	53	54	51	60	90.0%	2	2	2	2
青森	58	56	57	57	64	89.1%	2	2	2	2
札幌	324	331	344	333	458	75.1%	3	3	3	3
函館	30	30	30	30	33	90.9%	1	1	1	1
旭川	20	31	32	32	43	74.4%	0	0	0	0
釧路	39	40	40	40	50	80.0%	2	2	2	2
香川	72	71	71	70	108	65.7%	1	1	1	1
徳島	47	47	47	47	60	78.3%	1	1	1	1
高知	49	45	47	36	68	69.1%	0	0	0	0
愛媛	71	70	69	70	116	59.5%	1	1	1	1
全国合計	9,084	8,498	10,318	8,695	25,062	41.2%	142	143	148	134

注1) 契約弁護士・法人数は、平成20年3月末現在。

注2) 弁護士数(会員数)は、日弁連資料(平成20年4月1日現在)による。

【資料11-2】

契約司法書士数

地方 事務所	契約司法書士数				(参考) 単位会 会員数	受託 予定者 契約率 (%)	契約司法書士法人数			
	支援セン ター相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者			支援セン ター相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者
東京	231	420	296	308	2,896	10.6%	6	6	6	6
神奈川	153	160	160	162	831	19.5%	5	5	5	5
埼玉	118	125	125	125	703	17.8%	2	2	2	2
千葉	71	76	77	81	584	13.9%	1	1	1	1
茨城	48	55	55	55	290	19.0%	0	0	0	0
栃木	47	54	53	54	210	25.7%	0	0	0	0
群馬	90	90	90	90	294	30.6%	0	0	0	0
静岡	77	79	79	79	427	18.5%	3	3	3	3
山梨	30	30	30	30	132	22.7%	0	0	0	0
長野	84	97	98	96	352	27.3%	0	0	0	0
新潟	56	67	64	68	304	22.4%	1	1	1	1
大阪	208	220	224	225	2,022	11.1%	1	1	1	1
京都	146	155	157	158	488	32.4%	2	2	2	2
兵庫	225	275	287	298	877	34.0%	7	8	8	8
奈良	40	40	40	40	189	21.2%	1	1	1	1
滋賀	46	46	46	46	185	24.9%	0	0	0	0
和歌山	25	25	27	27	155	17.4%	0	0	0	0
愛知	196	216	216	218	1,013	21.5%	5	6	6	6
三重	69	73	73	74	267	27.7%	0	1	1	1
岐阜	61	66	66	69	344	20.1%	2	2	2	2
福井	15	16	16	16	136	11.8%	1	1	1	1
石川	44	48	48	51	181	28.2%	0	0	0	0
富山	24	25	25	26	164	15.9%	0	0	0	0
広島	128	139	140	146	440	33.2%	0	0	0	0
山口	30	33	31	33	241	13.7%	3	3	3	3
岡山	58	60	55	58	314	18.5%	1	1	1	1
鳥取	19	32	26	31	105	29.5%	1	1	1	1
島根	20	21	21	23	126	18.3%	0	0	0	0
福岡	401	407	432	420	783	53.6%	0	0	0	0
佐賀	29	29	29	29	119	24.4%	1	1	1	1
長崎	37	37	37	37	158	23.4%	2	2	2	2
大分	33	33	32	34	170	20.0%	0	0	0	0
熊本	80	80	80	83	328	25.3%	2	2	2	2
鹿児島	91	94	95	98	284	34.5%	2	2	2	2
宮崎	44	46	45	46	169	27.2%	1	1	1	1
沖縄	44	46	46	46	205	22.4%	0	0	0	0
宮城	76	79	78	78	279	28.0%	0	0	0	0
福島	89	91	88	92	275	33.5%	2	2	2	2
山形	53	57	53	57	163	35.0%	0	0	0	0
岩手	22	25	25	25	156	16.0%	0	0	0	0
秋田	49	51	53	63	126	50.0%	0	0	0	0
青森	32	33	34	37	129	28.7%	0	0	0	0
札幌	129	133	134	137	376	36.4%	0	0	0	0
函館	12	13	13	13	50	26.0%	1	1	1	1
旭川	17	25	22	25	66	37.9%	0	0	0	0
釧路	20	21	21	23	88	26.1%	2	2	2	2
香川	28	28	26	28	167	16.8%	0	0	0	0
徳島	33	33	33	36	150	24.0%	0	0	0	0
高知	40	40	40	41	123	33.3%	0	0	0	0
愛媛	24	37	37	39	243	16.0%	1	1	1	1
全国合計	3,742	4,181	4,078	4,174	18,877	22.1%	56	59	59	59

注1) 契約司法書士・法人数は、平成20年3月末現在。

注2) 司法書士数(会員数)は、日司連資料(平成20年4月1日現在)による。

【資料12-1】

援助を受けた人の年齢、性別

地方 事務所	10代		20代		30代		40代		50代		60代以上		不明		全年齢の合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
東京	4	8	566	794	1,110	1,733	1,052	1,430	1,267	979	1,696	1,327	21	31	5,716	6,302
神奈川	2	3	133	275	255	579	320	440	334	315	395	378	7	1	1,446	1,991
埼玉	0	4	120	219	215	447	166	318	206	217	211	236	1	1	919	1,442
千葉	0	0	74	100	123	273	131	200	143	156	175	147	9	5	655	881
茨城	0	1	65	86	142	172	139	126	143	94	104	81	3	1	596	561
栃木	0	1	35	61	73	92	57	97	65	67	67	52	0	0	297	370
群馬	3	0	36	66	111	128	87	80	96	59	71	65	0	0	404	398
静岡	1	1	67	127	120	232	96	169	119	108	108	130	1	4	512	771
山梨	0	0	20	29	46	67	47	61	39	45	36	31	0	0	188	233
長野	0	0	28	49	64	136	40	85	46	62	60	59	1	3	239	394
新潟	0	0	74	100	108	155	108	132	99	98	71	57	0	0	460	542
大阪	1	2	378	548	635	1,077	590	911	728	714	884	802	3	1	3,219	4,055
京都	2	7	103	158	179	375	173	297	179	234	237	252	1	0	874	1,323
兵庫	4	1	181	255	346	658	320	528	359	361	369	441	2	2	1,581	2,246
奈良	0	0	45	83	81	164	98	149	100	108	90	121	0	0	414	625
滋賀	0	0	32	42	45	88	39	73	53	51	48	52	0	1	217	307
和歌山	0	2	30	62	88	125	68	128	102	95	76	106	3	0	367	518
愛知	0	5	102	210	187	414	160	278	163	156	172	161	2	1	786	1,225
三重	0	1	35	60	62	100	69	101	63	51	44	50	0	0	273	363
岐阜	0	0	24	39	47	125	57	80	55	62	58	73	0	1	241	380
福井	1	1	15	19	23	50	29	32	30	25	25	33	0	0	123	160
石川	0	0	24	41	72	142	68	94	69	70	56	81	1	1	290	429
富山	0	0	19	27	31	66	28	37	24	34	37	37	0	0	139	201
広島	0	7	80	109	148	236	126	192	141	146	147	158	2	2	644	850
山口	0	1	27	48	57	97	44	74	72	72	60	69	0	0	260	361
岡山	0	1	54	82	74	159	56	104	61	95	75	83	0	0	320	524
鳥取	1	0	33	48	52	50	53	56	47	32	30	38	0	1	216	225
島根	0	0	14	45	31	66	27	45	23	31	14	27	0	0	109	214
福岡	0	6	220	381	315	618	289	452	310	436	249	346	0	0	1,383	2,239
佐賀	0	0	38	56	40	77	29	63	30	56	34	40	0	1	171	293
長崎	0	1	46	80	105	119	77	134	89	112	56	90	0	0	373	536
大分	0	1	62	80	89	138	75	106	71	73	59	95	0	0	356	493
熊本	0	0	57	99	77	177	72	157	85	89	64	92	1	1	356	615
鹿児島	0	0	45	62	71	111	61	98	78	83	65	66	0	0	320	420
宮崎	0	0	58	68	94	138	84	114	80	99	75	87	0	0	391	506
沖縄	0	2	25	65	66	129	70	103	49	74	40	33	0	0	250	406
宮城	0	4	185	289	347	449	262	339	295	275	205	213	1	1	1,295	1,570
福島	0	1	44	72	72	141	64	107	53	66	50	56	1	0	284	443
山形	0	0	72	68	112	120	94	114	94	97	71	79	2	0	445	478
岩手	0	0	101	96	130	149	121	139	108	95	88	86	0	0	548	565
秋田	0	0	93	70	134	139	92	128	117	126	60	69	0	0	496	532
青森	0	0	62	70	140	110	95	93	98	88	60	66	1	0	456	427
札幌	0	0	205	391	313	645	273	471	285	343	185	272	0	0	1,261	2,122
函館	0	0	34	49	75	119	52	64	53	76	48	84	0	0	262	392
旭川	0	0	30	47	58	103	50	72	52	71	57	76	0	3	247	372
釧路	1	0	57	72	58	113	58	101	64	81	48	62	0	1	286	430
香川	2	2	10	25	28	41	25	40	25	30	20	30	0	1	110	169
徳島	0	0	30	58	56	87	63	69	75	69	37	47	0	1	261	331
高知	0	0	20	34	40	57	35	46	36	39	35	46	0	2	166	224
愛媛	0	0	17	37	45	61	43	59	47	44	32	46	0	0	184	247
全国合計	22	63	3,925	6,051	6,990	11,847	6,332	9,386	7,020	7,059	7,054	7,228	63	67	31,406	41,701
割合(%)	0.0%	0.1%	5.4%	8.3%	9.6%	16.2%	8.7%	12.8%	9.6%	9.7%	9.6%	9.9%	0.1%	0.1%	43.0%	57.0%

注) 代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

【資料12-2】

援助を受けた人の職業

地方事務所	給与生活者	商工自営業	農林・漁業	自由業	学生	パート・アルバイト	無職	その他	合計
東京	2,955	629	10	240	26	2,630	5,173	355	12,018
神奈川	734	125	1	61	10	808	1,516	182	3,437
埼玉	696	71	2	12	5	578	919	78	2,361
千葉	413	47	1	10	1	350	635	79	1,536
茨城	512	38	2	13	3	206	339	44	1,157
栃木	190	20	1	9	1	152	270	24	667
群馬	313	36	2	12	1	175	218	45	802
静岡	393	58	2	5	3	298	485	39	1,283
山梨	123	31	2	4	1	125	132	3	421
長野	197	32	0	6	0	148	227	23	633
新潟	346	54	2	4	3	200	383	10	1,002
大阪	1,775	318	1	71	10	1,793	3,105	201	7,274
京都	543	107	0	15	9	634	843	46	2,197
兵庫	993	138	3	45	3	955	1,554	136	3,827
奈良	239	36	3	11	1	227	498	24	1,039
滋賀	169	23	0	3	0	129	192	8	524
和歌山	220	47	6	9	1	215	361	26	885
愛知	822	43	2	15	4	420	666	39	2,011
三重	220	25	2	4	0	159	214	12	636
岐阜	188	26	0	6	0	148	224	29	621
福井	89	16	0	5	1	48	114	10	283
石川	264	57	0	6	1	149	224	18	719
富山	111	19	1	4	0	75	121	9	340
広島	546	82	3	9	1	311	528	14	1,494
山口	197	27	2	4	1	138	237	15	621
岡山	238	24	4	5	0	211	328	34	844
鳥取	147	25	2	11	0	78	157	21	441
島根	108	11	1	3	0	65	126	9	323
福岡	1,143	179	8	29	5	849	1,347	62	3,622
佐賀	122	21	0	4	1	125	172	19	464
長崎	305	42	18	12	0	168	344	20	909
大分	290	44	8	9	1	163	292	42	849
熊本	358	38	11	16	3	218	298	29	971
鹿児島	218	49	7	11	0	168	264	23	740
宮崎	297	55	4	10	2	198	320	11	897
沖縄	216	30	3	12	2	147	227	19	656
宮城	1,035	122	19	33	7	572	931	146	2,865
福島	262	27	3	5	0	158	265	7	727
山形	345	78	4	6	2	178	289	21	923
岩手	466	49	11	8	0	208	348	23	1,113
秋田	395	62	9	12	0	238	301	11	1,028
青森	302	62	12	2	0	191	286	28	883
札幌	1,011	69	6	21	4	733	1,484	55	3,383
函館	191	27	2	6	1	157	249	21	654
旭川	241	17	0	2	0	99	225	35	619
釧路	214	24	5	5	0	156	304	8	716
香川	75	18	1	3	0	65	115	2	279
徳島	219	32	6	7	0	116	193	19	592
高知	132	33	5	4	1	67	130	18	390
愛媛	156	25	1	5	1	80	156	7	431
全国合計	21,734	3,268	198	824	116	16,479	28,329	2,159	73,107
割合(%)	29.7%	4.5%	0.3%	1.1%	0.2%	22.5%	38.7%	3.0%	100.0%

注) 代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

【資料12-3】

援助を受けた人の収入(月額)

地方事務所	無収入	10万円未満	20万円未満	30万円未満	30万円以上	合計
東京	3,448	1,473	3,738	2,484	875	12,018
神奈川	1,086	487	936	664	264	3,437
埼玉	542	306	841	501	171	2,361
千葉	354	239	519	330	94	1,536
茨城	145	174	449	293	96	1,157
栃木	107	100	286	143	31	667
群馬	115	127	290	186	84	802
静岡	214	199	497	278	95	1,283
山梨	54	59	154	115	39	421
長野	165	97	228	119	24	633
新潟	133	128	364	270	107	1,002
大阪	2,073	1,002	2,361	1,381	457	7,274
京都	298	381	769	504	245	2,197
兵庫	980	506	1,219	848	274	3,827
奈良	183	201	345	238	72	1,039
滋賀	58	68	221	137	40	524
和歌山	221	191	293	156	24	885
愛知	553	309	715	306	128	2,011
三重	150	86	229	132	39	636
岐阜	135	109	221	119	37	621
福井	74	45	104	49	11	283
石川	104	120	323	138	34	719
富山	68	54	121	65	32	340
広島	257	211	586	355	85	1,494
山口	77	100	242	155	47	621
岡山	109	132	324	233	46	844
鳥取	45	71	208	106	11	441
島根	49	62	145	49	18	323
福岡	592	514	1,370	868	278	3,622
佐賀	77	87	199	87	14	464
長崎	134	143	352	225	55	909
大分	65	133	379	232	40	849
熊本	106	140	395	263	67	971
鹿児島	109	157	310	142	22	740
宮崎	63	138	389	227	80	897
沖縄	77	140	290	116	33	656
宮城	658	378	1,013	619	197	2,865
福島	103	114	272	187	51	727
山形	89	111	360	267	96	923
岩手	114	124	456	325	94	1,113
秋田	121	160	426	251	70	1,028
青森	101	132	357	233	60	883
札幌	757	602	1,188	647	189	3,383
函館	70	108	288	146	42	654
旭川	93	95	259	151	21	619
釧路	196	116	259	122	23	716
香川	40	40	117	62	20	279
徳島	87	78	240	155	32	592
高知	69	81	160	71	9	390
愛媛	50	72	189	97	23	431
全国合計	15,568	10,700	25,996	15,847	4,996	73,107
割合(%)	21.3%	14.6%	35.5%	21.7%	6.8%	100.0%

注) 代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

【資料12-4】

援助を受けた人の公的給付

地方事務所	無	生活保護	年金	生保・年金	その他	合計
東京	8,053	1,843	1,283	287	552	12,018
神奈川	2,264	560	356	96	161	3,437
埼玉	1,627	276	227	33	198	2,361
千葉	1,193	147	142	11	43	1,536
茨城	915	45	99	7	91	1,157
栃木	442	55	83	8	79	667
群馬	662	29	89	2	20	802
静岡	943	67	149	14	110	1,283
山梨	372	17	32	0	0	421
長野	493	24	71	5	40	633
新潟	823	48	78	8	45	1,002
大阪	4,568	1,212	817	227	450	7,274
京都	1,498	330	292	76	1	2,197
兵庫	2,546	437	470	81	293	3,827
奈良	679	91	138	19	112	1,039
滋賀	366	51	59	10	38	524
和歌山	627	57	111	11	79	885
愛知	1,582	180	145	23	81	2,011
三重	542	33	46	3	12	636
岐阜	471	17	69	3	61	621
福井	215	13	36	4	15	283
石川	551	20	95	4	49	719
富山	284	8	43	3	2	340
広島	1,001	147	179	34	133	1,494
山口	438	32	84	5	62	621
岡山	504	72	126	23	119	844
鳥取	335	10	54	3	39	441
島根	209	15	42	3	54	323
福岡	2,730	316	316	64	196	3,622
佐賀	348	24	59	3	30	464
長崎	587	68	86	20	148	909
大分	690	38	103	14	4	849
熊本	680	60	97	20	114	971
鹿児島	486	62	93	9	90	740
宮崎	607	59	133	17	81	897
沖縄	417	50	60	7	122	656
宮城	2,561	77	127	17	83	2,865
福島	539	26	71	11	80	727
山形	792	15	79	5	32	923
岩手	920	42	107	11	33	1,113
秋田	812	26	94	4	92	1,028
青森	720	38	80	10	35	883
札幌	2,357	465	264	76	221	3,383
函館	347	51	108	14	134	654
旭川	412	62	89	15	41	619
釧路	539	74	67	14	22	716
香川	199	23	36	4	17	279
徳島	465	35	49	2	41	592
高知	274	26	46	5	39	390
愛媛	329	16	60	4	22	431
全国合計	52,014	7,489	7,639	1,349	4,616	73,107
割合(%)	71.1%	10.2%	10.4%	1.8%	6.3%	100.0%

注) 代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

【資料13】

代理援助事件の事件別内訳

地方事務所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東京	424	347	771	161	1448	374	1822	190	89	5,978	2,830	8,808	42	54	11,937
神奈川	153	75	228	26	631	81	712	18	37	1580	683	2,263	15	5	3,304
埼玉	73	44	117	22	350	67	417	15	30	1214	392	1606	10	7	2,224
千葉	40	24	64	9	196	38	234	7	21	813	276	1089	8	5	1,437
茨城	40	18	58	5	86	18	104	10	6	579	369	948	6	0	1,137
栃木	17	6	23	5	73	18	91	7	2	364	145	509	1	1	639
群馬	33	12	45	7	118	28	146	7	4	352	202	554	3	1	767
静岡	50	27	77	6	196	35	231	7	10	515	233	748	5	1	1,085
山梨	12	7	19	3	34	14	48	7	2	216	95	311	1	0	391
長野	29	30	59	8	115	18	133	2	12	241	106	347	2	1	564
新潟	24	27	51	7	109	29	138	16	14	454	201	655	3	5	889
大阪	305	123	428	84	586	211	797	55	75	3,821	1,651	5,472	43	31	6,985
京都	114	66	180	43	299	72	371	33	59	1034	378	1412	14	2	2,114
兵庫	134	95	229	47	387	91	478	45	33	1638	846	2,484	21	23	3,360
奈良	47	29	76	8	101	20	121	3	12	525	243	768	7	2	997
滋賀	18	4	22	0	56	9	65	3	5	285	102	387	2	1	485
和歌山	21	14	35	3	81	22	103	2	0	484	220	704	7	1	855
愛知	109	48	157	30	413	70	483	30	16	946	219	1165	15	9	1,905
三重	30	6	36	5	75	14	89	0	5	258	150	408	0	2	545
岐阜	18	9	27	1	84	8	92	14	2	322	147	469	1	0	606
福井	16	10	26	0	33	6	39	4	1	136	49	185	4	0	259
石川	34	25	59	3	115	23	138	10	5	277	211	488	4	3	710
富山	9	5	14	2	49	8	57	4	2	146	48	194	0	0	273
広島	66	30	96	15	152	32	184	9	2	806	290	1096	5	3	1,410
山口	17	14	31	7	39	20	59	9	0	342	157	499	0	3	608
岡山	51	17	68	7	88	30	118	4	0	479	119	598	1	5	801
鳥取	23	23	46	0	40	8	48	7	5	174	134	308	4	4	422
島根	13	9	22	3	54	10	64	3	3	130	72	202	4	0	301
福岡	135	57	192	22	376	78	454	29	34	1691	760	2,451	7	27	3,216
佐賀	23	10	33	3	40	12	52	3	2	289	59	348	1	1	443
長崎	32	17	49	4	72	10	82	2	4	523	195	718	4	3	866
大分	15	15	30	7	70	17	87	10	6	402	278	680	2	3	825
熊本	29	23	52	6	111	19	130	8	17	441	228	669	4	5	891
鹿児島	37	16	53	11	68	17	85	3	9	310	170	480	7	3	651
宮崎	27	37	64	4	56	15	71	9	2	403	272	675	2	7	834
沖縄	31	14	45	10	65	30	95	3	4	161	120	281	0	2	440
宮城	113	90	203	21	321	77	398	30	13	1356	764	2,120	11	0	2,796
福島	16	15	31	4	72	22	94	7	5	348	159	507	7	12	667
山形	20	10	30	0	53	17	70	3	5	442	323	765	2	1	876
岩手	22	19	41	6	94	35	129	9	5	572	302	874	6	0	1,070
秋田	8	7	15	2	78	12	90	4	5	531	356	887	1	1	1,005
青森	20	15	35	4	84	12	96	7	4	437	187	624	5	1	776
札幌	94	79	173	21	435	99	534	40	42	2,230	144	2,374	17	5	3,206
函館	10	6	16	3	20	9	29	0	1	387	199	586	0	1	636
旭川	19	21	40	4	52	11	63	3	3	258	120	378	4	4	499
釧路	13	8	21	1	60	9	69	3	0	405	195	600	1	3	698
香川	16	5	21	1	28	14	42	0	4	128	70	198	0	1	267
徳島	13	14	27	3	51	10	61	4	3	292	153	445	1	1	545
高知	25	13	38	0	27	10	37	2	3	147	56	203	1	2	286
愛媛	20	13	33	6	30	11	41	6	0	176	143	319	1	1	407
全国合計	2,658	1,648	4,306	660	8,271	1,920	10,191	706	623	36,038	15,821	51,859	312	253	68,910

割合(%)	3.9%	2.4%	6.3%	1.0%	12.0%	2.8%	14.8%	1.0%	0.9%	52.3%	23.0%	75.2%	0.5%	0.4%	100.0%
-------	------	------	------	------	-------	------	-------	------	------	-------	-------	-------	------	------	--------

【資料14】

書類作成援助事件の事件別内訳

地方 事務所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東京	2	1	3	0	2	5	7	1	0	66	2	68	0	2	81
神奈川	0	1	1	0	0	2	2	0	0	129	1	130	0	0	133
埼玉	0	2	2	0	1	0	1	0	0	127	7	134	0	0	137
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	4	99	0	0	99
茨城	0	1	1	0	1	0	1	0	0	18	0	18	0	0	20
栃木	0	0	0	0	0	1	1	0	0	25	2	27	0	0	28
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	2	35	0	0	35
静岡	0	0	0	0	0	2	2	1	0	190	5	195	0	0	198
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	1	29	0	1	30
長野	0	0	0	0	1	1	2	0	0	65	2	67	0	0	69
新潟	1	2	3	0	0	0	0	0	0	105	5	110	0	0	113
大阪	0	0	0	0	1	2	3	1	0	274	10	284	1	0	289
京都	0	0	0	0	0	6	6	0	0	75	2	77	0	0	83
兵庫	1	1	2	0	2	3	5	0	0	442	18	460	0	0	467
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	3	42	0	0	42
滋賀	0	0	0	0	1	0	1	0	0	36	2	38	0	0	39
和歌山	0	1	1	0	0	1	1	0	0	27	0	27	1	0	30
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105	1	106	0	0	106
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86	5	91	0	0	91
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	1	15	0	0	15
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	3	23	0	1	24
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	9	0	0	9
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	6	66	0	1	67
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	1	84	0	0	84
山口	0	1	1	0	0	0	0	0	0	10	1	11	0	1	13
岡山	0	2	2	0	0	0	0	0	0	40	1	41	0	0	43
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18	1	0	19
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	22	0	0	22
福岡	0	0	0	0	1	0	1	0	0	344	60	404	0	1	406
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	21	0	0	21
長崎	1	0	1	0	1	0	1	0	0	40	1	41	0	0	43
大分	0	2	2	0	0	0	0	0	0	21	1	22	0	0	24
熊本	0	0	0	0	0	1	1	0	0	78	1	79	0	0	80
鹿児島	0	0	0	1	0	0	0	0	0	87	1	88	0	0	89
宮崎	0	0	0	0	0	1	1	0	0	56	6	62	0	0	63
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	212	4	216	0	0	216
宮城	0	0	0	0	2	0	2	0	0	67	0	67	0	0	69
福島	0	0	0	0	2	0	2	0	0	56	2	58	0	0	60
山形	1	1	2	0	0	0	0	0	0	42	2	44	0	1	47
岩手	0	0	0	1	0	0	0	0	0	42	0	42	0	0	43
秋田	0	0	0	0	0	1	1	0	0	21	1	22	0	0	23
青森	0	0	0	0	1	0	1	0	0	96	10	106	0	0	107
札幌	0	0	0	0	0	2	2	0	0	172	1	173	2	0	177
函館	0	1	1	0	0	0	0	0	0	16	1	17	0	0	18
旭川	1	2	3	0	0	0	0	0	0	112	5	117	0	0	120
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	2	18	0	0	18
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	0	12
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	6	47	0	0	47
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104	0	104	0	0	104
愛媛	0	0	0	0	0	1	1	0	0	23	0	23	0	0	24
全国合計	7	18	25	2	16	29	45	3	0	3,918	191	4,109	5	8	4,197
割合(%)	0.2%	0.4%	0.6%	0.0%	0.4%	0.7%	1.1%	0.1%	0.0%	93.4%	4.6%	97.9%	0.1%	0.2%	100.0%

【資料15】

支払保証立担保実績

地方事務所	前期より継続		当期発生		当期消滅		次期への繰越	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
東京	153	239,320,000	57	80,100,000	65	102,130,000	145	217,290,000
神奈川	8	9,900,000	18	31,470,000	9	9,900,000	17	31,470,000
埼玉	31	48,400,000	17	23,850,000	6	10,850,000	42	61,400,000
千葉	2	9,000,000	17	23,900,000	6	8,500,000	13	24,400,000
茨城	2	7,000,000	5	4,910,000	2	3,010,000	5	8,900,000
栃木	0	0	2	1,200,000	0	0	2	1,200,000
群馬	5	3,900,000	4	7,100,000	1	1,400,000	8	9,600,000
静岡	7	16,850,000	6	13,250,000	3	11,550,000	10	18,550,000
山梨	1	1,500,000	1	1,000,000	0	0	2	2,500,000
長野	8	21,200,000	3	3,400,000	3	2,600,000	8	22,000,000
新潟	0	0	9	2,200,000	0	0	9	2,200,000
大阪	30	44,000,000	31	47,180,000	17	29,690,000	44	61,490,000
京都	62	85,250,000	48	65,120,000	26	30,310,000	84	120,060,000
兵庫	24	19,680,000	14	24,300,000	7	12,710,000	31	31,270,000
奈良	4	9,750,000	5	17,250,000	3	5,250,000	6	21,750,000
滋賀	0	0	4	3,900,000	0	0	4	3,900,000
和歌山	1	500,000	0	0	0	0	1	500,000
愛知	17	34,450,000	12	12,000,000	7	15,050,000	22	31,400,000
三重	1	1,000,000	0	0	0	0	1	1,000,000
岐阜	2	3,900,000	1	300,000	0	0	3	4,200,000
福井	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	5	6,600,000	1	700,000	2	2,200,000	4	5,100,000
富山	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	4	4,900,000	2	2,500,000	2	2,800,000	4	4,600,000
山口	2	2,000,000	0	0	0	0	2	2,000,000
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	2	1,800,000	2	8,000,000	1	5,000,000	3	4,800,000
島根	0	0	2	900,000	1	400,000	1	500,000
福岡	31	44,170,000	18	23,400,000	8	8,300,000	41	59,270,000
佐賀	2	1,200,000	0	0	0	0	2	1,200,000
長崎	4	6,750,000	1	1,000,000	1	350,000	4	7,400,000
大分	1	600,000	2	780,000	0	0	3	1,380,000
熊本	4	23,700,000	11	10,400,000	4	5,700,000	11	28,400,000
鹿児島	3	5,700,000	9	14,090,000	5	9,800,000	7	9,990,000
宮崎	3	3,400,000	1	800,000	0	0	4	4,200,000
沖縄	0	0	1	700,000	0	0	1	700,000
宮城	8	25,800,000	7	7,920,000	8	27,600,000	7	6,120,000
福島	2	2,150,000	3	1,800,000	3	2,300,000	2	1,650,000
山形	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	4	11,800,000	2	1,020,000	3	10,000,000	3	2,820,000
青森	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	26	31,840,000	32	29,640,000	16	16,310,000	42	45,170,000
函館	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	2	2,700,000	1	200,000	1	2,500,000
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	3	7,500,000	0	0	3	7,500,000	0	0
徳島	0	0	1	300,000	0	0	1	300,000
高知	1	500,000	3	4,400,000	1	500,000	3	4,400,000
愛媛	1	600,000	0	0	0	0	1	600,000
全国合計	464	736,610,000	354	473,480,000	214	341,910,000	604	868,180,000

注) 前期より継続の数字のうち、静岡地方事務所及び兵庫地方事務所については、過年度の件数、金額を訂正。
その他、過年度の修正5件を含む。

【資料16】

代理援助事件の結果別内訳

地方事務所	勝訴	和解成立	調停成立	免責	示談成立	敗訴	調停不成立	取下(訴訟等)	取下(援助)	扶助打切	解任・辞任	その他	合計
東京	435	1661	461	5877	1268	61	100	159	269	224	196	1799	12,510
神奈川	122	460	132	1070	34	25	45	48	120	13	87	323	2,479
埼玉	57	296	83	919	48	12	25	35	102	1	46	226	1,850
千葉	47	163	53	546	27	2	20	19	32	4	12	54	979
茨城	56	92	19	388	6	3	8	6	27	0	44	117	766
栃木	27	86	13	247	1	4	5	8	11	4	1	28	435
群馬	39	114	25	244	1	6	21	13	12	0	16	41	532
静岡	41	159	63	344	9	6	17	30	32	1	25	62	789
山梨	15	72	10	190	2	1	2	0	1	1	2	9	305
長野	44	109	37	181	6	10	12	12	19	13	8	20	471
新潟	23	119	25	361	18	3	5	20	22	0	20	36	652
大阪	478	296	212	3714	1053	80	81	73	169	93	71	439	6,759
京都	128	86	105	1066	270	9	49	44	38	16	2	240	2,053
兵庫	175	485	115	1472	137	35	42	59	206	23	74	291	3,114
奈良	68	172	46	494	2	5	8	20	36	2	19	45	917
滋賀	32	22	6	212	61	0	0	6	10	1	8	12	370
和歌山	30	56	22	265	39	2	11	13	17	8	0	20	483
愛知	132	153	104	669	81	12	43	37	18	21	11	91	1,372
三重	50	83	25	219	5	0	6	6	6	3	0	5	408
岐阜	28	58	28	184	6	2	9	8	4	0	5	20	352
福井	23	13	8	111	31	2	9	0	5	1	4	21	228
石川	68	39	57	192	105	5	16	24	16	10	5	36	573
富山	15	30	14	114	14	2	8	4	22	8	0	7	238
広島	60	207	50	676	37	17	9	30	14	10	10	55	1,175
山口	34	98	7	214	8	0	4	10	5	1	9	13	403
岡山	31	54	26	461	24	12	5	18	0	11	1	6	649
鳥取	14	67	7	127	8	2	2	3	4	3	8	11	256
島根	28	62	5	128	1	0	9	7	2	0	5	11	258
福岡	103	366	96	1413	91	14	27	91	36	1	60	150	2,448
佐賀	20	15	10	221	20	4	4	10	12	1	6	20	343
長崎	35	50	13	371	56	2	1	3	12	13	10	25	591
大分	29	175	12	355	6	2	6	21	19	0	8	39	672
熊本	45	100	16	203	2	5	17	35	28	2	28	12	493
鹿児島	27	130	16	265	2	8	12	20	21	4	7	31	543
宮崎	40	151	19	264	3	2	8	12	19	0	12	30	560
沖縄	36	65	6	80	24	1	5	5	13	0	16	16	267
宮城	57	553	104	1076	41	7	36	25	69	18	65	215	2,266
福島	32	120	20	291	0	3	10	21	19	0	17	31	564
山形	92	178	23	489	2	3	8	21	18	0	9	50	893
岩手	44	107	16	502	3	1	10	23	22	14	10	90	842
秋田	68	28	18	394	1	3	9	11	19	0	18	218	787
青森	48	88	11	288	6	1	7	9	15	1	0	29	503
札幌	278	129	119	2238	42	17	35	89	113	54	3	84	3,201
函館	31	67	5	312	2	0	1	2	29	0	6	6	461
旭川	11	102	13	226	12	0	7	5	15	8	7	31	437
釧路	30	127	17	367	10	2	3	5	18	20	2	11	612
香川	24	34	2	116	5	2	2	2	2	1	7	9	206
徳島	39	49	11	242	4	3	8	8	9	1	5	10	389
高知	21	35	6	126	2	2	0	4	4	1	0	18	219
愛媛	27	19	3	106	43	3	0	4	17	1	0	8	231
全国合計	3,437	8,000	2,314	30,630	3,679	403	787	1,138	1,748	612	985	5,171	58,904
割合(%)	5.8%	13.6%	3.9%	52.0%	6.2%	0.7%	1.3%	1.9%	3.0%	1.0%	1.7%	8.8%	100.0%

【資料17】

不服申立と再審査(結果別内訳)

地方 事務所	前年度 継続 件数	新規 申立 件数	再審査 差戻し 件数	援助開始決定に関するもの						援助最終決定に関するもの						その他の事項に関するもの					
				申立 件数	結果				継続中	申立 件数	結果				継続中	申立 件数	結果				継続中
					却下	採用	不採用	取下			却下	採用	不採用	取下			却下	採用	不採用	取下	
東京	0	21	1	15	1	1	12	2	0	5	2	0	2	0	1	1	0	1	0	0	
神奈川	0	20	0	7	0	1	4	0	2	12	0	5	6	0	1	1	0	1	0	0	
埼玉	1	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
茨城	1	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
栃木	0	3	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
静岡	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
山梨	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長野	0	12	0	9	0	4	5	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	
新潟	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大阪	4	21	0	2	0	0	4	0	0	17	0	8	8	2	1	2	0	1	1	0	
京都	0	3	0	2	0	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
兵庫	0	32	2	30	2	4	22	2	2	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
奈良	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
和歌山	1	6	2	5	0	1	3	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
愛知	2	18	0	6	0	0	6	0	0	6	0	5	3	0	0	6	0	0	6	0	
三重	0	5	0	5	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐阜	2	9	1	4	0	0	6	0	1	3	0	0	3	0	0	2	0	1	0	1	
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石川	0	3	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山口	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡山	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
島根	0	2	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡	0	8	0	3	0	0	3	0	0	5	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	
佐賀	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長崎	0	2	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大分	0	4	0	3	0	0	3	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
熊本	2	3	0	1	0	0	2	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	
鹿児島	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄	0	13	1	9	0	0	9	0	1	3	0	2	1	0	0	1	0	1	0	0	
宮城	0	9	0	5	0	2	3	0	0	4	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
福島	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岩手	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
秋田	0	7	0	4	0	0	4	0	0	2	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	
青森	1	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
札幌	0	8	1	7	0	0	7	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	
函館	0	5	1	5	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
旭川	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
釧路	0	4	0	3	0	0	3	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
香川	0	2	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
愛媛	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	
全国合計	15	239	9	140	3	16	122	6	8	82	3	29	48	4	5	17	0	8	8	2	

本部 再審査	15	112	—	86	3	8	78	0	8	24	0	3	25	0	0	2	0	0	2	0	0
-----------	----	-----	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---

注1) 不服申立ての前年度継続件数は、2件の修正を含む。
 注2) 再審査立ての結果、採用11件の内訳は、9件を地方事務所長に差戻し、2件を自ら決定した。

【資料18】

立替金等残高表

	金 額
期首立替金残高	19,888,018,964
新規立替額	11,078,282,955
償還額	-7,579,692,388
償還免除額	-393,289,630
みなし消滅額	-5,907,600
期末立替金残高	22,987,412,301

【資料19】

法律相談費

地方事務所	法律相談援助		簡易援助 件数	金額	
	支援センター 相談件数	事務所相談 件数			相談件数計
東京	25,093	2,184	27,277	142	142,006,800
神奈川	4,790	2,040	6,830	31	38,756,750
埼玉	2,630	2,154	4,784	13	27,733,400
千葉	1,170	2,171	3,341	20	18,366,200
茨城	602	1,548	2,150	5	10,818,450
栃木	306	1,129	1,435	4	8,818,000
群馬	494	688	1,182	0	6,210,750
静岡	2,190	624	2,814	9	13,992,050
山梨	814	624	1,438	0	7,749,000
長野	449	659	1,108	4	6,311,650
新潟	493	1,042	1,535	13	9,275,650
大阪	10,605	2,022	12,627	10	59,583,500
京都	2,078	1,106	3,184	24	16,407,050
兵庫	4,980	3,132	8,112	42	50,109,550
奈良	586	1,454	2,040	2	10,893,850
滋賀	377	695	1,072	11	6,718,700
和歌山	374	949	1,323	3	10,845,450
愛知	2,841	601	3,442	30	18,943,700
三重	614	636	1,250	0	8,369,550
岐阜	1,281	528	1,809	0	9,753,450
福井	282	384	666	0	4,448,850
石川	502	619	1,121	0	7,161,000
富山	523	62	585	0	3,013,500
広島	1,194	1,702	2,896	10	16,066,750
山口	715	865	1,580	4	8,566,100
岡山	635	597	1,232	6	8,088,350
鳥取	443	679	1,122	5	5,546,200
島根	720	274	994	2	4,781,800
福岡	5,110	2,310	7,420	9	35,916,150
佐賀	468	661	1,129	8	6,251,250
長崎	787	1,807	2,594	26	14,641,900
大分	1,958	839	2,797	0	13,836,900
熊本	945	481	1,426	3	7,424,750
鹿児島	625	806	1,431	0	8,729,700
宮崎	729	1,126	1,855	0	13,002,150
沖縄	874	152	1,026	4	4,252,600
宮城	2,555	1,496	4,051	8	20,096,350
福島	993	552	1,545	9	8,351,550
山形	279	1,271	1,550	3	9,610,750
岩手	403	1,146	1,549	6	9,904,950
秋田	1,149	1,664	2,813	17	15,686,300
青森	1,671	584	2,255	3	8,948,400
札幌	1	6,820	6,821	58	46,957,350
函館	989	261	1,250	4	5,482,150
旭川	463	638	1,101	2	7,262,850
釧路	520	1,060	1,580	18	9,130,250
香川	58	804	862	2	4,260,900
徳島	448	576	1,024	0	6,220,200
高知	689	425	1,114	2	6,007,150
愛媛	696	592	1,288	6	6,382,950
全国計	90,191	57,239	147,430	578	807,693,550

注1) 相談件数には常勤弁護士によるものを含んでいるが、金額には含まない。

注2) センター相談件数には、指定相談場所での相談および巡回相談の件数を含む。

【資料20】

代理援助立替金実績

地方事務所	実費	着手金	報酬	保証金	合計
東京	283,060,665	1,388,001,450	76,028,964	160,000	1,747,251,079
神奈川	87,210,567	398,988,650	38,112,834	0	524,312,051
埼玉	54,897,485	279,582,500	23,660,767	0	358,140,752
千葉	34,972,190	180,430,000	8,551,565	0	223,953,755
茨城	28,170,184	141,978,500	6,399,323	0	176,548,007
栃木	15,540,600	80,067,050	3,915,961	0	99,523,611
群馬	19,160,140	97,397,650	7,108,016	0	123,665,806
静岡	27,061,961	137,967,100	12,411,351	0	177,440,412
山梨	9,693,181	49,906,500	3,718,805	0	63,318,486
長野	15,111,415	69,426,500	10,214,970	0	94,752,885
新潟	21,221,694	108,500,240	6,225,830	0	135,947,764
大阪	167,559,320	840,184,140	72,708,404	0	1,080,451,864
京都	50,260,978	251,174,600	17,591,259	0	319,026,837
兵庫	81,122,484	411,762,000	36,639,528	0	529,524,012
奈良	24,258,345	118,595,700	6,592,950	0	149,446,995
滋賀	11,488,800	60,910,500	4,178,050	0	76,577,350
和歌山	19,268,610	103,540,700	3,879,510	0	126,688,820
愛知	48,794,428	239,906,958	32,226,225	200,000	321,127,611
三重	14,239,250	70,920,500	4,859,674	0	90,019,424
岐阜	14,588,700	76,531,500	3,310,350	0	94,430,550
福井	5,892,113	32,054,500	1,005,646	0	38,952,259
石川	17,836,163	87,942,000	7,814,580	0	113,592,743
富山	6,672,800	34,714,500	4,847,336	0	46,234,636
広島	33,423,770	177,103,000	7,695,355	0	218,222,125
山口	14,982,340	77,688,500	4,163,930	0	96,834,770
岡山	18,803,018	102,192,500	2,749,810	300,000	124,045,328
鳥取	10,549,820	54,264,000	2,730,660	350,000	67,894,480
島根	8,056,795	39,753,750	2,012,640	200,000	50,023,185
福岡	75,010,535	398,559,750	29,720,509	0	503,290,794
佐賀	10,441,574	55,403,250	2,224,425	0	68,069,249
長崎	20,638,920	108,719,350	4,213,747	0	133,572,017
大分	20,309,960	102,042,100	6,550,835	300,000	129,202,895
熊本	20,755,456	111,260,250	4,554,720	0	136,570,426
鹿児島	16,548,118	80,101,000	8,373,285	950,000	105,972,403
宮崎	20,478,390	104,745,500	11,352,414	0	136,576,304
沖縄	11,011,425	59,117,250	8,451,060	0	78,579,735
宮城	65,971,265	340,594,600	18,391,631	0	424,957,496
福島	15,426,005	81,161,000	3,692,524	0	100,279,529
山形	20,651,880	108,118,600	3,003,000	500,000	132,273,480
岩手	25,050,870	133,944,325	6,524,000	0	165,519,195
秋田	25,628,730	133,123,650	3,905,175	0	162,657,555
青森	18,473,000	98,877,750	4,413,465	0	121,764,215
札幌	78,076,598	397,383,500	26,916,545	0	502,376,643
函館	14,568,700	78,989,500	1,045,800	0	94,604,000
旭川	11,344,610	59,910,150	5,252,985	0	76,507,745
釧路	15,671,400	84,797,500	5,561,150	0	106,030,050
香川	6,468,426	34,095,500	1,556,155	0	42,120,081
徳島	12,988,990	66,450,500	2,178,336	200,000	81,817,826
高知	6,810,020	37,218,500	798,000	0	44,826,520
愛媛	9,490,000	52,300,250	2,683,350	0	64,473,600
全国計	1,665,712,688	8,438,399,263	572,717,404	3,160,000	10,679,989,355

注) 実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも立替金と代理援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料21】

書類作成援助立替金実績

地方事務所	書類作成援助		合計
	実費	報酬	
東京	1,235,000	5,685,750	6,920,750
神奈川	2,168,000	10,510,500	12,678,500
埼玉	2,194,000	10,822,350	13,016,350
千葉	1,606,000	7,728,000	9,334,000
茨城	310,000	1,438,500	1,748,500
栃木	440,000	2,168,250	2,608,250
群馬	547,000	2,740,500	3,287,500
静岡	3,214,500	15,924,250	19,138,750
山梨	467,500	2,325,750	2,793,250
長野	1,157,000	5,664,750	6,821,750
新潟	1,841,000	9,150,750	10,991,750
大阪	4,620,500	22,690,500	27,311,000
京都	1,351,500	6,531,000	7,882,500
兵庫	7,368,500	36,298,500	43,667,000
奈良	690,000	3,444,000	4,134,000
滋賀	652,000	3,218,250	3,870,250
和歌山	467,000	2,242,500	2,709,500
愛知	1,703,000	8,505,000	10,208,000
三重	1,490,000	7,434,000	8,924,000
岐阜	221,000	824,250	1,045,250
福井	383,000	1,911,000	2,294,000
石川	139,000	651,000	790,000
富山	1,004,000	4,919,250	5,923,250
広島	1,354,500	6,525,750	7,880,250
山口	199,000	955,500	1,154,500
岡山	694,000	3,349,500	4,043,500
鳥取	313,000	446,250	759,250
島根	365,000	1,806,000	2,171,000
福岡	6,765,500	33,831,000	40,596,500
佐賀	312,000	1,564,500	1,876,500
長崎	663,000	3,155,250	3,818,250
大分	388,000	1,884,750	2,272,750
熊本	1,280,500	6,363,000	7,643,500
鹿児島	1,408,500	7,014,000	8,422,500
宮崎	980,000	4,882,500	5,862,500
沖縄	3,481,000	17,388,000	20,869,000
宮城	1,086,000	5,328,750	6,414,750
福島	989,000	4,730,250	5,719,250
山形	702,000	3,339,000	4,041,000
岩手	686,000	3,386,250	4,072,250
秋田	376,000	1,863,750	2,239,750
青森	1,793,000	8,925,000	10,718,000
札幌	2,885,000	14,106,750	16,991,750
函館	269,000	1,299,250	1,568,250
旭川	1,954,500	9,607,500	11,562,000
釧路	307,500	1,533,000	1,840,500
香川	195,000	966,000	1,161,000
徳島	772,000	3,874,500	4,646,500
高知	1,619,000	8,043,000	9,662,000
愛媛	372,000	1,816,500	2,188,500
全国計	67,479,500	330,814,100	398,293,600

注) 実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも立替金と書類作成援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料22】

国選弁護士契約弁護士数の推移(含む常勤弁護士)

地方 事務所	平成18年	平成19年			平成20年	
	10月2日 現在	1月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	1月7日 現在	4月1日 現在
東京	1,906	2,969	3,267	3,571	4,226	4,669
神奈川	435	520	525	550	595	641
埼玉	195	248	248	257	291	314
千葉	194	215	224	228	253	272
茨城	86	98	99	101	107	109
栃木	79	81	83	83	94	96
群馬	114	119	121	122	134	136
静岡	165	186	188	195	207	216
山梨	60	59	61	62	66	67
長野	105	110	112	119	121	123
新潟	111	124	124	126	132	138
大阪	1,289	1,458	1,474	1,501	1,637	1,735
京都	241	256	256	260	281	290
兵庫	247	274	280	297	312	344
奈良	82	85	86	88	98	98
滋賀	46	56	55	57	67	63
和歌山	58	66	66	66	71	72
愛知	544	628	636	642	707	763
三重	63	67	67	66	71	74
岐阜	76	83	83	87	95	97
福井	40	43	45	45	54	57
石川	84	90	91	91	98	99
富山	48	50	50	52	51	56
広島	117	176	182	187	206	215
山口	61	66	66	69	82	84
岡山	132	138	138	138	151	161
鳥取	31	31	32	36	43	43
島根	26	30	30	32	33	36
福岡	383	440	457	457	500	529
佐賀	42	46	47	47	50	52
長崎	64	70	70	78	81	82
大分	59	68	70	75	76	80
熊本	79	102	105	108	117	122
鹿児島	62	65	66	68	77	81
宮崎	55	59	59	59	70	70
沖縄	95	111	112	113	116	120
宮城	143	165	170	181	187	198
福島	85	92	92	97	104	107
山形	50	54	55	56	58	57
岩手	49	53	53	55	57	56
秋田	43	45	45	48	49	48
青森	33	37	38	41	51	52
札幌	266	290	293	293	329	341
函館	20	20	22	22	25	26
旭川	21	25	27	30	30	36
釧路	37	37	37	38	41	42
香川	53	58	58	59	66	66
徳島	42	45	45	47	51	52
高知	40	41	43	47	53	53
愛媛	71	79	80	82	89	89
合計	8,427	10,328	10,733	11,229	12,560	13,427

【資料23】

国選弁護事件受理件数(被疑者・被告人別)

(平成20年6月3日集計)

地方 事務所	平成19年												平成20年						合計							
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月				1月		2月		3月	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
東京	68	889	66	989	74	950	88	929	50	917	74	631	62	1,015	53	958	50	845	63	938	67	781	72	873	787	10,715
多摩	7	99	22	112	12	131	16	161	18	125	14	80	13	145	15	120	18	114	11	93	9	90	14	84	169	1,354
神奈川	21	210	25	246	28	309	14	220	22	201	19	161	28	229	30	208	15	223	17	212	15	143	17	182	251	2,544
川崎	4	32	3	65	11	58	3	47	10	60	4	43	7	48	11	62	5	74	14	48	7	39	10	44	89	620
小田原	4	33	10	43	5	42	7	45	4	29	1	29	3	50	4	42	8	41	2	31	2	39	4	34	54	458
埼玉	37	200	27	247	23	218	32	221	22	233	23	156	35	245	27	263	30	258	37	208	26	211	20	151	339	2,611
川越	3	36	6	44	9	41	2	54	10	34	3	25	4	50	8	51	3	52	6	66	7	52	5	53	66	558
千葉	31	179	30	216	30	244	29	203	33	230	34	164	20	208	16	231	16	240	21	229	24	232	18	197	302	2,573
松戸	13	50	8	44	7	54	5	49	4	51	13	30	5	63	3	47	0	56	0	52	2	31	4	46	64	573
茨城	7	94	13	129	8	139	9	147	10	118	5	101	8	167	8	142	8	136	7	148	10	112	12	122	105	1,555
栃木	4	87	12	131	16	135	11	128	15	118	5	97	11	155	16	142	4	120	7	125	6	132	8	126	115	1,496
群馬	8	97	2	119	6	104	6	124	7	95	8	95	9	157	6	115	9	81	9	120	9	87	6	100	85	1,294
静岡	9	40	3	46	3	51	3	50	2	43	9	34	9	50	4	72	3	42	2	36	7	39	1	51	55	554
沼津	1	46	4	60	8	78	2	60	5	59	5	43	1	61	7	65	2	44	5	36	6	59	0	42	46	653
浜松	3	43	5	41	6	62	1	30	6	42	2	29	5	55	7	41	3	37	7	35	15	43	7	42	67	500
山梨	6	25	6	53	2	47	4	35	6	39	10	28	3	36	4	40	8	49	2	32	1	28	7	35	59	447
長野	0	77	4	82	10	84	10	90	7	70	15	65	26	98	12	80	2	76	4	61	6	85	5	65	101	933
新潟	3	54	8	69	3	68	2	84	9	64	6	49	7	88	9	76	2	88	12	83	4	58	11	71	76	852
大阪	45	546	55	616	53	595	51	574	45	612	46	461	66	627	55	704	57	571	58	533	48	496	51	542	630	6,877
京都	9	100	10	105	13	116	8	111	5	83	19	93	17	122	24	133	17	96	15	99	11	78	8	123	156	1,259
兵庫	13	98	19	108	17	141	13	98	8	105	14	76	10	122	12	108	10	107	7	102	14	96	7	109	144	1,270
阪神	9	40	7	43	3	61	7	56	6	50	6	29	2	59	8	52	1	39	3	42	6	46	5	54	63	571
姫路	1	50	3	49	2	79	6	48	5	55	5	34	10	65	5	60	2	51	1	52	2	33	3	57	45	633
奈良	11	46	3	76	5	57	1	48	5	54	7	34	11	71	4	71	8	62	5	63	11	62	10	63	81	707
滋賀	5	42	6	37	8	72	4	78	14	55	6	44	4	76	1	62	2	57	5	60	11	51	12	48	78	682
和歌山	2	37	5	51	5	54	2	44	7	53	4	43	6	42	10	59	6	65	0	74	7	53	2	57	56	632
愛知	14	194	25	233	32	250	21	269	22	203	32	172	33	241	28	259	22	226	28	227	30	217	19	254	306	2,745
三河	4	70	5	81	8	88	5	74	5	70	7	38	8	80	5	69	4	72	13	61	6	52	8	60	78	815
三重	5	67	6	71	10	93	7	76	5	77	4	54	6	83	3	94	1	63	5	66	9	65	6	73	67	882
岐阜	16	56	8	74	14	70	10	74	9	64	6	63	4	72	5	67	7	80	6	79	16	51	8	81	109	831
福井	0	19	0	22	1	24	1	15	1	21	0	18	0	25	3	13	1	19	2	12	4	20	5	19	18	227
石川	7	65	3	72	13	64	2	67	4	57	1	66	7	64	4	51	2	77	0	49	5	31	3	43	51	706
富山	2	19	4	32	4	32	2	26	3	35	5	19	2	36	1	45	2	26	0	22	4	22	2	20	31	334
広島	16	93	10	127	8	109	13	132	13	124	12	91	17	115	9	116	7	101	5	118	7	109	4	123	121	1,358
山口	3	58	8	74	6	69	10	81	6	70	4	77	7	90	7	72	7	72	4	59	7	63	4	63	73	848
岡山	3	87	7	68	8	88	3	95	5	85	2	57	9	122	6	77	7	82	6	61	7	72	6	60	69	954
鳥取	7	25	2	30	0	42	0	15	3	30	5	18	1	35	3	30	0	27	3	26	0	25	3	28	27	331
島根	1	25	2	22	3	22	1	28	0	27	1	21	1	36	2	25	3	33	0	32	2	24	2	26	18	321
福岡	18	203	31	233	28	260	31	252	24	245	15	197	27	244	25	268	14	217	30	268	29	228	23	216	295	2,831
北九州	14	48	7	72	17	78	6	67	12	59	5	41	4	66	16	84	1	85	5	53	10	43	9	54	106	750
佐賀	4	40	3	42	3	57	0	50	1	48	1	39	1	46	4	55	3	37	4	61	1	38	2	45	27	558
長崎	2	39	3	58	0	60	5	50	6	65	6	40	5	57	3	51	4	61	4	49	2	49	2	52	42	631
大分	2	36	1	48	2	31	4	40	8	44	3	28	5	36	3	47	1	35	11	39	7	33	5	39	52	456
熊本	7	49	10	68	11	77	11	80	8	61	12	67	6	95	8	66	9	53	6	50	5	38	8	64	101	768
鹿児島	5	54	3	51	5	64	5	73	7	33	9	62	4	75	7	65	2	83	7	57	2	56	3	59	59	732
宮崎	6	49	6	47	4	61	2	79	9	66	7	37	6	57	3	60	3	62	7	61	8	41	2	55	63	675
沖縄	8	69	8	76	4	88	9	79	10	80	8	68	8	84	12	100	11	105	10	109	6	75	2	108	96	1,041
宮城	11	87	5	91	15	82	12	103	11	86	9	70	13	113	16	120	4	91	13	95	13	90	4	92	126	1,120
福島	2	59	6	64	4	70	2	88	4	68	3	65	5	85	4	89	9	85	3	68	6	68	5	63	53	872
山形	2	25	6	46	1	40	4	35	4	43	3	30	2	44	2	56	1	32	1	37	1	32	0	45	27	465
岩手	9	29	1	31	2	34	11	45	3	42	3	37	2	33	4	47	5	52	1	39	6	36	2	40	49	465
秋田	4	24	9	34	2	38	2	35	2	26	3	22	3	24	1	36	2	35	1	24	1	32	3	40	33	370
青森	3	49	4	51	4	65	2	52	3	77	2	43	1	67	4	51	4	48	5	41	10	35	3	57	45	636
札幌	8	161	13	174	13	180	12	161	17	185	14	146	23	213	27	169	14	189	25	131	14	107	18	156	198	1,972
函館	1	18	0	21	1	32	6	30	8	24	0	22	14	39	4	42	7	27	0	34	4	26	4	18	49	333
旭川	3	21	0	28	4	24	3	34	12	33	0	39	0	32	2	28	6	28	0	24	1	19	1	27	32	337
釧路	4	26	2	49	7	45	4	43	3	49	10	36	3	48	4	49	1	44	6	27	3	42	3	29	50	487
香川	5	74	9	91	3	76	3	80	1	85	4	47	11	72	2	98	4	90	9	92	10	81	4	110	65	996
徳島	7	36	3	30	2	22	2	44	4	30	3	28	5	49	4	32	7	43	0	33	2	30	7	43	46	420
高知	6	37	5	38	1	47	5	62	9	40	2	39	1	51	6	45	5	49	1	39	5	21	3	46	49	514
愛媛	2	35	7	56	3	71	6	39	10	54	2	49	11	54	8	42	2	57	3	40	3	41	4	65	61	603
合計	535	5,296	584	6,226	610	6,543	558	6,307	587	6,001	560	4,620	637	6,787	604	6,622	471	6,110	544	5,861	579	5,188	506			

被 疑 者	被 告 人			上 告 審																																																																																																												
即 決	第 一 審	控 訴 審	控 訴 審	上 告 審																																																																																																												
<p>1. 報酬 (1) 基礎報酬 24,000円(定額) *ただし、接見を行わず電話接見のみ行ったときの基礎報酬 電話交通を1回行ったとき 10,000円 電話交通を2回行ったとき 20,000円 電話交通を3回以上行ったとき 24,000円</p> <p>(2) 遠距離接見等加算 4,000円</p> <p>2. 費用 (1) 遠距離接見等交通費 (2) 通訳人費用 (3) 訴訟準備費用</p> <p>【変更・新設された項目】</p> <p>特別成果加算(第1審～控訴審)について(報酬基準第28条第2号イ) ① 無罪等 (1) 全部無罪…通常報酬の100%(上限50万円) 全部について無罪が言渡されたとき (2) 一部無罪…通常報酬の50%(上限30万円) 一部について無罪が言渡されたとき 通常報酬の50%(上限30万円) (3) 縮小認定…通常報酬の30%(上限20万円) a 死刑の定めのある罪(起訴罪名)→死刑の定めのない罪(認定罪名) b 死刑又は無期若しくは短期1年以上の有期・禁錮に当たる罪(起訴罪名)→これらの罪以外の罪(認定罪名) c 刑の減免事由に該当する事実が認められかつ刑の免除が言渡され、又は法令の適用において刑の減刑がされたとき ②和解契約等 ・50%相当分以上の損害賠償 10,000円 ・実質的に損害賠償 20,000円 ・被害者と私法上の和解成立 30,000円</p> <p>謄写費用について(報酬基準第28条第3号) ①謄写枚数の全部につき、算定する場合(上限:白黒@20円、カラー@100円) ・否認事件(一部否認を含む) ・法定刑に死刑の定めがある事件(第1審のみ) ・原判決の宣告刑が死刑又は無期懲役の事件(控訴審のみ) ・整理手続に付された事件 ・記録丁数が2000丁を超える事件 ②複製枚数の全部につき、1枚10円で算定する場合 上記①に該当する事件で、かつ複数弁護人が専任されている場合に、謄写記録の複製を作成したとき ③紙以外の媒体による謄写で、実費を算定する場合 紙以外の媒体を複製する方法によらなければ謄写することができない記録を謄写したとき</p> <p>訴訟準備費用について 以下の費用につき、算定する。(上限3万円) ・診断書の作成料 ・23条照会の手数料 ・判決書謄本の交付手数料(被告人のみ)</p> <p>遠距離接見等について 以下の活動に遠距離移動を伴う場合、交通費及び加算報酬(※)を算定する。 接見 ・記録の閲覧、謄写(被告人のみ)※ ・被害者との示談交渉 ・犯行現場の確認 ・目撃者、証人予定者その他事件関係者との打合せ ・親族、身元引受人若しくはこれに準じる者との打合せ ※記録の謄写、保釈保証金の納付(被告人のみ)※ 履行補助者を用いるときを含む。 但しこの場合は加算報酬は算定しない。</p> <p>(注)遠距離接見等加算報酬、遠距離接見等交通費、出張に伴う旅費・日当・宿泊料は、他の国選弁護事件、国選付添事件と同一の移動の場合、按分して算定する。</p> <p>法定合議事件以外で短期1年以上の罪 : 強盗など</p>	<p>(普通契約) 1. 報酬 (1) 基礎報酬 50,000円(定額) (2) 公判加算(例外的に2回以上公判が開かれた場合) 3,000円×(出頭した手続期日の回数-1) (3) 遠距離接見等加算 4,000円</p> <p>2. 費用 (1) 遠距離接見等交通費 (2) 出張旅費・日当・宿泊料 (3) 通訳人費用 (4) 訴訟準備費用</p> <p>3. 継続による減算 被疑者国選から継続の場合 -12,000円 *被疑者国選の報酬が20,000円以下のときは、当該報酬額の半額を減算。</p> <p>公判前整理なし *期日間整理の場合は別基準</p> <p>1. 報酬 (1) 通常報酬 ① 基礎報酬(公判1~3回) 1回 60,000円 2回 66,000円 3回 72,000円 ② 公判加算(4回以降) -45分未満 5,600円 45分-1時間未満 7,700円 1時間半-2時間未満 12,600円 2時間半-3時間未満 18,600円 3時間半-4時間未満 26,400円 4時間半-5時間未満 36,900円 5時間半- 42,900円 ③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円</p> <p>(2) 遠距離接見等加算 4,000円</p> <p>(3) 特別加算 ① 特別案件加算 : 通常報酬の50% ② 特別成果加算 ※「特別成果加算(第1審～控訴審)」を参照。</p> <p>2. 費用 (1) 謄写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用</p> <p>3. 継続による減算 被疑者国選から継続の場合 -12,000円 *被疑者国選の報酬が20,000円以下のときは、当該報酬額の半額を減算。</p>	<p>(一括契約) 1. 報酬 (1) 基礎報酬 事件数2件 5%減 95,000円 3件 10%減 135,000円 4件 15%減 170,000円 5件以上 20%減 50,000円×件数×80% (2) 公判加算(例外的に2回以上公判が開かれた場合) 3,000円×(出頭した手続期日の回数-1) (3) 遠距離接見等加算 4,000円 (4) 訴訟準備費用</p> <p>2. 費用 (1) 遠距離接見等交通費 (2) 出張旅費・日当・宿泊料 (3) 通訳人費用</p> <p>公判前整理あり *期日間整理の場合は別基準</p> <p>1. 報酬 (1) 通常報酬 ① 基礎報酬(公判1回) 1回 70,000円 ② 公判加算(2回以降) -45分未満 6,200円 45分-1時間未満 9,100円 1時間半-2時間未満 15,800円 2時間半-3時間未満 24,100円 3時間半-4時間未満 34,500円 4時間半-5時間未満 48,200円 5時間半- 56,500円 ③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 ④ 整理手続期日 6,500円</p> <p>(2) 遠距離接見等加算 4,000円</p> <p>(3) 特別加算 ① 特別案件加算 : 通常報酬の50% ② 特別成果加算 ※「特別成果加算(第1審～控訴審)」を参照。</p> <p>2. 費用 (1) 謄写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用</p> <p>3. 継続による減算 被疑者国選から継続の場合 -12,000円 *被疑者国選の報酬が20,000円以下のときは、当該報酬額の半額を減算。</p>	<p>1. 報酬 (1) 通常報酬 a 控訴趣意書等の提出がなされた場合 原審が即決 40,000円 原審が簡裁 50,000円 原審が地裁・家裁 60,000円 *記録が膨大な場合は基礎報酬増 記録が1001~5000丁 aの150% 5001~10000丁 aの200% 10001丁以上 aの300%</p> <p>b 控訴趣意書等提出前の控訴取下げまたは解任</p> <p>◆記録が1000丁以下のとき</p> <table border="1"> <tr><td>1 接見or電話交通or打合せ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>25,000円</td></tr> </table> <p>*上表の1,4,5について、「接見」と「打合せ」の「実行」には至らず「申し入れを行った」とどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。</p> <p>◆記録が1000丁を超え、5000丁以下のとき</p> <table border="1"> <tr><td>1 接見or電話交通or打合せ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>24,000円</td></tr> <tr><td>4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>33,000円</td></tr> </table> <p>*上表の1,4,5について、「接見」と「打合せ」の「実行」には至らず「申し入れを行った」とどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。</p> <p>◆記録が5000丁を超え、10000丁以下のとき</p> <table border="1"> <tr><td>1 接見or電話交通or打合せ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>32,000円</td></tr> <tr><td>4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>21,000円</td></tr> <tr><td>5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>41,000円</td></tr> </table> <p>*上表の1,4,5について、「接見」と「打合せ」の「実行」には至らず「申し入れを行った」とどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。</p> <p>◆記録が10000丁を超えるとき</p> <table border="1"> <tr><td>1 接見or電話交通or打合せ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>48,000円</td></tr> <tr><td>4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>27,000円</td></tr> <tr><td>5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>57,000円</td></tr> </table> <p>*上表の1,4,5について、「接見」と「打合せ」の「実行」には至らず「申し入れを行った」とどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。</p> <p>*控訴趣意書等の提出前に、控訴が取下げられたとき又は解任されたときの謄写費用「全謄写枚数×20円」が支払われる。(報酬基準39条の2、3項参照)</p> <p>② 公判加算</p> <table border="1"> <tr><td>-45分未満</td><td>7,500円</td></tr> <tr><td>45分-1時間未満</td><td>12,300円</td></tr> <tr><td>1時間半-2時間未満</td><td>23,200円</td></tr> <tr><td>2時間半-3時間未満</td><td>36,800円</td></tr> <tr><td>3時間半-4時間未満</td><td>53,600円</td></tr> <tr><td>4時間半-5時間未満</td><td>74,700円</td></tr> <tr><td>5時間半-</td><td>88,300円</td></tr> </table> <p>③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 ④ 整理手続期日 8,000円</p> <p>(2) 遠距離接見等加算 4,000円</p> <p>(3) 特別加算 ① 重大案件加算 : 通常報酬の100% ② 特別案件加算 : 通常報酬の50% ③ 特別成果加算 ※「特別成果加算(第1審～控訴審)」を参照。</p> <p>2. 費用 (1) 謄写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用</p>	1 接見or電話交通or打合せ	9,000円	2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	6,000円	3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	16,000円	4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	15,000円	5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	25,000円	1 接見or電話交通or打合せ	9,000円	2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	9,000円	3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	24,000円	4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	18,000円	5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	33,000円	1 接見or電話交通or打合せ	9,000円	2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	12,000円	3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	32,000円	4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	21,000円	5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	41,000円	1 接見or電話交通or打合せ	9,000円	2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	18,000円	3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	48,000円	4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	27,000円	5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	57,000円	-45分未満	7,500円	45分-1時間未満	12,300円	1時間半-2時間未満	23,200円	2時間半-3時間未満	36,800円	3時間半-4時間未満	53,600円	4時間半-5時間未満	74,700円	5時間半-	88,300円	<p>1. 報酬 (1) 通常報酬 ① 基礎報酬 a 上告趣意書等の提出がなされた場合 原審が即決 40,000円 原審が簡裁 50,000円 原審が地裁・家裁 60,000円 *記録が膨大な場合は基礎報酬増 記録が1001~5000丁 aの150% 5001~10000丁 aの200% 10001丁以上 aの300%</p> <p>b 上告趣意書等提出前の上告取下げまたは解任</p> <p>◆記録が1000丁以下のとき</p> <table border="1"> <tr><td>1 接見or電話交通or打合せ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>25,000円</td></tr> </table> <p>*上表の1,4,5について、「被告人に連絡をとった」とどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。</p> <p>◆記録が1000丁を超え、5000丁以下のとき</p> <table border="1"> <tr><td>1 接見or電話交通or打合せ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>24,000円</td></tr> <tr><td>4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>33,000円</td></tr> </table> <p>*上表の1,4,5について、「被告人に連絡をとった」とどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。</p> <p>◆記録が5000丁を超え、10000丁以下のとき</p> <table border="1"> <tr><td>1 接見or電話交通or打合せ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>32,000円</td></tr> <tr><td>4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>21,000円</td></tr> <tr><td>5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>41,000円</td></tr> </table> <p>*上表の1,4,5について、「被告人に連絡をとった」とどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。</p> <p>◆記録が10000丁を超えるとき</p> <table border="1"> <tr><td>1 接見or電話交通or打合せ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>48,000円</td></tr> <tr><td>4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>27,000円</td></tr> <tr><td>5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>57,000円</td></tr> </table> <p>*上表の1,4,5について、「被告人に連絡をとった」とどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。</p> <p>*上告趣意書等の提出前に、上告が取下げられたとき又は解任されたときの謄写費用「全謄写枚数×20円」が支払われる。(報酬基準49条の2、3項参照)</p> <p>② 公判加算</p> <table border="1"> <tr><td>-45分未満</td><td>7,900円</td></tr> <tr><td>45分-1時間未満</td><td>13,200円</td></tr> <tr><td>1時間半-2時間未満</td><td>25,300円</td></tr> <tr><td>2時間半-3時間未満</td><td>40,400円</td></tr> <tr><td>3時間半-4時間未満</td><td>59,000円</td></tr> <tr><td>4時間半-5時間未満</td><td>82,200円</td></tr> <tr><td>5時間半-</td><td>97,400円</td></tr> </table> <p>③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 ④ 整理手続期日 8,000円</p> <p>(2) 遠距離接見等加算 4,000円</p> <p>(3) 特別加算 ① 重大案件加算 : 通常報酬の100% ② 無罪等(※「特別成果加算(第1審～控訴審)①無罪等」を参照)。 2. 費用 (1) 謄写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用</p>	1 接見or電話交通or打合せ	9,000円	2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	6,000円	3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	16,000円	4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	15,000円	5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	25,000円	1 接見or電話交通or打合せ	9,000円	2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	9,000円	3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	24,000円	4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	18,000円	5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	33,000円	1 接見or電話交通or打合せ	9,000円	2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	12,000円	3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	32,000円	4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	21,000円	5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	41,000円	1 接見or電話交通or打合せ	9,000円	2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	18,000円	3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	48,000円	4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	27,000円	5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	57,000円	-45分未満	7,900円	45分-1時間未満	13,200円	1時間半-2時間未満	25,300円	2時間半-3時間未満	40,400円	3時間半-4時間未満	59,000円	4時間半-5時間未満	82,200円	5時間半-	97,400円
1 接見or電話交通or打合せ	9,000円																																																																																																															
2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	6,000円																																																																																																															
3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	16,000円																																																																																																															
4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	15,000円																																																																																																															
5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	25,000円																																																																																																															
1 接見or電話交通or打合せ	9,000円																																																																																																															
2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	9,000円																																																																																																															
3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	24,000円																																																																																																															
4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	18,000円																																																																																																															
5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	33,000円																																																																																																															
1 接見or電話交通or打合せ	9,000円																																																																																																															
2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	12,000円																																																																																																															
3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	32,000円																																																																																																															
4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	21,000円																																																																																																															
5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	41,000円																																																																																																															
1 接見or電話交通or打合せ	9,000円																																																																																																															
2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	18,000円																																																																																																															
3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	48,000円																																																																																																															
4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	27,000円																																																																																																															
5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	57,000円																																																																																																															
-45分未満	7,500円																																																																																																															
45分-1時間未満	12,300円																																																																																																															
1時間半-2時間未満	23,200円																																																																																																															
2時間半-3時間未満	36,800円																																																																																																															
3時間半-4時間未満	53,600円																																																																																																															
4時間半-5時間未満	74,700円																																																																																																															
5時間半-	88,300円																																																																																																															
1 接見or電話交通or打合せ	9,000円																																																																																																															
2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	6,000円																																																																																																															
3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	16,000円																																																																																																															
4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	15,000円																																																																																																															
5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	25,000円																																																																																																															
1 接見or電話交通or打合せ	9,000円																																																																																																															
2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	9,000円																																																																																																															
3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	24,000円																																																																																																															
4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	18,000円																																																																																																															
5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	33,000円																																																																																																															
1 接見or電話交通or打合せ	9,000円																																																																																																															
2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	12,000円																																																																																																															
3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	32,000円																																																																																																															
4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	21,000円																																																																																																															
5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	41,000円																																																																																																															
1 接見or電話交通or打合せ	9,000円																																																																																																															
2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	18,000円																																																																																																															
3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	48,000円																																																																																																															
4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	27,000円																																																																																																															
5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	57,000円																																																																																																															
-45分未満	7,900円																																																																																																															
45分-1時間未満	13,200円																																																																																																															
1時間半-2時間未満	25,300円																																																																																																															
2時間半-3時間未満	40,400円																																																																																																															
3時間半-4時間未満	59,000円																																																																																																															
4時間半-5時間未満	82,200円																																																																																																															
5時間半-	97,400円																																																																																																															
<p>地方裁判所</p> <p>1. 報酬 (1) 通常報酬 ① 基礎報酬 ・基準接見回数 ・接見等合計ポイント (実際に行った接見、電話交通、準接見の回数から計算) 接見1回1pt 電話交通1回0.5pt 準接見1回0.5pt の2つの要素を用いて、算定する。 <table border="1"> <tr><th>弁護期間</th><th>基準回数</th></tr> <tr><td>4日以下</td><td>1回</td></tr> <tr><td>5日~8日</td><td>2回</td></tr> <tr><td>9日~12日</td><td>3回</td></tr> <tr><td>13日~16日</td><td>4回</td></tr> <tr><td>17日~20日</td><td>5回</td></tr> <tr><td>21日~25日</td><td>6回</td></tr> </table> </p> <p>a 接見等合計ポイントが基準接見回数の数値以下のとき(下記ア+イの合計額) ア 接見の回数に基づく金額 ・接見が0回するとき 0円 ・接見が1回以上のとき 24,000円(初回接見)+20,000円×(接見回数-1) イ 電話交通及び準接見の回数に基づく金額 10,000円×電話交通と準接見の合計回数</p> <p>b 接見等合計ポイントが基準接見回数の数値を超えるとき 24,000円(初回接見)+20,000円×(基準回数-1) *ただし、接見が行われなかったとき 20,000円×基準接見回数</p> <p>②多数接見加算報酬(基準回数超の接見加算) 接見等合計ポイントと基準接見回数との差による</p> <table border="1"> <tr><th>接見合計ptと基準接見回数との差</th><th>多数接見加算報酬額</th></tr> <tr><td>0.5回</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>1回</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>1.5回</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>2回</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>2.5回</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>3回以上</td><td>20,000円</td></tr> </table>	弁護期間	基準回数	4日以下	1回	5日~8日	2回	9日~12日	3回	13日~16日	4回	17日~20日	5回	21日~25日	6回	接見合計ptと基準接見回数との差	多数接見加算報酬額	0.5回	5,000円	1回	10,000円	1.5回	13,000円	2回	16,000円	2.5回	18,000円	3回以上	20,000円	<p>通常</p> <p>1. 報酬 (1) 通常報酬 ① 基礎報酬(公判1~3回) 1回 80,000円 2回 88,000円 3回 96,000円 ② 公判加算(4回以降) -45分未満 6,000円 45分-1時間未満 8,700円 1時間半-2時間未満 14,700円 2時間半-3時間未満 22,300円 3時間半-4時間未満 31,800円 4時間半-5時間未満 44,400円 5時間半- 52,000円 ③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円</p> <p>(2) 遠距離接見等加算 4,000円</p> <p>(3) 特別加算 ① 特別案件加算 : 通常報酬の50% ② 特別成果加算 ※「特別成果加算(第1審～控訴審)」を参照。</p> <p>2. 費用 (1) 謄写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用</p> <p>3. 継続による減算 被疑者国選から継続の場合 -15,000円 *被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 *同一人を被疑者とする複数の被疑者国選から継続の場合に、被疑者国選の報酬の合計額が20,000円以下のときは、当該報酬額の半額を減算。</p>	<p>通常</p> <p>1. 報酬 (1) 通常報酬 ① 基礎報酬(公判1回) 1回 90,000円 ② 公判加算(2回以降) -45分未満 7,500円 45分-1時間未満 12,300円 1時間半-2時間未満 23,200円 2時間半-3時間未満 36,800円 3時間半-4時間未満 53,600円 4時間半-5時間未満 74,700円 5時間半- 88,300円 ③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 ④ 整理手続期日 8,000円</p> <p>(2) 遠距離接見等加算 4,000円</p> <p>(3) 特別加算 ① 特別案件加算 : 通常報酬の50% ② 特別成果加算 ※「特別成果加算(第1審～控訴審)」を参照。</p> <p>2. 費用 (1) 謄写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用</p> <p>3. 継続による減算 被疑者国選から継続の場合 -15,000円 *被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 *同一人を被疑者とする複数の被疑者国選から継続の場合に、被疑者国選の報酬の合計額が20,000円以下のときは、当該報酬額の半額を減算。</p>	<p>補足</p> <p>【一審で第1回公判期日前に解任、もしくは第1回公判期日前の略式命令に対する正式裁判請求取下げの場合】</p> <p>◆即決被告事件の場合(報酬基準21条2項、25条の2項) *この場合は、被疑者国選からの継続減算は行わない。 ◇普通契約 被告人と接見or電話交通or打合せを行ったとき、又は、記録の閲覧or謄写を行ったとき ...基礎報酬9,000円 *被告人に対する接見申入れor打合せ申入れ、又は裁判所への意見書等の書面提出を行ったときとどまるときは、基礎報酬5,000円。 ◇一括契約 第1回公判前に解任された事件があるときは、当該事件については、普通契約同様に基礎報酬を算定し、それ以外の事件の報酬・費用と合算して事件全体に対する報酬・費用とする。</p> <p>◆簡裁・地裁被告事件の場合(報酬基準29条の2、32条の2) *この場合は、被疑者国選からの継続減算は行わない。 *第1回公判期日前解任のときの謄写費用「全謄写枚数×20円」が支払われる。(報酬基準29条の2、2項、32条の2、2項参照)</p>	<p>合議事件</p> <p>1. 報酬 (1) 通常報酬 ① 基礎報酬(公判1~3回) 1回 90,000円 2回 99,000円 3回 108,000円 ② 公判加算(4回以降) -45分未満 6,200円 45分-1時間未満 9,100円 1時間半-2時間未満 15,800円 2時間半-3時間未満 24,100円 3時間半-4時間未満 34,500円 4時間半-5時間未満 48,200円 5時間半- 56,500円 ③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円</p> <p>(2) 遠距離接見等加算 4,000円</p> <p>(3) 特別加算 ① 特別案件加算 : 通常報酬の50% ② 特別成果加算 ※「特別成果加算(第1審～控訴審)」を参照。</p> <p>2. 費用 (1) 謄写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用</p> <p>3. 継続による減算 被疑者国選から継続の場合 -15,000円 *被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 *同一人を被疑者とする複数の被疑者国選から継続の場合に、被疑者国選の報酬の合計額が20,000円以下のときは、当該報酬額の半額を減算。</p>																																																																																
弁護期間	基準回数																																																																																																															
4日以下	1回																																																																																																															
5日~8日	2回																																																																																																															
9日~12日	3回																																																																																																															
13日~16日	4回																																																																																																															
17日~20日	5回																																																																																																															
21日~25日	6回																																																																																																															
接見合計ptと基準接見回数との差	多数接見加算報酬額																																																																																																															
0.5回	5,000円																																																																																																															
1回	10,000円																																																																																																															
1.5回	13,000円																																																																																																															
2回	16,000円																																																																																																															
2.5回	18,000円																																																																																																															
3回以上	20,000円																																																																																																															
<p>合議事件</p> <p>1. 報酬 (1) 通常報酬 ① 基礎報酬(公判1回) 1回 100,000円 ② 公判加算(2回以降) -45分未満 7,900円 45分-1時間未満 13,200円 1時間半-2時間未満 25,300円 2時間半-3時間未満 40,400円 3時間半-4時間未満 59,000円 4時間半-5時間未満 82,200円 5時間半- 97,400円 ③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 ④ 整理手続期日 8,500円</p> <p>(2) 遠距離接見等加算 4,000円</p> <p>(3) 特別加算 ① 特別案件加算 : 通常報酬の50% ② 特別成果加算 ※「特別成果加算(第1審～控訴審)」を参照。</p> <p>2. 費用 (1) 謄写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用</p> <p>3. 継続による減算 被疑者国選から継続の場合 -15,000円 *被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 *同一人を被疑者とする複数の被疑者国選から継続の場合に、被疑者国選の報酬の合計額が20,000円以下のときは、当該報酬額の半額を減算。</p>	<p>裁判員対象事件</p> <p>1. 報酬 (1) 通常報酬 ① 基礎報酬(公判1回) 1回 100,000円 ② 公判加算(2回以降) -45分未満 7,900円 45分-1時間未満 13,200円 1時間半-2時間未満 25,300円 2時間半-3時間未満 40,400円 3時間半-4時間未満 59,000円 4時間半-5時間未満 82,200円 5時間半- 97,400円 ③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 ④ 整理手続期日 8,500円</p> <p>(2) 遠距離接見等加算 4,000円</p> <p>(3) 特別加算 ① 特別案件加算 : 通常報酬の50% ② 特別成果加算 ※「特別成果加算(第1審～控訴審)」を参照。</p> <p>2. 費用 (1) 謄写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用</p> <p>3. 継続による減算 被疑者国選から継続の場合 -15,000円 *被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 *同一人を被疑者とする複数の被疑者国選から継続の場合に、被疑者国選の報酬の合計額が20,000円以下のときは、当該報酬額の半額を減算。</p>	<p>裁判員対象事件</p> <p>1. 報酬 (1) 通常報酬 ① 基礎報酬(公判1回) 1回 100,000円 ② 公判加算(2回以降) -45分未満 7,900円 45分-1時間未満 13,200円 1時間半-2時間未満 25,300円 2時間半-3時間未満 40,400円 3時間半-4時間未満 59,000円 4時間半-5時間未満 82,200円 5時間半- 97,400円 ③ 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 ④ 整理手続期日 8,500円</p> <p>(2) 遠距離接見等加算 4,000円</p> <p>(3) 特別加算 ① 特別案件加算 : 通常報酬の50% ② 特別成果加算 ※「特別成果加算(第1審～控訴審)」を参照。</p> <p>2. 費用 (1) 謄写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用</p> <p>3. 継続による減算 被疑者国選から継続の場合 -15,000円 *被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 *同一人を被疑者とする複数の被疑者国選から継続の場合に、被疑者国選の報酬の合計額が20,000円以下のときは、当該報酬額の半額を減算。</p>	<p>◆即決被告事件の場合(報酬基準21条2項、25条の2項) *この場合は、被疑者国選からの継続減算は行わない。 ◇普通契約 被告人と接見or電話交通or打合せを行ったとき、又は、記録の閲覧or謄写を行ったとき ...基礎報酬9,000円 *被告人に対する接見申入れor打合せ申入れ、又は裁判所への意見書等の書面提出を行ったときとどまるときは、基礎報酬5,000円。 ◇一括契約 第1回公判前に解任された事件があるときは、当該事件については、普通契約同様に基礎報酬を算定し、それ以外の事件の報酬・費用と合算して事件全体に対する報酬・費用とする。</p> <p>◆簡裁・地裁被告事件の場合(報酬基準29条の2、32条の2) *この場合は、被疑者国選からの継続減算は行わない。 *第1回公判期日前解任のときの謄写費用「全謄写枚数×20円」が支払われる。(報酬基準29条の2、2項、32条の2、2項参照)</p>	<p>【公判手続を通じて複数被告人に1名の弁護士が付いた場合】 基礎報酬×{1+(被告人の数-1)×0.5}</p> <p>【接見等の回数と接見等ポイントの数え方】 *報酬基準9条1項2号参照</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>午前</td><td>午後</td></tr> <tr><td>接見</td><td>1pt</td><td>1pt</td></tr> <tr><td>電話交通</td><td>0.5pt</td><td>0.5pt</td></tr> <tr><td>準接見</td><td>0.5pt</td><td>0.5pt</td></tr> </table> <p>*上記1,4,5で、「被告人に対する接見or打合せの申入れ」又は「裁判所への意見書等の書面提出」を行ったときとどまるときは、各金額から4,000円を減じた額で算定する。</p>		午前	午後	接見	1pt	1pt	電話交通	0.5pt	0.5pt	準接見	0.5pt	0.5pt																																																																																																
	午前	午後																																																																																																														
接見	1pt	1pt																																																																																																														
電話交通	0.5pt	0.5pt																																																																																																														
準接見	0.5pt	0.5pt																																																																																																														

【資料25】

国選弁護報酬・費用算定件数(地方事務所別)

地方事務所	平成19年												平成20年						合計*							
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月				1月		2月		3月	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
東京	65	427	70	619	73	650	75	642	79	444	43	593	77	557	59	563	58	657	52	412	62	570	66	611	776	6,738
* (控訴)		151		187		168		168		155		214		200		182		142		145		209		185		2,103
* (上告)		113		130		196		126		73		205		121		158		144		150		149		135		1,698
多摩	11	69	11	127	16	98	17	131	19	105	11	148	14	117	15	118	12	130	16	101	13	104	12	124	167	1,372
神奈川	9	166	24	308	32	238	22	284	20	178	19	199	26	213	19	200	32	248	16	181	13	239	17	231	245	2,674
川崎	5	29	2	42	5	38	11	68	6	43	9	52	4	59	11	52	5	32	7	52	13	74	8	55	86	595
小田原	4	25	4	50	11	36	6	40	6	25	2	49	3	43	1	51	10	41	2	30	2	42	4	43	55	472
埼玉	35	144	33	224	26	219	30	210	32	152	9	208	25	209	39	249	26	275	35	181	28	259	22	233	340	2,562
川越	4	43	5	51	6	39	6	40	4	29	10	32	1	53	6	35	9	54	1	34	5	70	7	57	64	537
千葉	42	123	34	236	22	200	33	258	32	189	32	194	29	212	17	202	18	216	19	208	21	243	23	308	322	2,585
松戸	17	26	10	49	7	59	6	37	8	58	4	43	13	43	6	65	1	51	0	44	0	51	4	35	76	561
茨城	6	66	7	103	10	105	12	126	7	81	9	153	7	125	6	148	10	159	8	99	7	156	11	171	100	1,490
栃木	5	81	5	95	9	116	16	134	16	74	8	84	9	143	12	126	8	150	10	104	5	137	9	142	111	1,384
群馬	9	58	6	113	1	96	9	118	5	69	7	119	8	124	8	128	7	108	9	100	8	112	6	123	83	1,265
静岡	7	31	4	53	4	40	4	49	4	37	3	38	7	39	12	49	1	59	3	37	3	58	5	39	55	526
沼津	1	25	2	61	6	48	5	72	6	53	2	57	4	68	4	59	4	63	2	42	5	35	6	67	47	645
浜松	3	26	4	45	5	58	6	46	3	30	3	45	4	35	5	35	6	65	2	33	6	41	14	53	61	508
山梨	3	29	5	29	7	41	3	47	5	27	9	38	4	30	6	48	5	34	4	29	2	46	4	36	57	432
長野	7	51	1	77	4	56	14	94	6	64	6	75	17	83	30	75	5	104	1	57	6	78	5	85	102	894
新潟	8	52	4	94	7	68	2	74	6	47	5	79	8	87	7	66	6	81	8	51	6	88	5	82	72	868
大阪	39	303	51	440	57	470	58	511	49	358	32	443	58	472	68	476	59	566	52	410	47	451	57	486	627	5,379
(控訴)		95		117		105		93		64		113		107		122		94		69		114		127		1,214
京都	12	73	11	130	9	142	8	108	11	84	3	93	30	127	11	94	26	134	15	104	11	98	11	131	158	1,313
兵庫	8	68	12	111	22	102	18	135	12	74	2	94	19	108	6	86	12	124	9	76	9	101	14	133	142	1,210
阪神	4	33	10	45	6	39	2	65	7	37	7	51	5	49	2	41	8	63	1	46	6	54	1	34	59	554
姫路	0	37	1	61	4	57	5	59	3	48	5	41	7	62	7	49	7	68	1	31	0	56	3	63	42	630
奈良	4	51	11	51	2	50	6	68	0	41	5	47	6	62	12	54	6	64	5	35	8	78	9	74	74	673
滋賀	5	55	5	65	5	45	6	48	6	26	9	51	11	83	2	65	2	81	0	47	7	50	13	83	71	698
和歌山	2	35	3	70	5	45	4	46	5	32	5	50	5	56	8	28	5	37	5	59	3	87	5	77	55	622
愛知	15	130	22	195	22	175	32	220	25	154	10	200	43	189	24	168	32	238	18	161	31	196	30	246	303	2,261
(控訴)		33		36		33		31		35		51		49		34		38		29		41		61		470
三河	1	45	5	79	7	83	9	79	1	62	6	63	9	88	8	71	3	67	5	47	13	74	6	53	72	810
三重	4	49	9	85	7	71	6	90	6	48	4	84	5	79	5	80	4	107	2	59	5	77	7	53	64	881
岐阜	10	53	12	60	13	69	8	82	14	42	5	77	6	75	2	65	10	82	2	41	12	83	12	76	106	805
福井	0	11	0	29	0	18	1	19	1	20	1	18	0	21	0	22	2	21	2	7	2	14	5	29	14	229
石川	3	33	7	41	8	59	9	64	1	42	4	59	3	66	5	57	4	46	2	40	3	59	3	55	52	619
(控訴)		17		10		10		11		9		7		9		7		16		5		10		7		118
富山	1	20	4	26	3	27	1	30	2	19	3	29	7	31	2	33	0	35	2	27	3	37	1	31	29	344
広島	15	62	11	120	10	102	11	106	12	86	14	114	16	86	13	91	5	98	8	92	6	115	7	120	127	1,186
(控訴)		14		13		11		15		14		17		21		19		8		15		11		18		175
山口	3	40	5	66	5	50	10	89	6	51	7	72	6	94	6	76	7	98	5	45	3	68	7	81	70	829
岡山	5	41	5	79	5	69	9	75	5	39	4	90	5	87	6	88	8	69	5	54	7	54	5	74	69	817
(控訴)		14		8		17		20		11		14		11		12		4		11		18		16		156
鳥取	5	10	4	27	1	24	0	28	0	30	4	31	4	19	2	29	2	37	1	21	2	23	1	32	26	311
島根	2	14	2	20	3	21	2	23	1	16	0	19	1	26	1	28	3	28	2	14	1	27	1	29	18	263
(控訴)		4		6		8		2		4		1		5		2		3		5		4		13		56
福岡	18	86	21	155	26	176	38	198	32	157	17	201	19	172	25	209	20	230	17	173	32	200	27	243	291	2,191
(控訴)		33		45		75		44		29		43		37		47		47		46		55		61		561
北九州	6	40	13	69	10	78	15	65	9	51	7	67	6	63	8	58	10	74	5	54	4	83	9	72	102	774
佐賀	1	26	4	30	5	45	1	38	0	37	2	61	0	52	4	48	1	56	4	21	3	50	1	55	26	516
長崎	2	40	3	64	0	49	0	60	9	38	2	68	6	62	6	49	4	63	2	36	5	64	2	55	41	643
大分	5	27	2	45	1	40	3	34	4	22	6	44	4	34	2	34	5	44	1	31	11	41	8	39	52	432
熊本	7	39	8	75	13	58	10	70	8	43	9	73	9	72	10	80	7	98	8	52	3	68	6	59	98	787
鹿児島	8	36	5	51	4	53	6	58	5	47	5	61	7	48	9	67	4	65	4	49	5	88	2	65	63	688
宮崎	7	30	5	46	5	45	3	44	6	30	9	64	8	54	3	45	5	59	1	38	8	55	6	53	66	563
(控訴)		3		9		10		8		7		4		7		12		7		8		8		14		97
沖縄	8	64	8	63	6	84	4	69	12	65	8	64	8	80	5	86	8	88	12	82	10	110	6	84	95	935
(控訴)		2		7		10		7		2		2		7		5		3		2		3		4		54
宮城	7	44	12	67	9	73	10	78	12	59	7	72	12	71	16	84	14	101	8	68	13	91	11	93	131	897
(控訴)		10		21		6		24		8		17		18		19		16		12		13		18		181
福島	3	61	4	60	2	62	4	72	2	46	5	77	6	78	3	78	7	95	5	68	4	100	8	73	53	870
山形	2	25	4	29	2	35	1	32	5	22	6	44	2	45	1	41	1	44	2	23	3	43	0	45	28	428
岩手	3	32	11	30	1	28	2	44	9	20	4	50	4	43	2	29	6	43	4	42	1	59	5	42	52	462
秋田	3	13	6	24																						

【資料26】

国選弁護報酬・費用算定件数（審級別）

年月	被疑者	被告人							
		第一審				控訴	上告	計	
		即決	簡裁	家裁	地裁				
平成19年	4月	495	346	535	13	2,557	401	113	3,965
	5月	570	454	769	8	4,301	512	130	6,174
	6月	579	471	750	21	4,001	503	196	5,942
	7月	614	453	858	22	4,512	459	126	6,430
	8月	600	365	637	11	3,037	366	73	4,489
	9月	455	267	829	26	4,278	534	205	6,139
	10月	660	354	812	22	4,379	528	121	6,216
	11月	609	453	799	23	4,085	516	158	6,034
	12月	582	400	1,017	34	4,813	417	144	6,825
平成20年	1月	460	244	559	15	3,600	386	150	4,954
	2月	537	335	756	20	4,671	549	149	6,480
	3月	564	461	765	14	4,740	578	135	6,693
合計*	6,704	4,596	9,075	228	48,849	5,733	1,698	70,179	

* 合計は、各月の算定件数の中から、月をまたいで算定額の修正等を行った場合を控除した算定実数を記載している。そのため、各月を合計したものとは一致しない。

【資料27】

国選弁護報酬等に対する不服申立件数

	平成19年									平成20年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
全国合計	22	44	38	73	60	48	38	48	41	36	52	49	549

【資料28】

国選付添事件受理件数

地方事務所	平成19年		平成20年			合計
	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	2	3	1	2	3	11
多摩	1	1	0	1	3	6
神奈川	1	0	0	1	4	6
川崎	2	2	4	0	1	9
小田原	0	0	0	0	0	0
埼玉	2	7	10	5	8	32
川越	0	3	0	0	1	4
千葉	1	2	0	0	0	3
松戸	0	0	0	0	0	0
茨城	0	1	0	0	0	1
栃木	0	2	0	0	0	2
群馬	0	1	0	1	0	2
静岡	1	0	0	0	0	1
沼津	1	0	0	0	3	4
浜松	2	0	0	0	0	2
山梨	0	0	1	0	0	1
長野	2	0	0	0	0	2
新潟	0	1	0	0	0	1
大阪	9	5	9	4	3	30
京都	0	1	1	2	0	4
兵庫	0	0	2	3	2	7
阪神	0	0	0	0	1	1
姫路	0	1	0	0	0	1
奈良	2	1	0	0	0	3
滋賀	1	0	0	3	10	14
和歌山	1	1	0	0	0	2
愛知	3	1	0	1	3	8
三河	0	0	0	1	1	2
三重	0	1	0	0	0	1
岐阜	0	0	0	2	0	2
福井	0	0	0	1	0	1
石川	0	1	0	0	0	1
富山	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0
岡山	2	0	0	0	0	2
鳥取	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0
福岡	1	2	1	1	2	7
北九州	0	1	2	0	1	4
佐賀	0	0	0	3	0	3
長崎	0	2	0	0	0	2
大分	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	1	1
鹿児島	0	0	0	0	0	0
宮崎	1	0	0	0	2	3
沖縄	2	0	0	0	0	2
宮城	1	2	0	0	2	5
福島	0	1	0	0	1	2
山形	0	0	0	2	0	2
岩手	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	1	0	1
札幌	0	0	1	1	0	2
函館	0	0	0	0	2	2
旭川	1	0	0	0	0	1
釧路	0	0	3	0	0	3
香川	0	0	0	0	0	0
徳島	0	1	0	0	0	1
高知	1	0	1	0	0	2
愛媛	0	1	0	0	0	1
合計	40	45	36	35	54	210

		検察官関与なし		検察官関与事件		抗告審又は再抗告審																																																																																															
		単独事件	合議事件																																																																																																		
報酬	通常報酬	(1)通常報酬 ①基礎報酬 90,000円 ②審理加算報酬 a 実質審理期日に対する加算報酬(別表1) <table border="1"> <tr><th>審判時間</th><th>第1回</th><th>第2回以降</th></tr> <tr><td>～45分</td><td>0円</td><td>6,400円</td></tr> <tr><td>45分～1時間半未満</td><td>6,400円</td><td>9,600円</td></tr> <tr><td>1時間半～2時間半未満</td><td>9,600円</td><td>16,800円</td></tr> <tr><td>2時間半～3時間半未満</td><td>16,800円</td><td>25,900円</td></tr> <tr><td>3時間半～4時間半未満</td><td>25,900円</td><td>37,200円</td></tr> <tr><td>4時間半～5時間半未満</td><td>37,200円</td><td>52,000円</td></tr> <tr><td>5時間半～</td><td>52,000円</td><td>61,100円</td></tr> </table> b 進行協議等に対する加算報酬 ・裁判官との打合せ 7,200円 ・家裁調査官との打合せ(2回目以降) 7,200円 c 終局決定言渡期日等 3,000円 ③試験観察加算報酬 30,000円	審判時間	第1回	第2回以降	～45分	0円	6,400円	45分～1時間半未満	6,400円	9,600円	1時間半～2時間半未満	9,600円	16,800円	2時間半～3時間半未満	16,800円	25,900円	3時間半～4時間半未満	25,900円	37,200円	4時間半～5時間半未満	37,200円	52,000円	5時間半～	52,000円	61,100円	(1)通常報酬 ①基礎報酬 90,000円 ②審理加算報酬 a 実質審理期日に対する加算報酬(別表2) <table border="1"> <tr><th>審判時間</th><th>第1回</th><th>第2回以降</th></tr> <tr><td>～45分</td><td>0円</td><td>7,500円</td></tr> <tr><td>45分～1時間半未満</td><td>7,500円</td><td>12,300円</td></tr> <tr><td>1時間半～2時間半未満</td><td>12,300円</td><td>23,200円</td></tr> <tr><td>2時間半～3時間半未満</td><td>23,200円</td><td>36,800円</td></tr> <tr><td>3時間半～4時間半未満</td><td>36,800円</td><td>53,600円</td></tr> <tr><td>4時間半～5時間半未満</td><td>53,600円</td><td>74,700円</td></tr> <tr><td>5時間半～</td><td>74,700円</td><td>88,300円</td></tr> </table> b 進行協議等に対する加算報酬 ・裁判官との打合せ 8,000円 ・家裁調査官との打合せ(2回目以降) 8,000円 c 終局決定言渡期日等 3,000円 ③試験観察加算報酬 30,000円	審判時間	第1回	第2回以降	～45分	0円	7,500円	45分～1時間半未満	7,500円	12,300円	1時間半～2時間半未満	12,300円	23,200円	2時間半～3時間半未満	23,200円	36,800円	3時間半～4時間半未満	36,800円	53,600円	4時間半～5時間半未満	53,600円	74,700円	5時間半～	74,700円	88,300円	(1)通常報酬 ①基礎報酬 100,000円 ②審理加算報酬 a 実質審理期日に対する加算報酬(別表3) <table border="1"> <tr><th>審判時間</th><th>第1回</th><th>第2回以降</th></tr> <tr><td>～45分</td><td>0円</td><td>7,900円</td></tr> <tr><td>45分～1時間半未満</td><td>7,900円</td><td>13,200円</td></tr> <tr><td>1時間半～2時間半未満</td><td>13,200円</td><td>25,300円</td></tr> <tr><td>2時間半～3時間半未満</td><td>25,300円</td><td>40,400円</td></tr> <tr><td>3時間半～4時間半未満</td><td>40,400円</td><td>59,000円</td></tr> <tr><td>4時間半～5時間半未満</td><td>59,000円</td><td>82,200円</td></tr> <tr><td>5時間半～</td><td>82,200円</td><td>97,400円</td></tr> </table> b 進行協議等に対する加算報酬 ・裁判官との打合せ 8,500円 ・家裁調査官との打合せ(2回目以降) 8,500円 c 終局決定言渡期日等 3,000円 ③試験観察加算報酬 30,000円	審判時間	第1回	第2回以降	～45分	0円	7,900円	45分～1時間半未満	7,900円	13,200円	1時間半～2時間半未満	13,200円	25,300円	2時間半～3時間半未満	25,300円	40,400円	3時間半～4時間半未満	40,400円	59,000円	4時間半～5時間半未満	59,000円	82,200円	5時間半～	82,200円	97,400円	(1)通常報酬(原審記録丁数に応じて) a 1000丁以下 60,000円 b 1000丁を超え5000丁以下 90,000円 c 5000丁を超え1万丁以下 120,000円 d 1万丁を超える場合 180,000円 ②審理加算報酬 a 実質審理期日に対する加算報酬(別表2) <table border="1"> <tr><th>審判時間</th><th>第1回</th><th>第2回以降</th></tr> <tr><td>～45分</td><td>0円</td><td>7,500円</td></tr> <tr><td>45分～1時間半未満</td><td>7,500円</td><td>12,300円</td></tr> <tr><td>1時間半～2時間半未満</td><td>12,300円</td><td>23,200円</td></tr> <tr><td>2時間半～3時間半未満</td><td>23,200円</td><td>36,800円</td></tr> <tr><td>3時間半～4時間半未満</td><td>36,800円</td><td>53,600円</td></tr> <tr><td>4時間半～5時間半未満</td><td>53,600円</td><td>74,700円</td></tr> <tr><td>5時間半～</td><td>74,700円</td><td>88,300円</td></tr> </table> b 終局決定言渡期日等 3,000円	審判時間	第1回	第2回以降	～45分	0円	7,500円	45分～1時間半未満	7,500円	12,300円	1時間半～2時間半未満	12,300円	23,200円	2時間半～3時間半未満	23,200円	36,800円	3時間半～4時間半未満	36,800円	53,600円	4時間半～5時間半未満	53,600円	74,700円	5時間半～	74,700円	88,300円
	審判時間	第1回	第2回以降																																																																																																		
～45分	0円	6,400円																																																																																																			
45分～1時間半未満	6,400円	9,600円																																																																																																			
1時間半～2時間半未満	9,600円	16,800円																																																																																																			
2時間半～3時間半未満	16,800円	25,900円																																																																																																			
3時間半～4時間半未満	25,900円	37,200円																																																																																																			
4時間半～5時間半未満	37,200円	52,000円																																																																																																			
5時間半～	52,000円	61,100円																																																																																																			
審判時間	第1回	第2回以降																																																																																																			
～45分	0円	7,500円																																																																																																			
45分～1時間半未満	7,500円	12,300円																																																																																																			
1時間半～2時間半未満	12,300円	23,200円																																																																																																			
2時間半～3時間半未満	23,200円	36,800円																																																																																																			
3時間半～4時間半未満	36,800円	53,600円																																																																																																			
4時間半～5時間半未満	53,600円	74,700円																																																																																																			
5時間半～	74,700円	88,300円																																																																																																			
審判時間	第1回	第2回以降																																																																																																			
～45分	0円	7,900円																																																																																																			
45分～1時間半未満	7,900円	13,200円																																																																																																			
1時間半～2時間半未満	13,200円	25,300円																																																																																																			
2時間半～3時間半未満	25,300円	40,400円																																																																																																			
3時間半～4時間半未満	40,400円	59,000円																																																																																																			
4時間半～5時間半未満	59,000円	82,200円																																																																																																			
5時間半～	82,200円	97,400円																																																																																																			
審判時間	第1回	第2回以降																																																																																																			
～45分	0円	7,500円																																																																																																			
45分～1時間半未満	7,500円	12,300円																																																																																																			
1時間半～2時間半未満	12,300円	23,200円																																																																																																			
2時間半～3時間半未満	23,200円	36,800円																																																																																																			
3時間半～4時間半未満	36,800円	53,600円																																																																																																			
4時間半～5時間半未満	53,600円	74,700円																																																																																																			
5時間半～	74,700円	88,300円																																																																																																			
加算報酬	(2)遠距離面会等加算報酬 4,000円 ※他の国選付添事件・国選付添事件と同一の移動の場合、按分して算定する。 (3)特別加算報酬 ①特別案件加算 通常報酬の50% ②特別成果加算 a 非行事実なし 通常報酬の100%(上限50万円) b 和解契約等 ・50%相当以上の損害賠償 10,000円 ・実質的に損害賠償 20,000円 ・被害者との私法上の和解成立 30,000円 (4)環境調整加算報酬 30,000円 (5)抗告申立書加算報酬 10,000円																																																																																																				
調整	被疑者国選付添人が国選付添人を務めたとき(但し検察官送致決定後、同弁護士が国選付添人を務めたときを除く) -10,000円																																																																																																				
費用	(1)記録謄写費用 (2)遠距離面会等交通費 (3)出張に伴う旅費・日当・宿泊料 ※(2)(3)については、他の国選付添事件・国選付添事件と同一の移動の場合、按分して算定する。 (4)通訳人費用 (5)審判準備費用																																																																																																				
取下げ・解任	(1)基礎報酬 <table border="1"> <tr><th></th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th></tr> <tr><td>面会or電話交通or打合せ</td><td>9,000円</td><td>6,000円</td><td>16,000円</td><td>15,000円</td><td>25,000円</td></tr> <tr><td>閲覧or謄写</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>面会or電話交通or打合せ+閲覧or謄写</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>面会or電話交通or打合せ+閲覧or謄写+十分検討</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>			1	2	3	4	5	面会or電話交通or打合せ	9,000円	6,000円	16,000円	15,000円	25,000円	閲覧or謄写						面会or電話交通or打合せ+閲覧or謄写						面会or電話交通or打合せ+閲覧or謄写+十分検討						(2)記録謄写費用は「全謄写枚数」×20円		(1)基礎報酬 <table border="1"> <tr><th>原審記録の丁数</th><th>～1000</th><th>1001～5000</th><th>5001～10000</th><th>10001～</th></tr> <tr><td>1 面会or電話交通or打合せ</td><td>9,000円</td><td>9,000円</td><td>9,000円</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2 閲覧or謄写</td><td>6,000円</td><td>9,000円</td><td>12,000円</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>3 閲覧or謄写+十分検討</td><td>16,000円</td><td>24,000円</td><td>32,000円</td><td>48,000円</td></tr> <tr><td>4 面会or電話交通or打合せ+閲覧or謄写</td><td>15,000円</td><td>18,000円</td><td>21,000円</td><td>27,000円</td></tr> <tr><td>5 面会or電話交通or打合せ+閲覧or謄写+十分検討</td><td>25,000円</td><td>33,000円</td><td>41,000円</td><td>57,000円</td></tr> </table>		原審記録の丁数	～1000	1001～5000	5001～10000	10001～	1 面会or電話交通or打合せ	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	2 閲覧or謄写	6,000円	9,000円	12,000円	18,000円	3 閲覧or謄写+十分検討	16,000円	24,000円	32,000円	48,000円	4 面会or電話交通or打合せ+閲覧or謄写	15,000円	18,000円	21,000円	27,000円	5 面会or電話交通or打合せ+閲覧or謄写+十分検討	25,000円	33,000円	41,000円	57,000円																																			
	1	2	3	4	5																																																																																																
面会or電話交通or打合せ	9,000円	6,000円	16,000円	15,000円	25,000円																																																																																																
閲覧or謄写																																																																																																					
面会or電話交通or打合せ+閲覧or謄写																																																																																																					
面会or電話交通or打合せ+閲覧or謄写+十分検討																																																																																																					
原審記録の丁数	～1000	1001～5000	5001～10000	10001～																																																																																																	
1 面会or電話交通or打合せ	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円																																																																																																	
2 閲覧or謄写	6,000円	9,000円	12,000円	18,000円																																																																																																	
3 閲覧or謄写+十分検討	16,000円	24,000円	32,000円	48,000円																																																																																																	
4 面会or電話交通or打合せ+閲覧or謄写	15,000円	18,000円	21,000円	27,000円																																																																																																	
5 面会or電話交通or打合せ+閲覧or謄写+十分検討	25,000円	33,000円	41,000円	57,000円																																																																																																	

遠距離面会等について

以下の活動に遠距離移動を伴う場合、交通費及び加算報酬(※)を算定する。

- ・少年との面会
- ・記録の閲覧若しくは謄写(※)
- ・裁判官、家庭裁判所調査官若しくは鑑別技官との打合せ
- ・被害者との示談交渉
- ・非行現場の確認
- ・目撃者、証人予定者その他事件関係者との打合せ
- ・少年の保護者、親族、身元引受人、学校関係者、雇用主、補導委託先若しくはこれに準じる者との打合せ

※記録の謄写については、履行補助者を用いてするときを含む。但しその場合は加算報酬は算定しない。

謄写費用について

- ①謄写枚数の全部につき、算定する場合(上限:白黒@20円、カラー@100円)
- ・否認事件(一部否認を含む)
- ・法定刑に死刑の定めがある事件
- ・故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件
- ・記録丁数が2000丁を超える事件
- ②複製枚数の全部につき、1枚10円で算定する場合
- ・上記①に該当する事件で、かつ複数弁護士が専任されている場合に、謄写記録の複製を作成したとき
- ③紙以外の媒体による謄写で、実費を算定する場合
- ・紙以外の媒体を複製する方法によらなければ謄写することができない記録を謄写したとき。

審判準備費用について

以下の費用につき、算定する(上限3万円)

- ・診断書の作成料
- ・23条照会の手数料
- ・審判書謄本の交付手数料

但し、1、4、5については、面会若しくは打合せの申し入れ、又は裁判所への意見書等の書面提出を行ったにとどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。

但し、1、4、5については、面会若しくは打合せの申し入れ、又は裁判所への意見書等の書面提出を行ったにとどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。
(2)記録謄写費用は「全謄写枚数」×20円

【資料30】

国選付添報酬・費用算定件数

地方 事務所	平成19年		平成20年			合計*
	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	0	2	2	3	1	8
多摩	0	1	1	0	1	3
神奈川	0	0	0	2	1	3
川崎	0	1	1	2	3	7
小田原	0	0	0	0	0	0
埼玉	1	1	6	8	7	23
川越	0	0	3	0	0	3
千葉	0	0	2	0	1	3
松戸	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	1	0	0	1
栃木	0	0	1	0	0	1
群馬	0	0	0	1	1	2
静岡	1	0	0	0	0	1
沼津	0	1	0	0	0	1
浜松	0	2	0	0	0	2
山梨	0	0	0	1	0	1
長野	2	0	0	0	0	2
新潟	0	1	0	0	0	1
大阪	1	4	6	9	3	23
京都	0	0	0	2	0	2
兵庫	0	0	0	2	2	4
阪神	0	0	0	0	0	0
姫路	0	0	1	0	0	1
奈良	0	2	0	1	0	3
滋賀	0	1	0	1	3	5
和歌山	1	0	1	0	0	2
愛知	0	3	1	0	1	5
三河	0	0	0	1	0	1
三重	0	0	0	1	0	1
岐阜	0	0	0	0	2	2
福井	0	0	0	0	1	1
石川	0	0	1	0	0	1
富山	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0
岡山	0	2	0	0	0	2
鳥取	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0
福岡	0	1	3	0	2	5
北九州	0	0	1	1	2	4
佐賀	0	0	0	0	3	3
長崎	0	0	2	0	0	2
大分	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	1	0	0	1	2
沖縄	0	2	0	0	0	2
宮城	1	1	0	0	0	2
福島	0	0	1	0	0	1
山形	0	0	0	0	1	1
岩手	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	1	1
札幌	0	0	0	0	1	1
函館	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	1	2	0	1
釧路	0	0	0	0	0	2
香川	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	1	1
高知	0	1	1	0	0	2
愛媛	0	0	1	0	0	1
合計	7	27	37	37	39	146

* 合計は、各月の算定件数の中から、月をまたいで算定額の修正等を行った場合を
 控除した算定実数を記載している。そのため、各月を合計したものと一致しない。

【資料31】

常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況

旭川地方事務所の常勤弁護士の巡回状況

巡回時期	巡回支部	業務内容	法律事務の概要
平成19年4月	稚内	民事扶助事件	法律相談、弁論
平成19年5月	稚内	民事扶助事件、4号有償事件	法律相談、弁論
5月	留萌	民事扶助事件	法律相談
5月	紋別	国選弁護事件	接見
5月	稚内	4号有償事件	法律相談
5月	名寄	民事扶助事件	法律相談
5月	紋別	国選弁護事件	記録閲覧、接見
平成19年6月	紋別	国選弁護事件	記録閲覧、証人打合せ、接見
6月	紋別	国選弁護事件	公判
6月	稚内	民事扶助事件、4号有償事件	法律相談、判決
平成19年7月10日	稚内	民事扶助事件、4号有償事件	弁論、法律相談
7月	紋別	国選弁護事件	判決
7月	紋別	民事扶助事件	調停
平成19年8月	稚内	民事扶助事件、4号有償事件	法律相談
8月	稚内	民事扶助事件	法律相談
8月	紋別	民事扶助事件	調停
8月	名寄	民事扶助事件	破産開始決定審尋、法律相談
8月	稚内	民事扶助事件、4号有償事件	法律相談、弁論
8月	稚内	4号有償事件	法律相談
平成19年9月	名寄	民事扶助事件	破産開始決定審尋、法律相談
9月	稚内	民事扶助事件、4号有償事件	法律相談、弁論
9月	留萌	民事扶助事件、4号有償事件	破産開始決定審尋
9月	稚内	民事扶助事件	弁論
9月	稚内	民事扶助事件	法律相談
平成19年10月	紋別	民事扶助事件	弁論
10月	稚内	民事扶助事件、4号有償事件	弁論、売買契約
平成19年11月	名寄	民事扶助事件	破産開始決定審尋
11月	稚内	民事扶助事件、4号有償事件	弁論、調停、法律相談
11月	稚内	4号有償事件	法律相談
平成19年12月	紋別	民事扶助事件	弁論
12月	稚内	民事扶助事件	調停、弁論、法律相談
平成20年1月	稚内	民事扶助事件、4号有償事件	法律相談
1月	稚内	民事扶助事件	調停、弁論
平成20年2月	紋別	民事扶助事件	法律相談、弁論
2月	稚内	民事扶助事件	調停
2月	稚内	民事扶助事件	弁論
平成20年3月	稚内	民事扶助事件	調査、弁論、法律相談

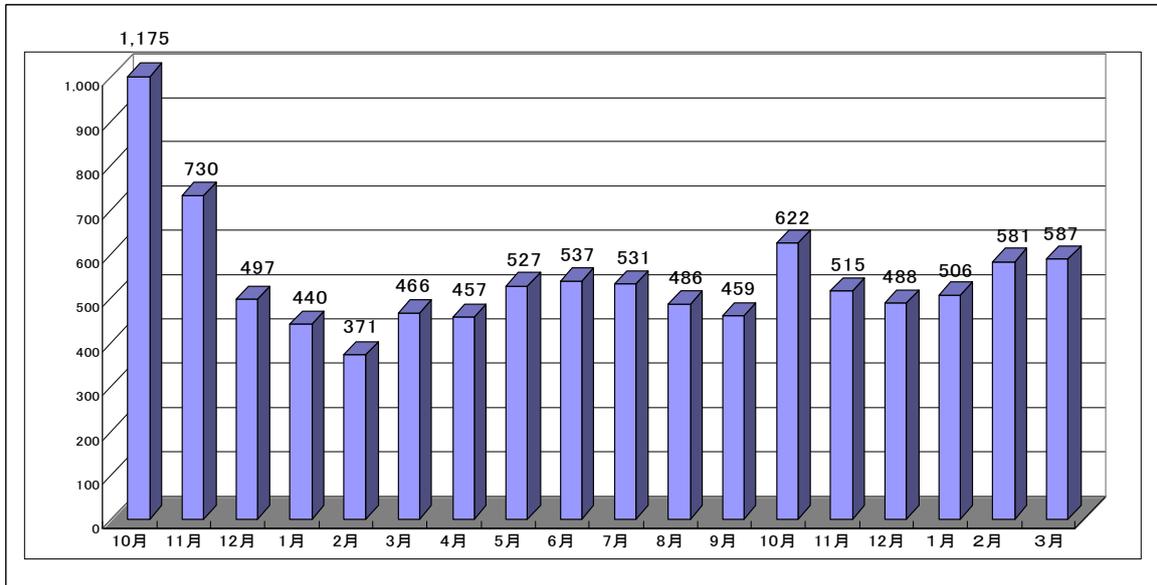
岐阜地方事務所の常勤弁護士の巡回状況(※)

巡回時期	巡回支部	業務内容	法律事務の概要
平成19年4月	御 嵩	国選弁護事件	接見
4月	御 嵩	国選弁護事件	接見
4月	御 嵩	国選弁護事件	接見
4月	御 嵩	国選弁護事件	接見
4月	御 嵩	国選弁護事件	接見
4月	御 嵩	国選弁護事件	接見
4月	御 嵩	国選弁護事件	接見
4月	御 嵩	国選弁護事件	接見
4月	御 嵩	国選弁護事件	接見、公判
4月	御 嵩	国選弁護事件	接見
4月	御 嵩	国選弁護事件	接見
4月	御 嵩	国選弁護事件	接見
4月	御 嵩	国選弁護事件	接見
4月	御 嵩	国選弁護事件	接見
4月	御 嵩	国選弁護事件	接見、公判
4月	御 嵩	国選弁護事件	接見
4月	御 嵩	国選弁護事件	接見
平成19年5月	御 嵩	国選弁護事件	接見、証拠保全
5月	御 嵩	国選弁護事件	公判
5月	御 嵩	国選弁護事件	接見
5月	御 嵩	国選弁護事件	接見
5月	御 嵩	国選弁護事件	接見
5月	御 嵩	国選弁護事件	接見
5月	御 嵩	国選弁護事件	接見、公判
5月	御 嵩	国選弁護事件	接見
5月	御 嵩	国選弁護事件	接見
5月	御 嵩	国選弁護事件	接見
5月	御 嵩	国選弁護事件	接見、公判
5月	御 嵩	国選弁護事件	接見
5月	御 嵩	国選弁護事件	接見
5月	御 嵩	国選弁護事件	接見
5月	御 嵩	国選弁護事件	接見
5月	御 嵩	国選弁護事件	接見
5月	御 嵩	国選弁護事件	接見、公判
5月	御 嵩	国選弁護事件	接見、公判
5月	御 嵩	国選弁護事件	接見
5月	御 嵩	国選弁護事件	接見
平成19年6月	御 嵩	国選弁護事件	接見
6月	御 嵩	国選弁護事件	接見
6月	御 嵩	国選弁護事件	接見、裁判官面接
6月	御 嵩	国選弁護事件	接見
6月	御 嵩	国選弁護事件	接見
6月	御 嵩	国選弁護事件	接見、公判
6月	御 嵩	国選弁護事件	接見
6月	御 嵩	国選弁護事件	接見
6月	御 嵩	国選弁護事件	接見
6月	御 嵩	国選弁護事件	公判
6月	御 嵩	国選弁護事件	接見
6月	御 嵩	国選弁護事件	接見

※ 巡回を行っていた岐阜地方事務所の常勤弁護士は、平成19年6月末に御嵩支部管内に新設した地域事務所に異動した。

【資料32】

犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移

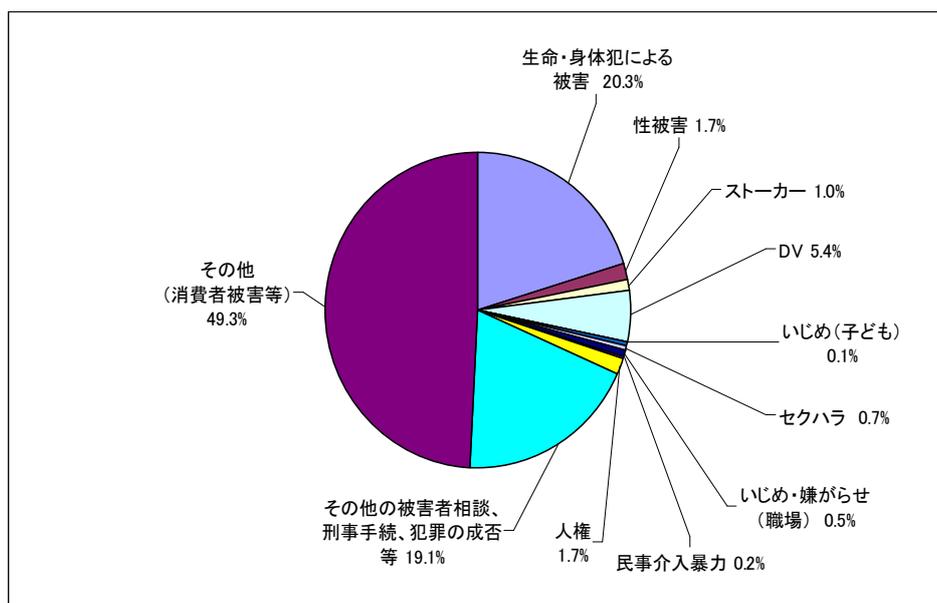


※ 業務開始以降 9,975件

※ 平成19年4月～同20年3月 6,296件

【資料33】

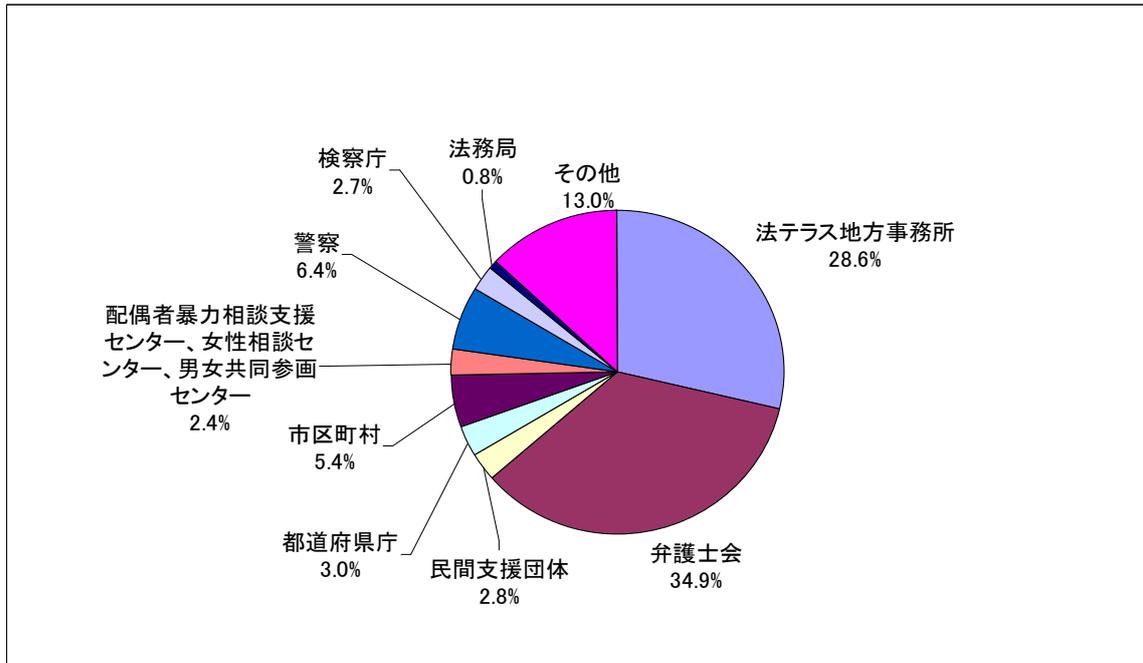
犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容



※ 平成19年度犯罪被害者支援ダイヤル受電件数(6,296件)に占める割合

【資料34】

犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせに係る紹介先



※ 犯罪被害・刑事手続等の分類に含む主なもの

- ① 刑事手続の仕組み
- ② 犯罪の成否
- ③ その他犯罪・刑事事件に関するもの(DV、虐待、いじめ、セクハラ、嫌がらせ、人権、民事介入暴力を含む。消費者被害を除く。)

【資料35】

日弁連委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

対象者		援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他被疑者段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	犯罪被害者	被害届提出、告訴・告発、事情聴取同行、法廷傍聴同行、証人尋問・意見陳述援助、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付申請及び報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民	難民認定申請、申請却下に対する異議申立、難民不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2 在留資格がないために民事法律扶助が利用出来ない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援 2 触法少年の警察官調査に関する付添人活動
⑦	精神障害者・心神喪失者	退院申立、処遇改善、帰住環境調査等の行政手続の代理
⑧	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑨	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

【資料36】

認知度調査結果概要（調査日：平成20年2月23・24日、3月1日）

図1 「法テラス」の認知度（全体）

サンプル数:1,100

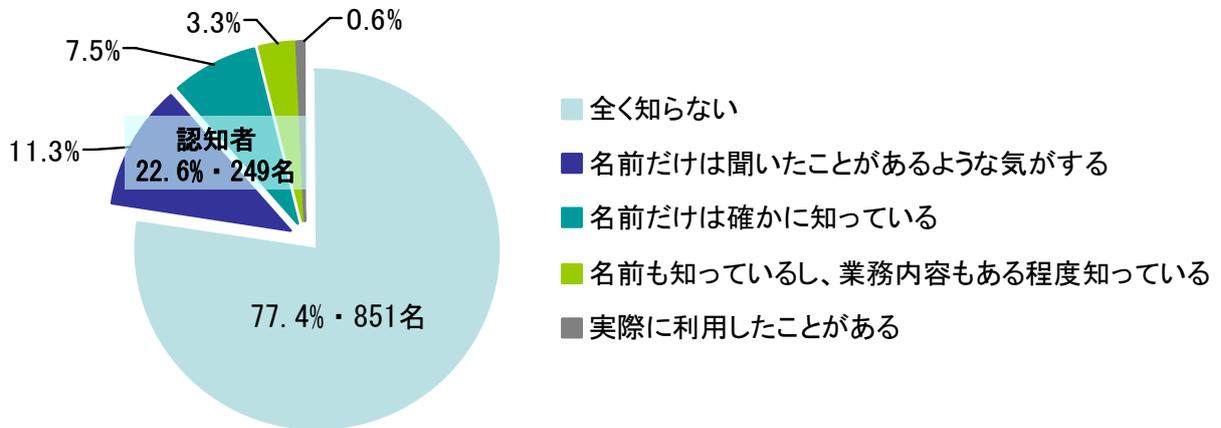


図2 性・年齢別の認知割合

サンプル数:1,100（男性550、女性550）

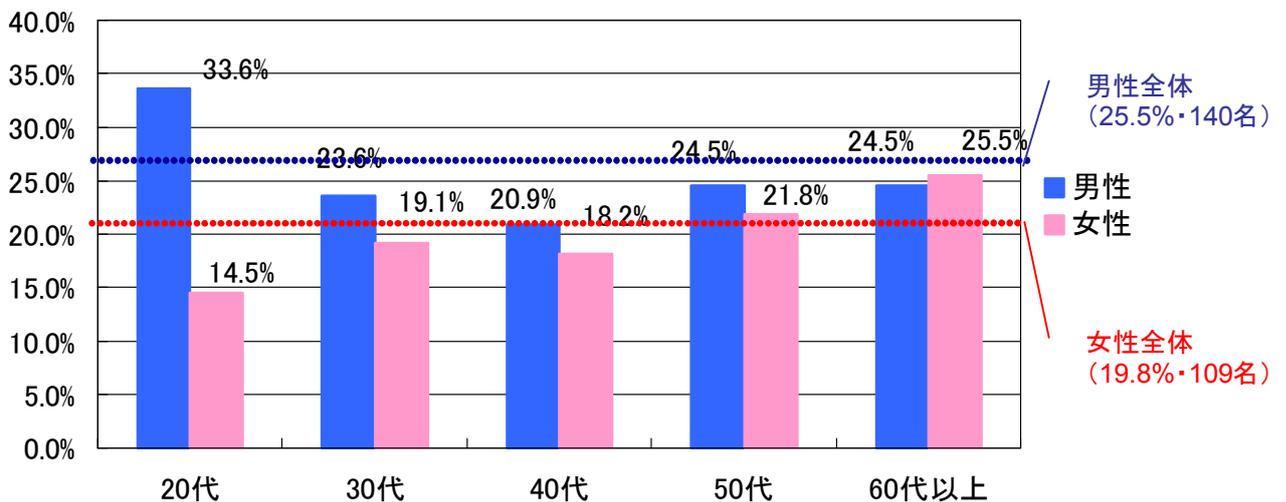
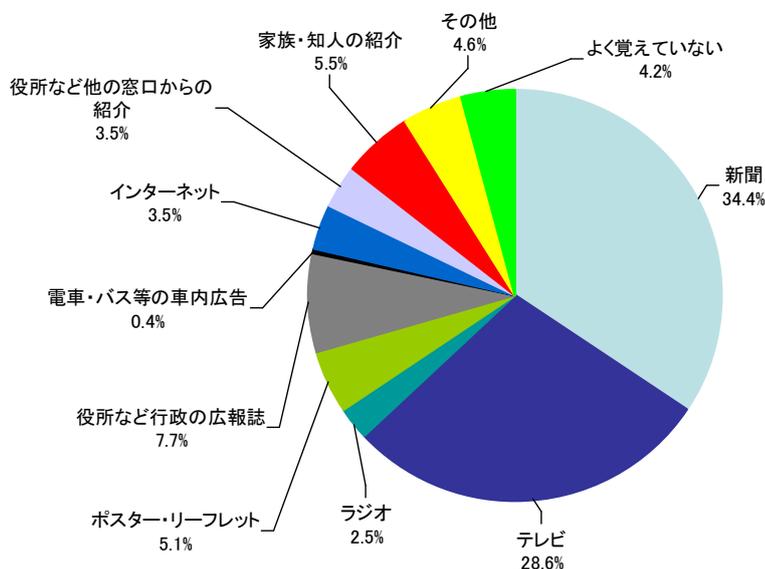


図3 認知者の認知経路

サンプル数:249



【資料37】

平成19年度地方協議会開催一覧

地方事務所	開催日時		主な議題等	参加者数
東京	平成20年2月12日	14:00～16:00	多重債務者・犯罪被害者支援の問題を中心とした関係機関窓口と法テラス業務の連携(パネルディスカッション)	148名(111団体)
東京(多摩)	平成19年11月19日	13:30～15:30	業務説明 法テラス1周年と多摩の法律相談(パネルディスカッション)	64名(51団体)
神奈川	平成19年11月6日	14:00～15:30	業務説明 関係機関との在り方について説明	45名
神奈川(川崎)	平成19年10月10日	15:00～16:30	業務説明	27名
神奈川(小田原)	平成19年10月19日	15:00～16:30	業務説明及び実績報告	19名
埼玉	平成19年9月14日	15:00～16:30	関係機関との連携、協力体制について 法テラスの各種制度の活用方法について	109名
埼玉(川越)	平成19年9月28日	14:30～16:00	法テラス埼玉の概要と業務状況について 民事法律扶業務及び情報提供業務について	19名
埼玉(秩父)	平成19年9月26日	15:30～17:00	法テラス埼玉の概要と業務状況について 民事法律扶業務及び情報提供業務について	14名
千葉	平成19年7月20日	13:30～15:30	活動概要について 今後の連絡体制について	21名
茨城	平成19年10月23日	13:30～15:30	法テラスの業務説明、法テラス茨城の実績報告 民事法律扶助制度の説明	87名
栃木	平成20年1月21日	14:00～16:10	法テラスの業務の概要及び法テラス栃木の業務実績 多重債務者問題に対する地方公共団体等の取組みと法テラスの役割	62名(54団体)
群馬	平成19年10月11日	13:30～15:30	業務状況報告 関係機関との協力等、業務運営計画について	59名
静岡	平成20年2月29日	14:00～16:00	法テラス静岡の活動報告 多重債務について	67名
静岡(沼津)	平成20年2月27日	14:00～16:00	法テラス沼津の業務報告 情報提供業務、民事法律扶助業務の実情と課題	24名(18団体)
静岡(浜松)①	平成20年2月4日	14:00～16:00	法テラス浜松の業務報告及び業務解説 各関係機関とのよりよい連携を目指して	52名
静岡(浜松)②	平成20年2月25日	14:00～16:00	法テラス浜松の業務報告及び業務解説 各機関における相談業務(窓口業務)の実情について	16名
山梨	平成19年7月6日	14:00～16:00	業務報告 次年度業務計画	92名
長野	平成19年7月19日	13:30～15:30	業務状況説明 関係機関との協力等、業務運営計画について	60名(53団体)
新潟①	平成19年4月27日	14:00～16:15	法テラス新潟の業務報告 法テラス本部コールセンターの業務について	90名
新潟②	平成19年7月20日	15:00～16:35	労働関係機関(窓口担当者)との意見交換会	17名
新潟③	平成19年10月30日	15:00～16:45	犯罪被害者支援のための意見交換会	16名
新潟④	平成19年10月31日	15:00～16:30	新潟県司法書士会との意見交換会	8名
新潟⑤	平成20年1月8日	15:00～17:00	裁判所窓口担当者との意見交換会	16名
新潟⑥	平成20年2月14日	15:00～17:00	市内関係機関(一般・土地建物)との意見交換会	28名
大阪	平成19年8月29日	15:00～17:00	法テラス大阪の現状報告	49名
京都	平成19年10月29日	13:30～15:30	活動状況報告及び今後の展望 近接業務との連携状況	78名(67団体)
兵庫	平成20年1月23日	13:30～15:30	法テラス兵庫の活動報告 業務全般、司法過疎、広報について	19名
奈良①	平成19年9月13日	13:30～15:30	法テラス及び法テラス奈良の概要 関係機関等との連携・協力関係について	63名
奈良②	平成19年9月26日	13:30～15:30	法テラス及び法テラス奈良の概要 関係機関等との連携・協力関係について	63名
滋賀	平成20年2月12日	13:30～15:30	法テラス滋賀の業務実績報告 巡回相談、出張相談等について	47名
和歌山	平成19年11月27日	13:30～16:00	法テラス和歌山の業務報告 今後の運営方針について	81名(55団体)
愛知①	平成19年11月21日	14:00～16:00	法テラス愛知の業務報告 地域相談窓口等との連携について	45名
愛知②	平成20年3月19日	14:00～16:00	法テラスの業務説明 ホームページ利用(デモンストレーション)	51名(39団体)
愛知(三河)	平成19年11月22日	14:00～16:00	法テラス三河の業務報告 各関係機関の窓口での相談状況について	45名
三重	平成19年10月3日	14:00～16:00	法テラス三重の業務実績報告 関係機関との連携について	9名(8団体)
岐阜	平成19年11月8日	14:00～16:00	法テラスの業務概要の説明 可児法律事務所の業務について	106名
福井	平成19年12月19日	10:00～11:50	法テラス福井の業務報告 各機関における相談実績等の説明	13名
石川①	平成19年9月14日	13:30～15:10	多重債務問題意見交換会	19名(17団体)
石川②	平成20年11月28日	13:30～15:30	多重債務問題について	8名(8団体)
富山	平成20年3月24日	13:30～14:45	法テラス富山及び法テラス魚津の業務概要について 法テラス魚津における業務開始移行の状況について	32名(29団体)
広島	平成20年1月23日	13:30～15:30	業務報告及び関係機関等との連携について 情報提供から民事法律扶助への業務の流れについて	108名
山口	平成19年10月1日	13:30～15:30	法テラス業務概況説明	68名

地方事務所	開催日時	主な議題等	参加者数
岡山	平成20年2月20日 13:30～15:30	法テラス岡山の活動状況について 日弁連委託援助業務について(講演)	54名(48団体)
鳥取	平成20年2月18日 13:30～15:30	法テラス鳥取の業務報告 関係機関との連携強化について	62名
島根 ①	平成19年7月5日 14:00～16:00	法テラス業務報告 関係機関の相談状況について	27名
島根 ②	平成19年10月18日 14:30～15:15	法テラスについて 法テラス浜田法律事務所の業務について	20名
福岡	平成19年11月13日 14:00～16:00	法テラス福岡の業務報告 広報活動(無料法律相談会)の結果報告	94名
福岡(北九州)	平成19年11月14日 14:00～16:00	法テラスの業務について 法テラスにおける情報提供業務について	52名(44団体)
佐賀	平成19年7月23日 13:30～15:30	法テラスの業務について、法テラス佐賀の業務実績 関係機関等との連携について、民事法律扶助制度について	38名
長崎	平成19年10月22日 14:00～16:00	法テラス長崎の業務説明	100名
大分	平成19年9月19日 14:00～15:45	業務説明 関係機関との連携強化について	88名(61団体)
熊本 ①	平成19年5月24日 10:00～12:00	多重債務問題に関わる関係機関との連絡協議会	25名(10団体)
熊本 ②	平成19年7月17日 14:00～16:00	女性相談窓口を開設している機関との連携のための連絡協議会	24名(8団体)
熊本 ③	平成19年10月2日 14:00～16:30	法テラスの概要及び法テラス熊本の業務報告 地域における司法アクセスの改善を目指して(パネルディスカッション)	100名
熊本 ④	平成19年11月27日 14:00～16:00	高齢者支援のための連絡協議会	17名(8団体)
鹿児島	平成20年3月14日 13:30～15:30	法テラスの業務状況報告 法テラスの業務内容説明	80名
宮崎	平成20年2月29日 13:30～15:30	法テラスの概要について 民事法律扶助業務及び情報提供業務について	58名
沖縄	平成20年3月13日 13:30～15:45	消費者被害の実情について(講演) 法テラス沖縄の業務概況について	43名
宮城	平成19年11月28日 13:30～15:30	多重債務問題と解決策について(講演) 法テラスの業務と実績について 関係機関等との連携について	50名
福島	平成19年9月25日 15:00～16:00	各業務について	8名
山形	平成19年11月14日 14:00～15:30	法テラス山形の業務実績報告 関係機関等との連携・協力関係について	50名
岩手	平成19年10月10日 13:30～	法テラス岩手の業務概況説明 情報提供業務、民事法律扶助業務と関係機関との連携について	48名(43団体)
秋田	平成19年11月28日 13:30～15:00	法テラス及び法テラス秋田の業務状況について 民事法律扶助制度について	60名(58団体)
青森	平成19年9月27日 13:30～15:30	法テラス青森の業務状況、実績について	37名
札幌	平成19年10月17日 13:30～15:30	活動状況の報告 各機関との連携の状況につて	96名
函館	平成19年10月24日 13:30～15:30	法テラスの業務(民事法律扶助、情報提供)に関する説明及び質疑応答	68名(62団体)
旭川	平成19年6月20日 14:00～16:00	法テラス旭川の業務状況について	49名
釧路 ① [十勝]	平成19年9月10日 13:30～15:00	法テラス及び法テラス釧路の業務報告 業務説明	36名
釧路 ② [北網]	平成19年10月15日 13:30～15:00	法テラス及び法テラス釧路の業務報告 業務説明	37名
釧路 ③	平成19年10月23日 13:30～16:00	法テラス及び法テラス釧路の業務報告 業務説明	51名
香川	平成20年2月29日 14:00～15:40	法テラスの業務について 法テラス香川における情報提供業務について	53名
徳島	平成20年2月25日 14:00～15:30	法テラス徳島の業務状況報告 民事法律扶助業務及び情報提供業務について	60名
高知	平成20年2月14日 13:30～15:30	法テラスの業務説明 多重債務、犯罪被害者等について	44名
愛媛	平成19年9月14日 14:00～16:10	法テラスの業務説明 法テラス愛媛の実績報告	91名

【資料38】

各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数等

地方事務所	関係機関 ・団体数	窓口総数
東京	326	1,859
神奈川	244	889
埼玉	151	434
千葉	197	843
茨城	155	372
栃木	136	315
群馬	139	675
静岡	166	892
山梨	98	267
長野	254	533
新潟	162	589
大阪	225	632
京都	128	448
兵庫	205	814
奈良	108	298
滋賀	138	398
和歌山	127	237
愛知	298	1,168
三重	133	576
岐阜	141	415
福井	112	327
石川	154	326
富山	120	325
広島	198	841
山口	135	439
岡山	170	715
鳥取	124	300
島根	96	272
福岡	193	752
佐賀	132	546
長崎	146	533
大分	128	402
熊本	110	381
鹿児島	130	304
宮崎	101	331
沖縄	121	221
宮城	104	506
福島	188	520
山形	109	220
岩手	134	267
秋田	100	472
青森	114	389
札幌	300	571
函館	120	213
旭川	122	250
釧路	169	373
香川	110	268
徳島	120	289
高知	90	291
愛媛	95	301
合計	7,576	24,599
平均	151.5	492.0

【資料39】

常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況

1 法曹経験のある常勤弁護士対象

(1) 内定者業務研修

<実施日:平成19年9月13日～14日>

講義	諸外国における常勤弁護士制度と我が国の常勤弁護士制度の展望
講義	家事事件・少年事件の現状と家庭裁判所が取り組んでいる課題について
参加型研修	刑事弁護実務
講義	国選弁護関連業務と日弁連委託事業について
講義	犯罪被害者関係実務
講義	民事法律扶助業務の解説
講義	総合法律支援概説・常勤弁護士の業務手順の解説

(2) 業務研修・事例研究等

<実施日:平成19年8月7日～8日>

講義・討議	求刑と量刑に関する近時の動向 ～起訴・不起訴の境界事例、求刑に関する近時の動向について～
講義・討議	求刑と量刑に関する近時の動向 ～実刑・執行猶予の境界事例、重大事犯等に関する近時の量刑基準～
事例研究	刑事事件の検討 ～常勤弁護士が実際に取り扱った事件を題材として事例分析及び討議～
事例研究	困難事例の検討 ～高齢者・障がい者事件に対する対処例など～

<実施日:平成20年1月29日～30日>

講義・討議	裁判員制度下における当事者の公判活動について
講義・討議	裁判員制度下における公判活動について
事例研究	刑事事件の事例研修 ～常勤弁護士による仮想事例における尋問演習～
事例研究	困難事例の検討 ～困難なDV事件に対する対処例～

2 司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士対象

(1) 内定者(新任)業務研修 (採用時期に併せて年2回実施)

<実施日:平成19年9月6日～7日、平成20年1月8日～9日>

講義	総合法律支援法の概要
講義	常勤弁護士の職務について
講義	民事法律扶助業務の解説
講義	民事実務 (基礎編:交渉・訴訟提起等) (発展編:司法ネットワークの形成)
講義	国選弁護・付添業務の概説
講義	受託業務の概要
講義	情報提供業務について
講義	犯罪被害者支援実務
講義	各種手続きについて

(2) 定期基礎研修 (1回目)

<実施日:平成20年3月18日～19日>

講義	依頼者との交渉、ネットワーク形成について
参加型研修	民事実務研修(債務整理:法律相談、交渉)
参加型研修	刑事実務研修(自白事件について:捜査段階の弁護活動)
事例研究	困難事例の検討
講義	日本司法支援センターの業務について

【資料40】

地方事務所の窓口対応専門職員

H20.3.31現在

地方事務所	配置席数 (犯罪被害者支援 担当含む) 平成19年度	現在の窓口対応専門職員数						法律専門職者 (司法書士・弁護士)	
		一般担当					② 犯罪被害 支援担当		合計 (①+②)
		消費生活 相談資格者	裁判所	法務省	その他	① 計			
東京	5.5	15	5	1	0	21	3	24	3
本所(四谷)									
多摩支部									
立川出張所									
霞が関分室									
神奈川	5	12	5	0	4	21	3	24	0
本所(横浜)									
川崎支部									
小田原支部									
埼玉	3	6	4	0	0	10	2	12	0
本所(浦和)									
川越支部									
千葉	3	6	1	1	2	10	2	12	0
本所(千葉)									
松戸支部									
茨城	2	1	1	0	5	7		7	0
栃木	2	4	0	0	0	4		4	0
群馬	2	1	0	1	2	4		4	2
静岡	3	8	0	0	0	8		8	8
本所(静岡)									
沼津支部									
浜松支部									
山梨	1	2	2			4		4	0
長野	2	2	3	1		6		6	4
新潟	2	2	1		2	5		5	17
大阪	4	8	2			10	1	11	16
本所(大阪)									
堺出張所									
京都	2	4	3	0	0	7	1	8	4
兵庫	4	6	0	0	1	7	2	9	0
本所(神戸)									
阪神支部									
姫路支部									
奈良	1	4	1	0	0	5		5	0
滋賀	1	2	2	0	0	4		4	1
和歌山	1	2	2	0	0	4		4	13
愛知	3	10	1	1	0	12	4	16	2
本所(名古屋)									
三河支部									
三重	1	2	1	0	0	3		3	6
岐阜	1	2	1	0	0	3		3	5
福井	1	0	1	1	1	3		3	8
石川	1	3	1	0	0	4		4	19
富山	1	2	1	0	0	3		3	8
広島	2	3	1	0	0	4	1	5	4
山口	1	2	1	0	0	3		3	10
岡山	1	1	0	1	0	2		2	10
鳥取	1	1	1	1	0	3		3	8
島根	1	2	1	0	0	3		3	4
福岡	3	3	0	1	9	13	1	14	0
本所(福岡)									
北九州支部									
佐賀	1	2	1	0	0	3		3	2
長崎	1	1	1	0	0	2		2	6
大分	1	6	0	0	0	6		6	12
熊本	1	2	3	0	0	5		5	4
鹿児島	1	2	2	0	0	4		4	16
宮崎	1	1	2	0	0	3		3	15
沖縄	1	0	1	1	1	3		3	31
宮城	2	3	1	0	0	4		4	12
福島	1	1	0	0	1	2		2	8
山形	1	1	1	1	0	3		3	8
岩手	1	2	1	0	0	3		3	9
秋田	1	1	1	0	0	2		2	4
青森	1	1	1	1	0	3		3	11
札幌	3	3	1	0	2	6	2	8	0
函館	1	0	0	0	2	2		2	0
旭川	1	2	1	2	0	5		5	0
釧路	1	2	1	0	0	3		3	0
香川	1	2	0	0	1	3		3	0
徳島	1	2	1	0	0	3		3	0
高知	1	2	2	0	1	5		5	0
愛媛	1	3	1	0	0	4		4	0
計	84.5	155	64	14	34	267	22	289	290

注1)「配置席数(犯罪被害者支援担当含む)」は、各日(原則として午前9時から午後4時のうち6時間)、各事務所に勤務している窓口対応専門職員の人数を示す。(窓口対応専門職員はシフト制により勤務している。)

注2)「現在の窓口対応専門職員数」は、各職員が有している資格ごとの数を示す。

注3)「消費生活相談資格者」は、窓口対応専門職員のうち、消費生活相談業務に関する次のいずれかの資格を有する者の数を示す。

ア 消費生活専門相談員[独立行政法人国民生活センター認定]

イ 消費生活アドバイザー[経済産業大臣認定]

ウ 消費生活コンサルタント[財団法人日本消費者協会認定]

注4)「裁判所」は、窓口対応専門職員のうち、裁判所における書記官等窓口対応業務経験を有する者の数を示す。

注5)「法務省」は、窓口対応専門職員のうち、地方法務局における各種窓口対応業務経験を有する者の数を示す。

注6)「その他」は、窓口対応専門職員のうち、地方公共団体、その他の行政官庁等の公的機関や、弁護士会、司法書士会、民間企業等における窓口対応業務経験を有する者の数を示す。

注7)「犯罪被害者支援担当」は、窓口対応専門職員のうち、犯罪被害に関する相談窓口経験を有する者の数を示す。

注8)「法律専門職者(司法書士・弁護士)」は、窓口対応専門職員同様に地方事務所窓口において情報提供業務に従事する司法書士・弁護士の数を示す。